

384-43
1200501455405

384
43

30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4

始



蘇峰德富猪一郎著



明治天皇御宇史 第七册

〔官軍東下篇〕





勝安房畫像

(明治元年三月廿三日時之姿)

(川村清雄筆・伯爵勝芳孝氏所藏)



官軍東下篇 刊行に就て

明暗二筋

明治史劈頭に於て、幾多の面白き活劇がある。其中でも自ら明暗二筋の筋道がある。例へば薩長藝が、討幕の密勅を奉請降下の如きは、若し之を大なる陰謀と云ふが程かでないとするれば、尠くとも大なる地下工作である。これに反して江戸城受の一齣の如きは、公明正大、稠人環視の中に行はれたる、極めて朗かなる活劇である。此の如き活劇を見れば、恰も長き長き眞暗なる隧道を過ぎて、天高く地廣く、滿眸快濶なる世界に出で來りたるが如く、寔に愉快の極みである。

易受渡不容

世間では江戸城受取り渡しは、西郷、勝兩人談笑の間に、恰も犬の仔や猫の子を授受する如く、容易に出來たのを見て、當然のことの様に思ふが、三百年來龍蟠虎踞して天下に號令し、日本全國の凡有る權力の七八迄は其の中心であつた其の江戸の、其の又た中心である江戸城を受取り渡しする事は、決して容易のことでは無かつた。

舊勢力打
倒の難

徳川家康が關ヶ原の大勝以來、殆んど二十年を経て、天下の兵權と家康の威望とを以て、孤兒寡婦と天下の浪人とが籠城したる大阪城をば、冬の陣にて抜く能はず、夏の陣に至つて漸くこれを抜いたことを憶へば、思ひ半ばに過ぐるものがある。

兩雄相對

予曾て洗足池畔、海舟翁の建てたる南洲の詩碑と、海舟翁自身の墳墓との相對するのを見て、一詩を賦して曰く。

堂堂錦飾壓關東、百萬死生談笑中。群小不知天下計、千秋相對兩英雄。

此の活劇は要するに相手が南洲であり、海舟であつて、初めて出来たものである。如何に英雄南洲でも、智謀の士海舟でも一人芝居では、とても此の活劇は演じられない。

西郷の徳
川庇護

「心は萬境に隨つて轉ず」といふが、南洲がそれであつた。彼彼京都出發の際には、江戸城を攻略し、徳川慶喜の首を引抜く程の權幕であつた。然るに彼は駿府の總督

西郷の順
應性

本營に於て、山岡鐵舟の訴願に接し、又た海舟と親しく品川灣頭に於て相見るや、寧ろ身を以て其の恭順の取次を爲し、徳川庇護の張本人とも云ふ可き立場となつた。謂はゞ原告の辯護士が、被告に味方して、其の申分を取次ぐ様になつたのだ。されど天下を擧げて南洲を英雄とし、今尙ほ彼を崇拜する所以は、彼が實に此の如く物に應じ事に當り、それに順應す可き心境を有つてゐたからである。

西郷の心
を動かした
る者

南洲をして徳川方の訴願を朝廷に向つて取次がしめ、同時に其の訴願の味方たらしむるに至りたるものは、必らずしも勝海舟一人の力では無い。それは上野輪王寺宮方面の訴願もあつた。或は靜寛院宮筋の訴願もあつた。併し此等は左程大なる効果が無かつたばかりでなく、或る場合には最負の引倒しとなつたかも知れぬ。又た慶喜恭順の旨を取次いだる方面には、松平春嶽、伊達宗城、山内容堂、徳川慶勝等もあつたであらう。併しそれ等は決して西郷の心を動かす事は出来無かつた。

最も西郷

西郷の心を最も動かしたのは、萬死を冒して、山岡鐵太郎が駿府の總督府本營ま

の心を動かしたる者

で飛込んで来た事と、次には英國公使パークスが横濱に於ける中立地帯を確持し、且つ降参したる者に向つて兵を加ふるの理無きを力説したること、是が南洲をして考慮せしめたものと察せらるゝ。

海舟の功

然も一切を總括して之を考察すれば、獅子の分け前は、固より海舟其人の手に歸せねばならぬ。海舟微りせば、とても此の如き鮮かなる名劇を演出することは難かつたであらう。若し其後、上野の戦争が無かつたら、尙更ら好手際であつたが、上野の戦争は謂はゞ玉に瑕瑾である。併しこれ程の大事件にしては、強ひて之を咎むるにも及ぶまい。如何に海舟が八面十六臂の能力ありとしても、とても旗本十萬騎を悉く押へ付くることは出来無かつたであらう。

維新史の光輝

世間では西郷が甘くも海舟に欺まされて、一杯喰はされたといふが、それは所謂英雄の心中を解せざる群小の意見に過ぎない。我が皇徳をして天の如く大ならしめたるものは、實に此に存す。江戸城の無事受渡しに依つて、初めて密勅の降下も、鳥羽伏見の會戦も、一切が淨化せられて、維新史が明煌々の光を放つ事が出

来るのだ。若し官軍が強ひて江戸城を攻略し、必要無きに兵を弄するに於ては、縱令それで成功しても、維新史の光明は全くとは云はぬが、頗る滅殺さるゝものがあつたに相違あるまい。予は必らずしも西郷の盲信者では無いが、官軍東下に際して、彼が取りたる措置は、極めて賢明なる一であつたと云ふを憚らない。

瘦我慢の見當違ひ

世間では又た、瘦我慢の説などを唱へて、海舟の措置を咎むるものもあるが、それは實に大なる見當違ひと云はねばならぬ。當時の官軍は錦旗を翻へし、朝廷の命を奉じて東下したるものである。武士の意地として、それに向つて抵抗せざる者に就て、我等は強ひてそれを咎め立てするといふことは、極めて見當違ひである。何故なれば相手は日本人であれば、戦争は日本人同志の戦争である。謂はば内輪の喧嘩である。然も大勢は既に定まつて、政權は朝廷に歸してゐる。斯る場合に於て、慶喜恭順の意志を奉體し、これを徹底的に完遂したる海舟の手際は、實に天晴れと云はねばならぬ。

搜我慢主
唱者の無
責任

斯る場合に於て、衆難群謗を冒して、敢然江戸城を開城するに至りたる勇氣は、江戸城を衛守して奮闘して死する者に比すれば、更らに幾許の勇氣を必要とする。若し幕府の祿を喰みたるが爲に、幕府の爲に戦はねばならぬと云はゞ、幕府の亡滅を傍觀しつゝ、恰も無關係者の如き立場に在つて、天下定まりたる後に、搜我慢の説を唱ふる如き論者自身も、亦た頗る無責任の説を弄するものと云はねばならぬ。

賢明なる
措置

予は強ひて海舟の爲に辯護せんとする者では無い。然も海舟の執りたる措置は、又た最も賢明なる措置にして、極めて大乘的見地より、見下して、其の所信を遂行したるものと稱讚するに憚らない。

海舟饒舌
の禍

但だ海舟が其の大活劇の後に、餘りに長命し、其の長命の際、餘りに饒舌であつたことは、海舟の爲に稍々其の光彩を減じたる憾無しとせず。それが爲に、搜我慢の説なども出で來り、又たそれに唱和する者も生じたものであらう。斯く云へばとて、予は決して海舟に向つて江戸城明渡しの後には、直ちに腹割き切つて死した方

が得策であつたと云ふでは無い。海舟の長命は日本から云へば、決して無用では無かつた。海舟は死に抵る迄相當の奉公をした。

昭和十六年十月念六 岳麓山中湖畔

双宜莊紅楓窓に映する處に於て

蘇 峰 七 十 九 叟

例言

- 一 本篇は修史第三期、即ち、近世日本國民史著作の目的である明治天皇御宇史第七冊、織、豐、徳、孝明天皇時代以來、通算第六十八冊。
- 一 本篇は昭和十二年六月十日起稿、昭和十二年八月九日脱稿。
- 一 現在明治天皇御宇史第八冊、新政内外篇第九冊、關東征戰篇第十冊、奥羽和戰篇第十一冊、奥羽戰爭篇第十二冊、會津籠城篇第十三冊、北越戰爭篇第十四冊、奥羽平定篇第十五冊、函館戰爭篇第十六冊、明治政務篇第十七冊、新政扶植篇第十八冊、法度制定篇第十九冊、薩長内政篇第二十冊、内政統制篇第二十一冊、廢藩置縣篇第二十二冊、廢藩置縣後形勢篇第二十三冊、内政外交篇第二十四冊、歐米と東洋篇第二十五冊、征韓論前篇を稿了し、今や第二十六冊、征韓論後篇起稿中である。
- 一 本年三月十七日以來の宿病漸く癒え、九月一日より足掛け七個月振りに初めて史稿を繼續することゝなつた。而して今や順調に進行しつゝある。

一 本年の上期には、史筆進行頗る快速にして、約五冊を完成する豫算であつた。不幸疾の爲に其半に止まる。これ又た予に取つては一厄運であつた。然かも厄の窮まる所は即ち福。予は將來の光明を望んで、徐ろに筆を執りつゝある。

昭和十六年十月二十六日

蘇峰 七十九 叟

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第七冊 目次

第壹章 江戸歸還後の徳川慶喜

一 鳥羽伏見戦と關原役

鳥羽伏見戦の効果〔二〕 戦争廻轉機を作る〔二〕 關原役との比較〔三〕 關原役の影響〔三〕 鳥羽伏見役の影響〔三〕 東征の必要〔四〕

二 主戦論の江戸

戦争の口火〔五〕 慶喜の不人氣〔五〕 改善の中心問題〔六〕 幕府の期待〔六〕 幕府の主戦論者〔七〕 主戦論の勢〔七〕

三 徳川慶喜江戸に還る

慶喜最初より恭順論〔八〕 江戸歸著〔九〕 歸途船中眞意吐露〔九〕 皆生色なし〔一〇〕 上意宣達〔一〇〕 歸著觸書〔一一〕

四 徳川慶喜と静寛院宮

静寛院宮との交渉〔一二〕 宮事變を知る〔一二〕 慶喜東歸報告〔一三〕 慶喜天璋院面會〔一三〕 天璋院取成〔一四〕 宮慶喜面會〔一四〕

目次

五 徳川慶喜の雪冤運動……………一五

春嶽に運動依頼(一五) 徳川一家頼みの柱(一六) 諸藩に運動依頼(一六) 老中演達書(一七)
上意書(一八) 虫の善き釋明(一八)

六 雪冤運動と靜寛院宮……………一九

宮に頼るの利益(一九) 宮の御詫引受(一九) 女使差立の方案(二〇) 慶喜宮に面會(二〇)
女使差立決定(二〇) 書付認直し(二一) 宮の思慮周到(二一)

七 雪冤運動と靜寛院宮(二)……………二二

慶喜謝罪の狀(二二) 使者決定(二三) 宮橋本宛狀(二四) 宮の御氣象(二五)

第二章 江戸の主戦論……………二六

八 江戸に於ける主戦論者の主張(一)……………二六

江戸主戦論(二六) 多数者の主張(二七) 筋違見附張出檄文(二七) 彰義隊檄文(二八) 反抗
気分亦當然(二九)

九 江戸に於ける主戦論者の主張(二)……………二九

主戦派の議論(二九) 城中の混雜(三〇) 慶喜在阪中の恭順論(三一) 恭順徹底の時期(三一)

一〇 柳河春三大舉西征の建白……………三二

新知識者中の主戦論(三二) 柳河建白書(三三) 府内警衛策(三三) 大舉西征策(三四) 機失
ふべからず(三四) 外国交際策(三五) 言路洞開策(三五) 上國風雲と没交渉(三六)

一一 福地源一郎の懺悔談(一)……………三六

諸臣意見申陳(三七) 水野のあきらめ(三七) 強硬小栗罷免(三八) 主戦論者の鼻息(三九)

一二 福地源一郎の懺悔談(二)……………四〇

分別なき主戦論(四〇) 外力依頼の策議(四一) 福地衷心よりの告白(四一) 滔滔皆然り(四
二) 慶喜を怨む(四二) 武士教育の自然歸結(四三)

一三 福澤諭吉の觀察……………四三

城中亂雜(四三) 加藤の主戦論(四四) 加藤福澤問答(四五) 人数調べ(四六) 戦意なき一證
(四六)

一四 佛國公使の再起説……………四七

ロッシユの再起悠通(四七) ロッシユの面會請求書(四七) 右返翰(四八) 慶喜ロッシユ會見
(四八) 慶喜日本國體強説(四九) 幕吏ロッシユに對する信頼(五〇)

第三章 江戸の大勢達觀者……………五一

一五 大久保一翁の書簡(一).....五二
 江戸の大勢達観者(五一) 大久保の觀察(五一) 舊習一洗の機(五二) 國內鬭争夷人の悦(五二)
 二) 慶喜自身大難に膺るの要(五二) 雪冤の機遠からじ(五三) 異説者夢中(五三) 外侮防
 禦(五四)

一六 大久保一翁の書簡(二).....五四
 小栗一味や、銷沈(五四) 慶喜隱居希望の非(五五) 又一亂の憂(五五) 血氣少々鎮靜(五五)
 硬者必しも強ならず(五六) 下々氣勢に困却(五六) 大久保の人物(五七)

一七 海舟日記に現はれたる勝安房(一).....五八
 大久保と勝との異同(五八) 參與へ一書呈進(五八) 官軍問罪の擧の噂(五九) 支那印度の前
 例(五九) 皇國同轍の難(六〇) 勝の態度(六〇) 勝の特使命取消(六〇) 取消理由(六一)

一八 海舟日記に現はれたる勝安房(二).....六一
 三道城主への呈書(六一) 伏見の擧の誤(六一) 忠諫の要(六一) 忠諫なき怪(六一) 附和東
 下の非(六二) 勝陸軍總裁に任ぜらる(六三) 勝佛使と面談(六三) 横議紛々(六四)

第四章 幕府の新組織と勝陸軍總裁の方針.....六五

一九 勝安房と其の反對黨.....六五

二〇 群議と徳川慶喜の態度.....六八
 幕府新内閣(六八) 當時の形勢(六九) 三家三卿私營を先にす(六九) 軍議區々(七〇) 慶喜
 群臣曉諭(七〇) 暴動禁止(七一) 勝著語(七一)

二一 徳川慶喜と勝安房(一).....七二
 恭順決意發表(七二) 勝の戰略(七二) 恭順論の本家(七三) 勝の感激(七三) 大久保亦始ま
 りの恭順論(七三) 勝の思惑(七四) 恭順論發足點の異同(七四)

二三 徳川慶喜と勝安房(二).....七五
 勝の主戰方略(七五) その結果(七六) 恭順また難し(七六) 上國の士の略(七七) 絶對服従
 策(七七) 君上決心の要(七八) 汚辱一新の策(七八)

二三 勝安房と佛國教師.....七九
 主戰論者の背景(七九) 勝總裁任命の事情(七九) 雇佛士官の開戦勸説(八〇) 佛士官解雇通
 告(八〇) 不戦通告(八一) 雇教師あくまで主戰勸説(八一) 非に不肯(八二)

二四 勝安房と言論の利用(一).....八二
 また一書を上國參與に贈る(八二) 魯の日本内政干渉説(八三) 魯の眞意(八四) 支那印度の

轍〔八四〕 勝の露國利用〔八五〕 内争永續の不可〔八五〕

二五 勝安房と言論の利用(二)……………八六

更に京都參與に上書〔八六〕 國內紛争の因〔八六〕 憤争皆憂國に發す〔八七〕 關東情勢〔八七〕
王者の政〔八八〕 強弱の轉化〔八八〕 憤死の怨歸する所〔八八〕 勝卑屈ならず〔八九〕

二六 勝安房と言論の利用(三)……………八九

西郷海江田への一書〔九〇〕 恭順第一意〔九〇〕 恭順第二意〔九〇〕 鎮撫甲斐なし〔九〇〕 和
宮安全に對する配慮〔九一〕 和宮に關する御内書〔九一〕 只皇室あるのみ〔九二〕 立言體を得
〔九三〕

第五章 徳川慶喜恭順屏居……………九四

二七 越前君臣、徳川慶喜の恭順の實無きを指摘す(一)……………九四

慶喜救解周旋者〔九四〕 慶喜の反省要求〔九四〕 大久保一翁宛返書〔九五〕 中根大阪に赴く
〔九五〕 途中状況〔九五〕 森計落入〔九五〕 申譯の道なし〔九六〕 遁辭冷笑さる〔九七〕

二八 越前君臣、徳川慶喜の恭順の實無きを指摘す(二)……………九八

悔悟の様子なし〔九八〕 申開困難〔九九〕 反逆の名申譯難第一〔九九〕 申譯難第二〔九九〕 同

第三〔一〇〇〕 同第四〔一〇〇〕 叛形顯然〔一〇一〕

二九 越前君臣、徳川慶喜の恭順の實無きを指摘す(三)……………一〇一

申譯難第五〔一〇一〕 同第六〔一〇二〕 朝廷赫怒至當〔一〇三〕 征討大兵差向け當然〔一〇三〕
恭順證據實現の要〔一〇四〕

三〇 東歸後の徳川慶喜(一)……………一〇五

慶喜尾張越前等宛狀〔一〇五〕 繼嗣問題〔一〇六〕 志素より尊皇にあり〔一〇六〕 朝敵の名を
悲む〔一〇七〕 心事明瞭〔一〇七〕

三一 東歸後の徳川慶喜(二)……………一〇八

旗本への諭告〔一〇八〕 容保定敬等の登城禁止〔一〇九〕 小笠原長行罷免〔一〇九〕 登城禁止
の人々〔一一〇〕 京都壓力の増大〔一一二〕 會桑不本意〔一一二〕

三二 東歸後の徳川慶喜(三)……………一一三

職員制度改め〔一一三〕 老中廢絶〔一一四〕 人物の缺乏〔一一四〕 公議所設置〔一一四〕 人氣
鎮定方便〔一一四〕 右發令〔一一五〕 二階から目薬〔一一六〕

三三 徳川慶喜東叡山に退去(一)……………一一七

屏居理由〔一一七〕 外間よりの刺戟〔一一七〕 家中布達書〔一一七〕 旗本御家人等に演達〔一
一八〕 所謂奏聞狀〔一一八〕 別紙〔一一九〕 右の京達〔一二〇〕

三四 徳川慶喜東叡山に退去(二).....一三〇

上野に退去準備(一一二〇) 上野御成(一一二二) 江戸城留守委嘱(一一二三) 途中警護の變更(一一三三) 俗吏青色(一一三三) 大慈院に入る(一一二四)

第六章 静寛院宮の嘆願運動.....一二五

三五 静寛院宮御日記より見たる嘆願運動(一).....一二五

静寛院宮の覺悟(一二二五) 宮公現法親王に贈書(一二二五) 親王宛狀本文(一二二六) 宮の心中(一二二七) 橋本少將返事(一二二八) 御嘆願効果(一二二八)

三六 静寛院宮御日記より見たる嘆願運動(二).....一二九

出迎款項決定(一二二九) 慶喜の行動配慮(一二二九) 宮橋本宛御趣意書(一二二九) 右要領(一三〇) 宮一身の覺悟(一三一一) 右要領(一三一一)

三七 静寛院宮御日記より見たる嘆願運動(三).....一三二

一人安全を欲せず(一三二二) 存亡徳川と共にする覺悟(一三二二) 一身貞操を守る(一三三三) 千載に響く文句(一三三三) 潔名を残したき御考(一三三四) 氣象活現(一三三四) 藤子歸著報告(一三五) 家名は憐愍(一三五)

三八 土御門藤子使命を果たす.....一三六

三九 錦旗東下中止の運動.....一三九

藤子橋本實梁に面會(一三三六) 藤子上京(一三三六) 正親町三條口演書(一三三七) 藤子の歸還(一三七七) 宮の哀願成功(一三七七) 宮御降嫁の事情(一三八) 將軍薨去(一三八) 人生の運命(一三九)

第七章 西郷大久保の強硬論.....一四四

四〇 關東討伐に關する西郷の意見.....一四四

京都の内外多事(一四四) 官軍東下の重大問題(一四四) 西郷の強硬論(一四五) 大久保全然同意(一四六) 新政府頭痛の種子(一四六) 東征の急務(一四七)

四一 新政府の近狀と大久保の書簡(一).....一四七

箕田宛狀(一四七) 到處風塵(一四八) 集賢齋恭頌(一四八) 慶喜謝罪の趣意(一四九) 慶喜對紀州交渉(一四九) 愚弄甚し(一四九) 西郷大久保の眞意(一五〇)

四二 新政府の近狀と大久保の書簡(二).....一五一

外使謁見仰付(一五一) 謁見式典(一五一) 佛の調和風説(一五二) 浪華巡狩御決定(一五二) 烏津忠義近狀(一五三) 毛利元徳現狀(一五三) 薩長對立憂慮(一五三)

四三 新政府の近状と大久保の書簡(三)……………一五四

各藩徐々出京(一五四) 可笑しき形勢觀望者の態度(一五四) 薩藩十萬石獻納(一五五) 貢獻の利益(一五五) 忠義の歸藩困難(一五六) 西郷東征出發留守の困難(一五六) 版籍奉還下地(一五七)

第八章 官軍東征……………一五九

四四 官軍東征の部署……………一五九

親征詔書(一五九) 親征部署(一五九) 征討軍參加諸侯(一六三)

四五 三道東征軍の一般方略……………一六五

廟算(一六五) 巢窟打入り期日の事(一六五) 東海道の方略(一六六) 東山道方略(一六六) 奥羽先鋒總督の役目(一六六) 三道軍各自の任務(一六七) 永陣覺悟(一六八)

四六 軍令と諸法度……………一六九

軍令の頒布(一六九) 法度嚴守の命(一六九) 法度條々(一七〇) 歸順者取扱(一七一) 浮説の禁(一七一) 統率の困難(一七二) 對外人注意(一七二)

四七 有栖川大總督宮出發……………一七三

四八 大總督宮の進發日誌(一)……………一七六

大總督陸辭(一七三) 隨從の兵(一七四) 宮の出師表(一七四) 責任に奉答(一七四) 政務の大綱に就き(一七五) 軍務専心の理由(一七五) 大小諮詢の要(一七五) 桑名に官軍集中(一七六)

四九 大總督宮の進發日誌(二)……………一八〇

桑名出發(一八〇) 名古屋發(一八一) 少々御風邪(一八一) 岡崎泊(一八二) 吉田滯留(一八二) 濱松泊(一八四)

五〇 大總督宮の進發日誌(三)……………一八四

供奉慰勞(一八四) 輪王寺宮使僧參入(一八四) 入道親王御手書(一八四) 天龍渡河(一八六) 大井川留(一八七)

五一 大總督宮の進發日誌(四)……………一八八

掛川宿三日滯留(一八八) 各隊長への沙汰(一八九) 掛川侯面謁(一八九) 陣揚峠遠乗(一八九) 大井川越(一九〇) 河田景福駿府急派(一九一) 景福駿府著(一九一)

第九章 甲州路の官軍……………一九三

五二 東山道に於ける官軍の進發……………一九三
 橋本柳原軍狀報告(一九三) 東山道軍大垣著(一九三) 大總督府に進軍報告(一九四) 同じく
 東海道總督府に報告(一九四) 信州諏訪に至る(一九五) 甲府占據の計(一九六)

五三 土藩の出兵……………一九六
 薩土良參謀(一九六) 土佐の人物(一九七) 後藤の權度(一九七) 板垣の武勳(一九八) 後藤
 板垣關係(一九八) 板垣の兵制改革(一九八) 板垣舉兵入京(一九九)

五四 土藩の兵大垣に入る……………二〇〇
 土藩の態度曖昧(二〇〇) 土藩態度一變(二〇〇) 板垣東山道參謀任命(二〇〇) 容堂の激勵
 (二〇一) 土兵出發(二〇一) 大垣著(二〇二) 大垣出發(二〇三)

五五 板垣等兵を甲府に進む……………二〇三
 東山道の本支(二〇三) 板垣の主張(二〇三) 板垣甲州に向はんとす(二〇四) 甲州代官來説
 (二〇五) 全軍甲府に向ふ(二〇五) 進撃阻止の請を肯せず(二〇六)

五六 官軍甲府に入る……………二〇七
 近藤等防戦の計(二〇七) 土兵前哨甲府に入る(二〇七) 全軍甲府に入る(二〇八) 東軍襲來
 の狀勢(二〇九) 官軍前哨勝沼に入る(二〇九)

五七 勝沼の一戦……………二一〇

五八 桑名と甲府……………
 近藤の論計(二一〇) 近藤等柏尾に據守(二一〇) 土藩兵の進撃(二一一) 敵兵撃退(二一一)
 土藩善戦者(二一二) 八王子に入る(二一三)

桑名の無抵抗(二一三) 桑名藩老の哀訴(二一四) 藩世子の恭順(二一四) 副總督申渡(二一
 四) 世子幽屏(二一五) 官軍桑名入城(二一五) 兵要的甲府の地理(二一五) 東海道軍亦甲府
 重視(二一五) 海江田甲府に入る(二一六) 海江田再甲州に入る(二一六)

第十章 輪王寺宮の嘆願運動……………二一七

五九 公現法親王と嘆願運動(一)……………二一七
 上下恭順專一(二一七) 恃みとする二人(二一七) 公現法親王(二一七) 旗下面面の運動(二
 一八) 宮嘆願を開届けず(二一九) 關口中條の誠心(二一九)

六〇 公現法親王と嘆願運動(二)……………二二〇
 寺僧の慶喜觀(二二〇) 關口等の申譯(二二一) 關口等の強説(二二二) 山内會議(二二三)
 執當職に依頼(二二三)

六一 公現法親王と嘆願運動(三)……………二二三
 志方某の周旋(二二四) 執當に呈する書(二二五) 慶喜の平生(二二五) 慶喜の赤心表明(二
 二五) 當山と徳川との關係(二二六)

六二 公現法親王と嘆願運動(四)……………二二七
 申出成功(二二七) 宮上京に決定(二二七) 宮御發駕(二二八) 隨從使僧大總督官に謁(二二八) 慶喜嘆願不採用(二二九) 輪王寺宮有栖川宮御會見(二三〇)

六三 公現法親王嘆願運動の効果……………二三一
 和宮御嘆願との比較(二三一) 義親西郷會見(二三一) 義親歸還報告(二三一) 勝の憤慨(二三二) 義親主戦論の由来(二三二) 勝憤慨の當然(二三三) 義親人物(二三三)

六四 駿府に於ける大總督府……………二三四
 先鋒總督沼津進入(二三四) 勝沼勝利の報(二三四) 輪王寺宮面會(二三六) 返答申述(二三六) 輪王寺歸府(二三六) 西郷の行動(二三七)

第十一章 西郷の進撃方策……………二三八

六五 西郷東下の心境(一)……………二三八
 西郷の強硬論(二三八) 西郷の徹底主義(二三八) 西郷箱根進撃の計(二三九) 諸將に勝の状を示す(二四〇) 勝書簡の大意(二四〇) 勝箱根進出拒否(二四一)

六六 西郷東下の心境(二)……………二四二
 西郷の憤激(二四二) 西郷の計(二四三) 進發命令(二四三) 輪王寺宮出張の報(二四三) 官

箱根越阻止策(二四四) 阻止策決定(二四四)

六七 西郷東下の心境(三)……………二四五
 渡邊の進言(二四五) 渡邊先發申出(二四六) 西郷の許可(二四六) 渡邊三島著(二四七) 小田原藩論區々(二四七) 大島圭介工作(二四八)

六八 西郷東下の心境(四)……………二四八
 渡邊兵三島集合(二四八) 使僧一行に逢ふ(二四九) 使僧等の交渉(二五〇) 渡邊不承知(二五一) 使僧等の通過(二五一) 露拂ひの使僧(二五二)

六九 西郷東下の心境(五)……………二五一
 江戸内薄策成功(二五二) 箱根關に迫る(二五二) 薩士の参加(二五三) 關吏狼狽(二五三) 全然無抵抗(二五四) 武器提出(二五四) 渡邊波多驛宿陣(二五五)

七〇 西郷東下の心境(六)……………二五五
 渡邊小田原著(二五五) 齋藤彌九郎來訪(二五六) 江戸近狀報告(二五七) 進軍方略進言(二五七) 鎌倉重視(二五八) 鎌倉探偵(二五八)

七一 勝の注文と西郷の注文……………二五九
 兩人銘々の思惑(二五九) 大久保勝の文書運動(二五九) 虚々實々の闘(二六〇) 相互に逆手運用(二六〇) 勝の三段構へ(二六一) 互に敵を知る(二六一)

第十二章 山岡鐵太郎の起用……………二六三

七二 山岡鐵太郎の出現(一)……………二六三

勝自身嘆願に當るの利(二六三) 勝嘆願使任命の議止む(二六三) 山岡の出現(二六四) 山岡出現次第(二六四) 山岡日記報告端緒(二六五) 山岡の慨嘆(二六五)

七三 山岡鐵太郎の出現(二)……………二六六

慶喜に召さる(二六六) 恭順使仰出(二六七) 慶喜迷懷(二六七) 山岡引受(二六八) 勝に相談(二六九) 兩人對面(二六九)

七四 山岡、勝の會見……………二六九

勝の疑惑(二六九) 疑惑解く(二七〇) 西郷宛の狀を托す(二七一) 山岡出發(二七一) 山岡の推薦者(二七一) 高橋の申出(二七二)

第十三章 山岡駿府に使う……………二七四

七五 山岡、西郷の談判(一)……………二七四

勝渡りに船の思ひ(二七四) 山岡日記(二七四) 慶喜誠心(二七五) 慶喜の愁慮(二七五) 山岡引受(二七五) 重臣不承知(二七六)

七六 山岡、西郷の談判(二)……………二七七

勝山岡初對面(二七七) 勝の同意(二七八) 山岡途中(二七九) 薩人と名のる(二七九) 駿府到着(二七九)

七七 山岡、西郷の談判(三)……………二八〇

西郷を説く(二八〇) 西郷寛典をいふ(二八一) 西郷大總督官に言上(二八一) 五個條御下げ(二八二) 所謂五個條(二八二) 大久保手記徳川處分意見書(二八三) 五個條成立次第(二八三) 三

七八 山岡、西郷の談判(四)……………二八四

五個條問答(二八四) 西郷強説(二八五) 双方激論(二八五) 西郷承諾(二八五) 山岡歸途に就く(二八六) 途中の出来事(二八六) 山岡復命(二八七) 山岡の功(二八七)

七九 山岡、西郷談判の餘波……………二八七

慶喜布告市民安堵(二八八) 西郷沈勇(二八八) 山岡の西郷護送(二八九) 村田の憤憤晴らし(二八九) 一誠事を決す(二九〇)

八〇 勝安房と山岡鐵太郎(一)……………二九一

勝薩士を預る(二九一) 勝西郷に書を贈る(二九二) 恭順の理由(二九二) 江都鎮撫の困難(二九二) 和宮の身を案ず(二九三) 全責任を官軍に歸す(二九三) 江戸を離る、能はず(二九四) 九四

八一 勝安房と山岡鐵太郎(二)……………二九四

諸郡鼎沸(二九五) 山岡沈勇(二九五) 官軍御書付(二九六) 獨山岡のみ成功(二九七) 山岡成功の要因(二九七) 好漢好漢を知る(二九七)

第十四章 勝、西郷直接交渉開始前の情勢……………二九九

八二 官軍東下に處する勝の心境(一)……………二九九

勝の覺悟(二九九) 勝容易に動かす(二九九) 勝の計策(三〇〇) 主客顛倒の位置(三〇〇) 鈴木奎右衛門の計畫(三〇一)

八三 官軍東下に處する勝の心境(二)……………三〇二

勝後授謝絶(三〇二) 鈴木の計畫中止(三〇二) 林式部の逆上(三〇三) 概ね式部と同じ(三〇四) 勝を血祭にせんとす(三〇四) 勝鎮靜に努力(三〇五)

八四 官軍東下に處する勝の心境(三)……………三〇五

江戸市民狼狽(三〇五) 街衢混雜(三〇六) 博徒利用(三〇七) 勝の長技(三〇七) 名譽心煽揚の策(三〇八) 人を用ふるの法(三〇八)

八五 官軍東下に處する勝の心境(四)……………三〇八

平和是求者に非ず(三〇八) 焦土策(三〇九) 伊地知の戦法(三一〇) 西郷の大度遠謀(三一

〇) 勝破裂の際の策(三一〇) 内々恃む所あり(三一一) 勝準備の程度(三一二)

八六 横濱に於けるパークスと官軍(一)……………三二二

兩雄の工夫(三一二) 横濱の考慮(三一二) 英の病院を借らんとす(三一三) 西郷の命令(三一四) 木梨パークスに面會申入(三一四) パークス不肯(三一五)

八七 横濱に於けるパークスと官軍(二)……………三二五

パークス強硬(三一五) 日本政府非認(三一六) 真相不明の申條(三一七) 木梨等の屈服(三一七) パークス絶對不承知(三一七) 内に入つて再び出でず(三一八)

八八 横濱に於けるパークスと官軍(三)……………三二八

木梨渡邊歸還報告(三一八) 西郷愕然(三一九) 勝に秘す(三二〇) 勝の影響(三二〇) 他の進撃中止原因説(三二〇) 西郷考慮中の一(三二二)

第十五章 東山道官軍江戸に迫る……………三二三

八九 東山道本軍の進行(一)……………三二三

本軍熊谷著(三二三) 東兵葉田に出づ(三二三) 長藩兵の側面攻撃(三二四) 長兵苦戦(三二五) 遂に葉田占領(三二五)

九〇 東山道本軍の進行(二)……………三二六

東山道本軍の編制(三二六) 葉田の勝利(三二六) 桶川に次す(三二七) 大總督府參謀書翰(三二八) 別紙軍令(三二八)

九一 東山道本軍の進行(三) 三二九

蕨野に次す(三二九) 忍羽生を納む(三二九) 江戸總攻撃部署(三三〇) 軍令狀(三三一) 進撃延期の命(三三一) 岩倉具定具視宛狀(三三二) 官軍の失望(三三三)

第十六章 英使パークスの態度 三三四

九二 江戸城總攻撃延期に關する木梨精一郎の所説 三三四

西郷の大勇斷(三三四) 延期動機(三三四) パークス言説(三三五) 砲撃中止要求(三三六) 木梨の斷言(三三六) 渡邊木梨談話の異同(三三六) 兩人一致點(三三七) 江戸焼却中止命令(三三七)

九三 パークス、西郷及び勝 三三八

英使の態度(三三八) 英國外交の二重底(三三八) 勝も英國利用(三三九) 英國戰爭擴大を欲せず(三三九) 勝切札の一(三四〇) 勝の對抗的利用策(三四〇) パークスの自發的戰爭差止(三四〇)

九四 サトウの記事(一) 三四一

サトウ等横濱歸還(三四一) サトウ屢勝訪問(三四二) 官軍來著延行(三四二) 幕府一切無抵

抗(三四三) 諸侯歸國或は入京(三四三) 江戸光景(三四三) 江戸灣要塞引渡(三四四) パークス主張の根據(三四四) 英外交の特色(三四四)

九五 サトウの記事(二) 三四五

江戸靜謐(三四五) 官軍の要求(三四五) 勝西郷商議要領(三四六) 勝の信念(三四六) 勝サトウ懇談(三四七) パークス西郷會談(三四七) 佛使の煽揚(三四八)

第十七章 勝西郷の會見 三四九

九六 勝、西郷の談判(一) 三四九

愈會見に入る(三四九) 豫定の計企(三四九) 會見日時(三五〇) 西郷の會見申入れ(三五〇) 初日話題(三五一) 勝の申條(三五一) 最初に解決すべき問題(三五二)

九七 勝、西郷の談判(二) 三五二

十四日會談(三五二) 嘆願書提出(三五二) 勝在品川參謀に贈る狀(三五三) 私憤の害(三五四) 輕擧の非(三五四) 右本旨(三五五)

九八 勝、西郷の談判(三) 三五五

勝西郷を説く(三五五) 西郷督府上言を約す(三五六) 勝の幕薩人比較評(三五六) 西郷の進撃中止命令(三五七) 勝の歸城報告(三五七) 官兵引返し(三五八)

九九 勝、西郷の談判(四)……………三五九

勝の談話(三五九) 西郷の太腹(三五九) 勝の會見申入(三五九) 兩人服裝(三六〇) 一言萬事を決す(三六〇) 西郷大局を捉ふ(三六一) 室外の物凄さ(三六一) 西郷の悠揚(三六一)

一〇〇 江戸開城に關する勝の述懐(一)……………三六二

會見場所(三六二) 會見日時(三六三) 勝の混想(三六三) 勝狙撃さる(三六三) 勝歸城時の光景(三六四) 形勢の危急(三六四) 頼甲斐なき旗本気分(三六五)

一〇一 江戸開城に關する勝の述懐(二)……………三六五

勝と片桐且元(三六五) 京都の軍議(三六六) 大久保等の苦慮(三六六) 勝の公道論(三六六) 勝西郷を讃す(三六七) 勝非戰論の理由(三六八) 勝の自讃(三六八)

第十八章 兩雄腹藝の效……………三七〇

一〇二 西郷決戦を期す(一)……………三七〇

西郷の作戰(三七〇) 是非両嶺を越えんとす(三七〇) 賊頼みを失ふ(三七一) 先鋒藤澤に至る(三七一) 西郷駿府に引返す(三七二) 皆進攻を期す(三七二)

一〇三 西郷決戦を期す(二)……………三七三

西郷駿府歸著(三七三) 西郷の參謀據ひ(三七四) 西郷好んで難局に當る(三七四) 相良様と

不安(三七四) 好漢好漢を好む(三七五) 西郷一戦の覺悟(三七五) 參謀任務の繁冗(三七六)

一〇四 官軍側の觀察(一)……………三七六

西郷の同行者(三七七) 其場所(三七七) 双方の服裝(三七七) 勝の嘆願(三七八) 西郷答辯(三七九) 引渡物件(三七九) 軍艦引渡の困難(三七九)

一〇五 官軍側の觀察(二)……………三八〇

勝江戸城中情勢を語る(三八〇) 進軍中止願(三八一) 理路整然(三八一) 西郷答辯簡短(三八一) 城兵器引渡延期(三八二) 板垣の抗議(三八三) 兩役者の功(三八三)

年表並人物概覽

其一年表……………一—四

其二 人物概覽……………五—二二

挿入繪圖

一 勝安房畫像……………卷首

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第七册 (通第六十八册計)

官軍東下篇

蘇峰學人

第壹章 江戸歸還後の徳川慶喜



【一】鳥羽、伏見戦と關原役

昭和十二年六月十日、大森山王草堂に於て、書き始む。近衛内閣は成立才かに一週
間、内外の形勢、未だ少しも安定を見ない。但だ本日は積霖全く霽れて、日光緑樹に
映じ、我自ら蘇生したる心地す。

鳥羽伏見
戦の効果

慶應四年正月三日の夕に於ける鳥羽、伏見の一戦は、慶應三年十月十四日、二條城に在る徳川慶喜が、大政奉還を朝廷に奏上したる言葉を、事實の上に於て、實現したる結果を來たした。更らに詳に云へば、慶應四年十二月九日の大改革の號令、發をして、愈よ實行の域に進ましめた。此の一戦が、如何に有意義であり、且つ重大の効果を來たしたるかは、恐らくは薩長側も、幕軍側も、自から氣附かなかつたところであつたらう。

戦争廻轉
機を作る

今ま假りに幕軍が薩長軍を破り、長驅して直ちに會桑の兵と與に京都に侵入し、京都を占領したりとせば、當時の政局は如何に變化す可きであらう乎。それは何人にも解釋が出來ざる謎題である。但だ何人も果してさる場合には、假令幕政の再建を見ざるまでも、其の國政改革の歴史は、決して現在の歴史と同一でないことだけは、疑ふものはあるまい。戦争は決して單純に人を殺し、家を焼き、凡有る破壊的作用を做すばかりではない。悉くとは云はぬが、往々にして歴史の一大廻轉機を作るものである。或時は戦争の爲めに、歴史の流れが逆流することさへある。

關原役と
の比較

而してその流れが、逆流せざるまでも、其の方向を變ずることは、決して異とするに足らない。

若し戦争其物から見れば、慶長五年九月十五日の關原戦争と、慶應四年正月三日の鳥羽、伏見戦争とは、同一に論ず可きものではない。前者は西軍東軍の全力を擧げて、其の雌雄を一擧に決せんとする大戦争であり、後者は薩長兵の前衛と、幕兵の先鋒とが、互ひに衝突したる小せり合に過ぎなかつた。されば單に戦争其物に就て見れば、自から其桁が殊つてゐる。然も其の歴史に及ぼしたる影響に就て見れば、必ずしも關原役を大とし、鳥羽、伏見の役を小とすることは出來ない。

關原役の
影響

關原役では、西軍は覆滅して、徳川氏の覇威は茲に始めて定つた。固より其の殘黨は存し、徳川氏に對して不服の徒は存し、徳川氏から見れば、異分子である豊臣秀頼は、爾來約十五個年は、大阪城に健在したるも、大勢は此の一戦にて定まりたりと云はねばならぬ。故に關原一戦は、戦争其物も重大であるが、其の影響は更らに重大であつた。

鳥羽伏見
役の影響

鳥羽、伏見の役に至りては、戦争其物は云はゞ小せり合ひに止つた。されど此の一

戦にて、即ち出合かしらに、幕軍は薩長軍に叩かれた。而して此の一撃が、遂ひに大阪城放棄、江戸城明け渡し、の因を爲した。爾來幾多の大小戦争が繼續したるも、其の大勢は此の一戦にて定つた。それは徳川慶喜其人をして、其の失計を悔いしめ、其の失敗を自覺せしめ、其の萬事休矣と斷念せしめたるばかりでなく、日本全國に充滿したる凡有る反側者、觀望者、所謂る筒井順慶流の徒をして、洞ヶ峠を下らしめ、其の方向を決するに至らしめた。

官軍の方から見れば、鳥羽、伏見は前提にして、江戸城討入は結論だ。而して所謂る東征は、その前提より結論へ赴く行程に外ならない。されば官軍側の主腦者が、一氣に此の結論に向つて奮進せんと逸りたるは、畢竟此の前提の功をして、有意義ならしめんとするの目的に外ならないのだ。而して更らに其の東征を刺戟したるは、對外干係に於て、一國に兩政府の對立を容さざるが爲めであつた。當時の新政府は、全國民に向つて、其の正統政府である威信を示すばかりでなく、亦た和親締結の諸外國に對しても、同様の必要あつた爲めだ。

東征の必要

【二】 主戦論の江戸

戦争の口

扱も徳川慶喜が、慶應四年正月六日の夕、大阪脱出以後、江戸の形勢は如何。云は、戦争は鳥羽、伏見に始つたが、慶應三年の暮に、江戸では薩摩屋敷の焼打があり、薩摩船舶の追撃があり、戦争の口火は却て上方よりも、江戸にて先づ切られた趣きがあつた。當時の江戸が薩長に對して、如何に敵愾心が旺盛であつたかは、想像に難くない。

慶喜の不人氣

若し當時の江戸に於て、尤も不人氣、不人氣の一人を挙げなば、前將軍慶喜が其人であつたらう。薩長側では、別段將軍慶喜の大政返上を有り難く覺えなかつたが、之に反して、江戸に於ては、それが旗本一般に尤も大不平、大不服、大不満の因となつた。彼等は慶喜を目して、皇室に忠良なる水戸精神の實現者と見ざるばかりでなく、一身の安逸の爲めに、若しくは便宜の爲めに、東照宮以來の大遺物を典貢する道落息子の看をした。若し彼等の感情を有の儘に發露せしめたらんには、徳

改善の中心問題

川慶喜の面に唾するをも敢て辭しなかつたほどであつたらう。

幕府側でも現狀維持の不可能である可きは、之を洞察したる識者は尠くなかつた。但だ問題は如何に現狀を改善す可き乎にあつた。それには朝廷を中心として乎、幕府を中心として乎が問題の分岐點であつた。當時朝廷には人も無く、力もなく、富もなく、總てが缺乏してゐた。然も存するものは、只だ大義名分のみだ。而して之を竊み、之を私したるは、若干の公家と薩長等に外ならない。されば朝廷を中心として、現狀を改善するは、名義は立派であるが、其實は薩長を中心とするに外ならない。要するに彼等にとつて、此の問題は、薩長を中心として改善する乎、幕府を中心として改善する乎の二者に外ならなかつた。端的に云へば、薩長乎、幕府乎であつた。

幕府の期待

されば幕府側の識者は、幕府を中心として、現狀を大勢に順應す可く改善せんことを期した。それには先づ邪魔物の薩長を退治し、自主的行動を逞うせんとする諸大名を屏息せしめ、恰も普魯西が獨逸聯邦に於けるが如く、幕府を中心として全國を新式の組織の下に、統一せんことを期待した。云ひ換ふれば、幕府中心の郡

幕府の主戰論者

縣政治を期待した。而してそれには自力のみでは不足であるから、他力を頼むことを計企した。それは勿論佛國であつた。少くとも佛國公使レオン、ロツシユは、彼等の仲間でもあり、恐らくは參謀でもあつたものと察せらるゝ理由がある。

海軍には和蘭留學の傳習生あり、陸軍には佛蘭西士官の訓練を経たる傳習兵あり、而して其の軍艦も、其の武器も、完備とは云はざるまでも、薩長其他の諸藩に比すれば、固より優越を誇るに足るものがあつた。今更ら此の武装を解除して、薩長に向つて叩頭する理由もなければ、必要もない。鳥羽、伏見の敗軍は、殘念は殘念だが、此れは云はゞ先供の小せり合にて、幕軍は猶ほ其の本幹的勢力を剩まし存してゐる。されば苟も戦はんと欲すれば、何時でも戦ふことが出来る。官軍の東下こそ我に取りては仕合なれ、イザ戰鬪の準備をせよと、主戰論を主張する者も決して少くなかつた。而して其の立場は必ずしも同一では無かつたが、當時幕吏中の秀傑、小栗上野介の如きが、其の中心人物であつた。又た當時隱居であつたが、水野筑後守の如きも、亦た主戰論者であつた。

主戰論の勢

固より、大久保忠寛、勝安房などの徒は、當初から之に與せなかつたが、何れかと云

へば、彼等は極めて少數にして、紛々囂々たる彼等主戦論者の大聲疾呼中にありては、何人も之を相手とする者は無く、何人も之に耳を傾くるものは無かつた。云はゞ江戸は其の理由及び方法には、必らずしも一致はなく、統一は無かつたが、主戦論の一點に於ては、其の大多數は、何れも皆な其揆を一にした。而して彼れ徳川慶喜は、倉皇として此の主戦論の真中に、大阪より飛び込み來つたのであつた。知らず、彼は果して如何に處置せんとしたる。

【三】 徳川慶喜江戸に還る

慶喜最初
論より恭順

江戸は主戦論者の巢であつた。されど江戸に逃れ還りたる徳川慶喜は、恭順論者のものであつた。彼の自から語るところによれば、大阪城を脱出して、東歸を決心したる際から、既に恭順一天張りの覺悟であつたが、事の面倒を慮りて、其事を口外せず、口外したるは、其の船中であつたと云ふ。彼は正月六日の夕、大阪城を脱し、正月八日の夜、開陽丸にて攝海を去つたが、紀州大島を距る五六里の頃、西北の風

江戸歸著

俄に起りて、猛烈を加へ、船は風のまゝに流れて、十日曉には八丈島の北、五六里の沖に漂ひ、人々安き心も無かつたが、夜明けより風少しく静まりしかば、船首を轉じて、其日の夕、漸く浦賀港に入るを得た。慶喜は金二百兩を船員に頒ちて、其勞を摘うた。十一日船は品川沖に入り、十二日の未明を待ち、濱御殿に上陸し、巳の半刻（午前十一時頃）騎馬にて千代田城に入つた。

歸途船中
眞意吐露

開陽丸にて江戸に歸りたるが、予は船中にて（紀州沖邊にての事と覺ゆ）伊賀守（板倉勝齋）に向ひて、「竊に會桑二藩並に旗下など如何に騒ぎ立つるとも、泰然として動かす、一步も闕下を去るべからざりしを、大勢に抗するを得ずして、汝等の爲さんと欲する所を爲せと放任して、遂に鳥羽伏見の變を惹き起したるは、くれぐれも失策なれば、江戸に歸著の上は、飽くまで恭順謹慎して朝裁を待つ。の決心なれば、汝等も其心得にてあるべし」と語り聞かせたるに、伊賀守は「仰せさることながら、關東役人の見込の程をも承らざれば、未だ遽に御請もなし難し」と論ひしかど、予は斷然として一向恭順を主張したりき。（昔夢會筆記）とあるは、固より當人の本音として受取る可きものであらう。

皆生色な
し
尙ほ海舟日記を見れば左の如し。

十一日（慶應四年正月）開陽艦品海え錨を投ず。使ありて拂曉濱海軍所へ出張、御東歸之事初て伏見之頼末を聞く。會津侯、桑名侯ともに御供中に入り、其詳説を問はむとすれども、諸官唯青色、互に目を以てし、敢て口を開らく者無し。板倉閣老へ就て、其の荒増を聞くことを得たり。従是して日に空論と激論と、唯日を空敷くする而已。敢て定論を聞かず。

こある。勝の立場から見れば、固より如是觀も已むを得ないであらう。何れにしても皆な沫を喰つた姿にて、醜態を極めてゐたものと察せらるゝ。

上意宣達

徳川慶喜は江戸に歸著と同時に、左の上意書を宣達した。

先般尾張大納言（慶應）松平大藏大輔（慶永）を以、可致上洛旨御内諭を蒙り奉り候に付、去る三日先供之者、四塚關門迄相越候處、松平修理大夫（高津忠義）家來共、無謂通行差拒、兼而伏兵等之手配致し置、突然彼より及發砲、兵端を開、粗暴之舉動に及候は、全く修理大夫家來共、一己之所業に有之、剩矯叡慮、朝敵之名を負せ、他藩之者を煽動し、人心疑貳を抱き、戦利あらず、此分にては夥多之人命を損候而

已ならず、可奉寧宸襟誠意も不相貫、紛紜之際、曲直判然不相立候、而は不本意之至、深心痛致し候。就ては深き見込も有之、兵隊引揚、軍艦にて一と先東歸致し候、追々申聞候儀、可有之候間、銘々同心戮力、爲國家可抽忠節事。

此れは正月六日付にも——即ち慶喜大阪城を去る日——正月十二日付にも——慶喜江戸城到着の日——兩様の日付あるも、姑らく後者に從ふこととする。何れにせよ、深き見込も有之とは、果して如何の意見なる乎。これだけでは未だ十分恭順の態度は、明白とは云ふことは出来ない。

歸著觸書

上様御事、御軍艦へ被爲召、今十二日、西丸へ著御被遊候。尤此後之動靜に寄速に御上阪被遊候思召候。

右之趣向々へ早々可被觸候。

此れは彼が歸著の觸書であつた。

【四】徳川慶喜と靜寛院宮

靜寛院宮との交渉

恐らくは彼と其行を共にしたる會津、桑名兩藩主を首として、一行の面々何れも徳川慶喜は江戸に還りて、再舉を謀るであらう。否、再舉を謀る可く江戸に還つたのであらうと測定したであらう。されど慶喜は恭順以外には、他心無かつた。彼は大坂城中に於ても、果して當初より此の如きであつた乎、否乎は、保證の限りでないが、鳥羽、伏見の敗戦後は最早恭順以外には他心無かつたものと斷定す可き理由がある。彼は歸城するや、其の先代家茂の御臺所、靜寛院宮との交渉が、第一條件であつた。宮は今上の御叔母君に在らせられ、二十三歳の若き寡婦にて在らせられたが、其の思慮は中々老熟せられ、其の心意氣は雄々しく、徳川幕府の末期史に格別の光輝を添へ玉う御方であつた。

宮事變を知る

慶喜は江戸城に入るや否や、直ちに靜寛院宮の侍女錦小路もて、宮に東歸の顛末を言上せしめたが、宮は既に去る九日老中稻葉美濃守正邦及び會津藩士の手により上れる慶喜討薩の上表を御覽せられ、其の戦争の起りし次第を知ろし召したれば、今や俄に慶喜の東歸を聞せ玉ひ、若し慶喜が朝敵の名を受くるが如き所爲あらんには、對面相ひ叶はずと宣うた。今ま靜寛院宮御直筆の日記に據れば、

九日(慶應四年正月) 慶喜より薩罪狀、奏聞之書付、會津家來書狀、表方より入り、錦小路持參、右書狀之文は、當月三日、慶喜上洛之處、薩長と戦争に及、慶喜は二條へ入城之由。

とあれば、前半は事實であるが、後半は訛傳であることが判知る。三日には慶喜は大坂城中に、感冒の爲め平臥してゐた。固より二條城へ入る可き筈がない。

慶喜東歸報告

十二日曉慶喜軍艦にて歸府、錦(小路)を以申聞られ候次第、去る三日上洛之處、薩長勢無謀にさゝへ候に付、無據戦争に及候處、徳川反逆の色顯候やに、朝廷へ聞召れ候間、一先東歸之由、何れ面會之上、委細申され候由ながら、あらまし申聞られ、面會は追て申され候趣、午刻比錦(小路)より承る。

とある。而して又た、

慶喜天璋院面會

天璋院御方は對面致され候や、所存尋候處、面會のよし、返答之事。天御方は即日申刻(午後四時)比面會。

とある。天璋院は申す迄もなく、鳥津齊彬が、其の一族の女を養女とし、更らに之を近衛家の養女として、將軍家定の御臺所たらしめたるもの。靜寛院宮に取りては

義理の姑である。而して慶喜は申す迄もなく義理の子である。此の如く天璋院は慶喜に面會したが、靜寛院宮は面會あらせられなかつた。此れは固より面會を好まねなかつたからだ。然も慶喜は天璋院に面して、委曲の事情を語り、遂ひに天璋院の取成しによりて、靜寛院宮に謁するを得たのは十五日であつた。

天璋院取成

十四日 天璋院御方に、予面會取成、慶喜頼のよし、並に慶喜退隱願に付相續人體天御方へ相談之事。

とある。相續人は豫て將軍家茂の遺言通りに、田安龜之助(徳川家達)と定まつたことは申す迄もないことだ。

宮慶喜面會

十五日 天御方より慶喜面會頼れ、承知候事。午刻當方へ入來、面會、其節申され候次第、時勢を察し、舊冬大政返上の建白、奉聞候處、聞し召れ、諸藩を召追々上京に成候間、廣く公論を盡し可申存念之處、十二月九日俄に尾越、土藝、薩宮門をかため、即刻御變革仰出され、二條へ尾越御使にて、慶喜官位辭退、並に知行二百萬石給り、其餘は差上候様御さたに付、家臣一同大沸騰、兵端も可開勢に付、鎮撫之爲に下阪され、少々鎮り候處、正月元日尾越下阪、知行之事、御請催促、並に上京之

様申聞候に付、同三日先手進發、四つ塚關門にて、長州勢何者と答候間、徳川上洛先供之旨答候處、徳川に候はゞ入京相止られ候趣申張られ、問答之うち、薩長の勢より砲發に付、不得止戰爭に及候處、朝敵之汚名を蒙り、猶阪城に勅使下され、薩長付添之趣傳聞に付、猶々沸騰之事と思はれ、阪城は尾越へ預、一先歸府のよし承る。

如何にも慶喜其人の口吻が、描出されてゐる。慶喜側の申分としては、此れ以上の言葉はあるまい。何れにしても慶喜は決して朝敵にあらざる次第を、靜寛院宮へ辯疏したものであらう。

【五】徳川慶喜の雪冤運動

春嶽に運
動依頼

扱も徳川慶喜は、先づ天璋院將軍家定夫人に面會し、其の取成しによりて、靜寛院宮(將軍家茂夫人)に拜顔を得、漸く其の是迄の成行に就て、陳情したことは既記の通りだ(参照四)。而して彼は更らに越前を介して、朝廷に向つて雪冤の運動を依頼した。

此程別紙之通被仰出候趣承及、驚愕之至、素より途中行違より、不料先供之者争開致候迄之儀に候處、斯之通之御沙汰にては、甚以心外之至に候。殊に静寛院宮様にも、深御心配被爲、在儀に付、積年微誠御諒察之上、御周旋有之様、致懇希候。不

一。

正月望 内 府

大藏大輔殿

徳川一家頼みの柱

此處に別紙とあるは、正月七日朝廷より發布せられたる追討令を斥すものであらう。當時静寛院宮が、如何に重要な立場にあらせられたるかは、之を見ても分明だ。朝廷にても宮の御安危を、殊更らに心配あらせられ、江戸側でも宮の御一身を、雪冤運動に取りては、二なき楔子としてゐた。曾ては公武合體の政策の犠牲として、東下あらせられたる和宮——静寛院宮——には、今や思ひ掛けなく、徳川氏一家の頼みの柱となり給うた。同時に徳川慶喜は又た諸藩へも、左の如く依頼書を發した。

諸藩に運動依頼

今般皇國之御爲を以、政權奉歸候次第は、何之懸念も無之、誠忠可盡存念、一統も

老中演達書

盡力致吳候儀に有之、登京之節、奏聞之次第も、承知之通之儀に候。然るに京阪戦争も行違之儀にて、追々承候へば、朝敵杯との風聞も有之由、兼て之素願も不立、残念に存候。併此上誠忠相盡候存意に候。就ては朝敵等無之趣は、申立度存候得共、貫徹致間敷に付、右之處一統より盡力致し、京地へ申立吳候様頼存候。此れは正月十九日の上意書だ。「朝敵」の二字は、慶喜に取りても、辛抱出來ないほどの大痛手であり、此れには當人も餘程當惑したものであらう。尙ほ同日老中の演達書は左の如し。

今般宇内之形勢を御量り、政權を御返し被遊候譯にて有之、皇國之御爲に不相成と思召、御建白も被遊候處、朝廷にても段々思召被爲、在、其段は一統承知之通、且京阪之間、御先手戦争は、全く行違より相生候事にて、追々御承知も被遊候處、朝敵杯と申風聞も相聞候得ば、兼ての御誠忠を御立可被遊御素願も不立、御残念に思召候。右之次第をば、精誠被仰上候事には候得共、猶又一統も、此段相心得候様被申渡候事。

此れは江戸に於て、諸藩の重役を召喚し、老中より申聞けたるもの。又た左記上意

書も同時日のものと察せらるゝ。

上意書

今度京攝の模様は、一同承知の通にて、不容易時勢に至り、何共恐入候次第、右は豫て皇國の御爲盡力罷在候得共、人心折合兼候邊より、此方誠意も不徹、却て奉惱、叡慮候次第に付、先般政權をも奉歸候、然るに今度上京之儀被仰出發阪の途中、不計も行違の邊より兵端相開、不容易場合に臨み候付、一と先東歸致し、恭順謹慎罷在候處、方今朝敵の名を負ひ候哉にも有之、誠に以恐入候次第、此上何國迄も尊敬を盡し、奉對朝廷異心無之趣、御訖申上候義に決心致し候に付ては、諸藩に於ても、此趣を汲取、奉對朝廷、弓矢を彎候趣意にては、決して無之段を、厚周旋盡力候様、一偏に頼入候、此段銘々へ申入候様。

虫の善き
釋明

此れも趣旨に於ては前文と同一であるが、文句は餘程細く碎けて居り、而して更らに一層深く立入りて居る。乃ち「恭順」とか、「謹慎」とか、「御訖申上候」とかの字は何れも前文には見出さざるところ。但だ何れも鳥羽伏見の戦争を、單に「行違」の二字にて、釋明せんとするは、頗る虫の善き話にして、若し大阪城中より繰り出したる當時の意氣込を回想せん乎、思ひ半ばに過ぎるものあらむ。

【六】雪寛運動と靜寛院宮(一)

宮に頼る
の利益

雪寛運動に尤も効果的であるは、何と申すも靜寛院宮の御手にすがるより他に方便は無い。此事は徳川慶喜も百も承知のことにて、彼はその爲めに種々苦心し、且つ種々工作を爲した様だ。靜寛院宮日記に曰く、

宮の御訖
引受

十六日(慶應四年正月)天璋院御方に、此度之事に付、慶喜退引相願候所存に付、相續人體相談、付ては右之次第、且は此度の御訖朝廷へ予(靜寛院宮)より傳奏の様、天御方へ頼の由に付、亥刻過(午後十時過)天御方、當方へ入來、右の相談、退引之事は同意、慶喜退引並に相續人體の事は、表立候事故、取次理申候事、御わびの處は承知候事。

とある。此れにて見れば、慶喜は天璋院を介して、天璋院の口よりして前記の次第を、靜寛院宮へ御相談申上げたことが判知る。慶喜退引の事には御異存無し、されど之を朝廷へ上申し、且つ其の相續者に就て申請することは、公事に就き、靜寛院

宮の關係し給ふ可き筋で無いとして謝絶に相成つたが、慶喜謝罪の一條は、宮に於て御引受けになつたとのことだ。如何にも能く事體を辨別あらせられたものである。

女使差立の方案

十七日 相續人の事、老中所存尋られ候てはいかゞやと、天御方へ申入。午刻頃彌朝敵と相成、追討使仁和寺宮様御初、官軍十一日御進發、桑名城御請取、直に當地へ御進軍、今日は宮欄(箱根邊)のよし。
右に付中途へ此方女使差立、慶喜歎願書持參致させ候様頼度趣、慶喜申入られ候よし、天御方より承る。

此れにて徳川慶喜は、愈よ靜寛院宮の手にすがりて、雪冤の目的を達せんとしたことが判知る。

慶喜宮に面會

申刻(午後四時) 過、天御方予同座にて、慶喜面會、前件之通申述、猶勘考之上返答に可及旨答置。

女使差立決定

家來共示談之上、二ヶ所へ差出す趣、錦(錦小路)より答させ候事。仁和寺宮様へ藤橋本少將へ玉島と申付る。供廻り禮服之處、錦へ申付置。子刻(午後)頃、慶喜嘆願書

出來、錦持參、直に認直しの様、錦を以申聞候事。

此れにて愈よ靜寛院宮は、女使二名を、總督宮、橋本少將へ御遣はしのが定まり、その嘆願書の原稿を、慶喜より差出し、それを宮の御手許にて認め直さしめ玉うた。

書付認直し

十八日 昨夜の書付兩度催促、巳刻(午前)十時頃、錦持參、猶又差もどし(藤、玉島)慶喜に直談、未刻(午後)二時、認直し、野村持參、猶又辭官祿高之事認められ候様申出す。申刻(午後)四時、右之事は、予文中へ認吳候様頼れ候事。

十九日 遠見歸り迄、出立見合之事申出す。

女使京都差立吳候様、天御方を以、慶喜より頼のよし、錦申來る。

宮の思慮周到

當時風聲鶴唳、人心動搖、官軍は既に箱根に攻寄せた。不日に江戸に進撃するであらう杯、凡有る風説が行はれたものと察せらるゝ。如上の御日記に徴しても、二十三歳の御年齢として、如何にも靜寛院宮の御思慮が周到であり、且つ斯る重大なる時機に際しても、其の御措置が聊かたりとも苟もし玉はず、能く平常心をもて裁斷あらせられたることが判知る。此際注意す可きは、慶喜は概ね天璋院を介し

て、静寛院宮に御依頼申し上げ、然も宮は實に念に念を入れ、必らず一度ならず、だめを推し玉うて、而して後それを處置あらせ玉うた。當時の御日記に現はれたるだけのことを見ても、宮が實に賢明なる女性にて在せしことが判知る。

【七】雪冤運動と静寛院宮(二)

慶喜謝罪の状

徳川慶喜は正月廿日付にて、左の一書を静寛院宮に呈した。

慶喜相續以來相替らず尊王の道を専ら相心かけ居候得共、此程の事件、一時の行違とは乍申奉、對朝廷奉、恐入候。就而者私儀は退隱仕、跡式の儀は相撰み候上、申付候積に御座候。然る處道路の浮説にも可有之やとは奉、存候へども、御軍勢さし向られ候歟とも傳承仕。只今右様の御事御座候ては、臣子の至情より、萬一騒亂を生じ、奉、惱宸慮候やう相成候而は、猶更私從來尊王の本意に御座なく候間、此度之御旨意之趣、御沙汰被下候やう仕度、何卒心底之程、御照察被遊、此上當家無事永續仕、不相替、忠勤を盡し候事出来るやう、御所向御都合宜敷御周旋被

成下候様、御願申上候、めて度かしく、

正月廿日

慶喜

静寛院様

人々申上

此の一書は、單に静寛院宮に呈するが目的ではなかつた。唯だ此書の意味を、朝廷に向つて明らかにせんことが目的であつた。云はゞ徳川慶喜の朝廷に對する哀訴陳情の棗りであつた。

使者決定

静寛院宮日記の正月廿日の項に、

二十日 使の事承知、しかしそれにて安心と申譯にても無や、それにてもよろしきや、今一應承り候上申付可と、錦(小巻)を以、慶喜へ申聞、未刻(午後二時)過使彌と頼られ候間、藤(王御門藤子)申付、慶喜謝罪之書請取(前に掲げたる)、明日出立と治定、夫々え申渡す。橋本父子へ直書二通、慶喜歎願書一通、右三通文笥に入、藤持參、少將えの文案。

橋本家は、静寛院宮御生母の家である。而して前記文案とあるは、左の如し。

宮橋本宛

叡慮の程も伺不申願出候も恐入候へども心痛に堪兼願こゝろみ參らせ候。去る三日召に依慶喜上洛之處不慮之戰爭に相成朝敵之汚名を蒙り候間一先歸府之處徳河征伐之爲官軍差向られ候やに承り當家之浮沈此時と心痛致し參らせ候慶喜より承り候趣は委細藤より申入候通に候何分双方を承り不申候ては理非分り兼候此度之一件は兎も角も慶喜是迄重々不行届の事故慶喜一身は何様にも仰付られ何卒家名立行候様幾重にも願度とマヽ後世迄當家徳川氏を斥す朝敵之御名を残し候事私身に取候ては實に残念に存參らせ候何卒私への御憐愍と思しめされ汚名を雪家名相立候様私身命にかへ願上參らせ候是非々々官軍差向られ御取つぶしに相成候はゞ私事も當家滅亡を見つながら居候も残念に候まゝ急度覺悟致し候所存に候私一命は惜不申候へ共朝敵と共に身命を捨候事は朝廷へ恐入候事と誠に心痛致し居候心中御憐愍有らせられ願之通家名之處御憐愍有らせられ候はゞ私は無申迄も一門家僕之者共深く朝恩を仰候事と存參らせ候何卒マヽ此處よく御申入御頼申入參らせ候なを同役衆へもよろしく御申傳へ御取計の事御頼申入參ら

せ候以上

靜 寛 院

橋本少將殿に

宮の御氣

此文は實に靜寛院宮の御心底より出でたるものにて是非官軍差向られ御取つぶしに相成候はゞ私事も當家滅亡を見つながら居候も残念に候まゝ急度覺悟致し候所存に候の一節の如きは如何にも日本女性としての貞烈なる御氣象が文字の上に活描せられてゐる惟ふに靜寛院宮には正しく此通りの御決心御覺悟にてあらせられたものと察せらるゝ因に云ふ橋本少將とは橋本實梁當時東海道鎮撫總督であつた。

第二章 江戸の主戦論

【八】江戸に於ける主戦論者の主張 (一)

江戸主戦論

徳川慶喜の一意恭順を主としたるは、既記の通りであつた(參照四一七)。然も江戸の人氣は、殆んど皆な主戦論に傾いてゐた。今ま徳川慶喜傳によりて、之を語らんに、江戸に於ては、薩邸焼拂の後、士民の激昂大方ならず、永く京阪に駐まりて、上國の形勢に通じたる者すら、「毛利大膳父子の朝敵、尙其官位、封土を復せられたるに、我が大君が政權奉還の功ありながら、反りて降官、削封を命せらるゝとは、何事ぞ」と(永井玄蕃の語)悲憤せし程なれば、百里の外に在りて、見るもの聞くもの、唯徳川家の恩澤なりと感じたる輩が、討薩の爲に、馬前の一死を冀へるは、謂れなき事にあらず。

如何にも一應は、斯くある可きものであらう。

多數者の主張

今又鳥羽、伏見の戦況を聞き、目のあたり公(慶喜)の東歸を拜し、又負傷兵の續々送還せらるゝを見ては、彌切齒に堪へず、皆曰く、「大阪の事、固より毫末も、朝廷に敵するの意あるにあらず。君側の奸を掃はんと欲するのみ。不幸にして軍敗るといへども、其の誠心は天地に質して疑なし。誓つて挽回の策を立て、日月をして光明ならしめざる可らず」と。(中村武雄手記)

筋違見附
張出檄文

又曰く、「彼れ官軍といふも、錦旗の蔭に隠れたる薩長勢のみ。いかでか頸さし延べて打たるべき」と、宣言、檄文、投文など、府の内外に旁午たり。其一に曰く、「内府天朝に對して二心なきは、天下萬民の知る所なるに、内府の弟なる因備二侯、さては井伊家を始め、譜代の諸大家をして、東征軍に加はらしむるは、名分の廢滅之より甚しきはなし。今天子幼冲にましゝて、姦臣權を竊み、詔を矯めて追討の令を下す。苟も人心ある者は、決死して、百諫干渉すること、皇國の大綱、人臣の大義なれ。然るを狗鼠の輩、此大義を知らず、甘んじて姦徒の驅使を受け、東に向ひて旗を翻さんとす。我等は速に義兵を擧げて、君側の奸を誅し、名分を正す

八 江戸に於ける主戦論者の主張(一)

こと、人臣の大節、何者か之に過ぎん。若し然らずして、賊徒に驅使せられれば、己不義に陥るのみならず、又天朝を不明に陥らしむるものなり。庶幾くは氣節の士、之を四方に傳へ、天下の義心を鼓舞、作興して、綱常を護持せよ」と。幸島圭花筆記所載、二月江戸筋違見附高札場への張出楳文。

當時竹添井々の詩に、「以弟討兄臣、伐君六十餘州無大倫。曲直唯以成敗論、誰是逆賊誰王臣」とある通り、官軍の仕打は、倫理綱常を紊亂破滅するとの觀念を持する者も、決して皆無では無かつた。而してそれは江戸ばかりでなく、隨處の否薩長派中にも、少くなかつた。

彰義隊楳文

彰義隊の楳文には、「我が公原來尊王の爲に誠忠を盡され、且宇内の形勢も洞察せられて、一朝二百年來の祖業を朝廷に歸されしは、公明至誠の英斷にして、天人の知る所なるに、奸徒の詐謀によりて、今日の危急に至れること、切齒に堪ふべからず。これ君辱しめらるれば、臣死するの時なり。殊に橋府以來隨從の身、いかで傍觀せらるべき。各協力同心して、多年の鴻恩に報いん」といへり。彰義隊史、又薩藩の罪を數へたる文書を、諸方に貼りて、頻に人心を煽動せるもありき。

反抗氣分亦當然

江漢堂雜錄

以上の如く百人百様、千人千様、その思惑は、必らずしも同一ならざるも、其の朝廷の措置に對して、不平であり、不満であり、不服であり、殊に薩長の錦旗を翳して、其の私意を逞しうせんとするを見て、反抗の氣分を煽られたるものは、滔々皆な是なりと云ふ可きものにして、斯る場合に恭順論を唱へんものは、非常の勇者か、非常の怯者にあらざれば不可能であつた。

【九】 江戸に於ける主戦論者の主張 (二)

主戦派の議論

徳川慶喜公傳は更らに曰く。

陸海軍人殊に海軍副總裁榎本和泉守(武揚)、陸軍奉行並小栗上野介(忠順)、歩兵奉行大鳥圭介(純彰)及新選組の人々などは、概ね戦を主とし、(戊辰日記、彰義隊戦史、兵を箱根、笛吹に出して、官軍を待たんといふものあれば、軍艦を以て、直に大阪を衝かんといふものもあり、(海舟日記、又關八州占據の策を獻じ、軍隊の新組織法

を建白し「七年史所載陸軍調役並伴門五郎、同本多敏三郎等建議、或は輪王寺宮、公現親王、後に北白川宮能久親王を奉じて、兵を擧げんといふものもあり、彰義隊戦史、或は、君上單騎にて、御上洛あらば、士氣奮ひて、軍機忽に熟せん」と激語する者もあり、海舟日記、老中等も、是等の説にや同じけん、江戸の薩藩各邸を没收して、諸家に預け、目付を箱根、碓氷の兩關所に派し（正月十七日）、松平丹後守（戸田光則、信濃松本藩主、松平右京亮、大河内輝昭、上野高崎藩主）をして、碓氷關を警備せしめ、三十日、土井大炊頭（利興、下總古河藩主）に、神奈川警備の増員を命じ（十四日）、歩兵頭に駿府警衛を命じたるなど（十三日、頼徳川實記明治史要、急使争ひ馳せて、江戸城中の混亂いはん方なく、まして官軍狼藉の注進、櫛の齒を挽くが如くなれば、主戦派の人々は、激論に激論を重ねて、いつ果つべしとも見えず、有司はこも／＼公慶喜に謁して、其説を進め、論談往々曉に達し、諸士相互の議論に至りては、鶏聲を聞かざれば已まず（海舟日記、正月十七日、若年寄堀内藏頭（貞虎、信濃須坂藩主）は、身要路に居て、此難局を處理する力なく、御委任を全くすること能はずとて、遂に殿中に自及せり、其意死を以て、幕議を恭順に定めんとするにありと云ふ、三月十五日、病氣にて、御役

城中の混

御免と發表せり、伊豆菫山の代官所柏木總藏は、松平大和守（直克、上野前橋藩主）の家老山田太郎右衛門と共に、公慶喜を廢黜して、徳川氏の血食を謀らんとする由の風説も行はる。（戊辰日記）

慶喜在阪
論中の恭順

以上所記の如く、主戦論は、殆んど江戸を籠蓋するの勢にて、此中に在りて、徳川慶喜が、兎も角も恭順論を一貫したのは、彼としては、異常の努力と云はねばならぬ、但だ彼が斯くまで江戸に於て踏張りたる程ならば、何故に大阪に於て然かせざりし乎が疑問である、されど大阪に於ける徳川慶喜は、正直のところ、江戸に於けるほどには、恭順論に徹底してゐなかつたのだ、言ひ換ふれば、彼は固より朝廷に反抗する意志は無かつたが、然も君側の奸、所謂討薩には決して反対では無かつた、されば彼は決して會桑若しくは幕兵が、薩兵と戦ふを不是としなかつた、恐らくは當時に於ては、彼は薩兵を驅逐することを期待したるものであらう、然るにその期待が全く裏切られ、遂ひに朝敵の汚名を受くることゝなつたから、彼も翻然大いに悟るところあり、爾來恭順論に始終するに至つたのであらう、されば何人も彼の尊皇心に疑を挟むものなきも、彼の恭順論は、少くとも鳥羽、伏

恭順徹底
の時期

見敗戦以後の事と審定す可き理由がある。その當時に於ては、幕軍自身を官軍と稱したることは、例せば、三日之戦官軍に戦利、其後連敗、津勢裏切有之、無據形勢にて、還御相成、官軍半は紀州へ、半は伊賀越にて引取候筈、新聞會巻の文書を見ても分明だ、即ち當時に於ては、幕軍自から官軍と稱し、而して幕軍が薩長兵を驅逐して長驅京都に入るの日は、官軍の稱は、單に幕軍自身の自稱でなく、やがては天下の公稱となつたであらう。

斯る情態なれば、大阪に於て慶喜が討薩の表を上り、其檄を天下に飛ばしたのも、彼の立場としては、決して不思議は無い。但だ彼にして今少しく時局に對する判斷が透徹し、今少しく意志が強固であつたならば、江戸にて作す可きを、大阪にて作す可きであつた。

【一〇】 柳河春三大舉西征の建白

新知識者

當時の主戦論は、決して血氣に逸る旗下壯士の徒のみでは無かつた。所謂る知識

中の主戦論

階級とも稱す可き、洋學者とか、新知識とか云ふ可き連中も、十中の八九までは、皆な主戦論者であつた。今ま正月十三日付、柳河春三の建白書を見るに左の通りである。

御河建白書

正月十三日美濃守老中稻葉正邦より内々御尋に付、不取敢相認差出候建白書草稿。

此度火急之還御、實以無御據御儀と奉恐察、何共奉恐入候御事に御座候。此上は小節に御拘不被爲遊、遠大之策略を帷幄中に御運し、速に賊徒誅鋤、海内寧靜、東照宮様御神靈被爲慰候様之御所置、偏に奉仰願候。付ては當今之急務、御存込之次第、不憚忌諱、左に奉申上候。

「小節に御拘不被爲遊」の圓點は、建白者が自から附したるもの。此れは言外に意味がある。たとひ朝敵などと呼ばれても、決して頓著せず、相手が錦旗を翳し來るにもせよ、どしどしやりつけよとのこと。賊徒とは薩長其他東征の兵を云ふ。

御府内警衛策

第一、御府内御警衛御取締之事。

此度之慮に乗じ、浮浪之黨、如何様之事、相巧み候も難計、御府内は勿論、近郷近在

之御固第一之急務と奉存候。

第二、山海諸街道御備之事。

右は奉申上候迄も無之、賊徒何時襲來も難相計候間、速に御手配無御座候ては事不意に起り、狼狽に至り候様之事、尤可慮之至と奉存候。尤海岸是亦同斷に御座候。

大舉西征策

第三、大舉西征之事。

右は御國運御挽回之御大事業に付、紀水兩家は不及申、加賀、仙臺、肥後を初、其外神君様御恩澤を奉存候程之諸侯へ御依頼被遊、内外一和之上、速に此御盛舉被爲在候様奉存候。昔頼朝卿は、僅七騎に迄被擊成候ても、三年を出ずして、六十餘州惣追捕之任に當り、又神君様も數ヶ度之御危難に被爲逢候得共、終に天下を御一統被遊候。精神一注何事不成。況や神靈未だ地に不被爲墜候得ば、只々至誠至公之意を以、諸侯を御頼被遊候は、
御恢復不遠と奉存候。萬一名分小節に御拘り被遊、此機會を御失被遊候は、乍恐御家運も是迄に相成可申と、痛心之至、只此事と奉存候。

機失ふべからず

此の大舉西征が、建白書の眼目だ。「萬一名分小節に御拘り被遊、此機會を御失被遊候は」の園點は、當人の附したるもの。此際は區々の名分論などに拘泥せず、實力もてやりつけよ。云ひ換ふれば、勝てば官軍、負くれば賊。官も賊も勝敗の後に定まる名である。戦前に遠慮會釋は無用であるとの意味であらう。

外國交際策

第四、外國交際彌御親睦之事。

外國人には不相替信義御失ひ無之、聊も權僞を不用、至誠を以、御交被遊。國內之事、御隠し無之、實情御布告相成候様。左も無之候ては、賊徒離間之計より、如何様之變事出來も難計奉存候。

此處に賊徒とあるは、狹義にては薩長、廣義にては京都政府である。

普路洞開策

第五、言路洞開衆論御採用之事。

只今迄之如く、閣老方を初、御役人衆御逢等之儀、手重にては、上下之事情、自ら懸隔候間、以來は國事に付建言仕候者、貴賤之論なく、手輕に御逢被成、其事柄に寄候ては、上様拜謁直言上之儀も、手輕に相叶候様、御制度急速御改革御座候様仕度奉存候。

右之外巨細之事共、一時に書取兼候間、猶衆説承合、追々可奉申上候。右は只々存
込之儘奉申上候儀に御座候。以上。

正月十三日

柳河春三

謹上

上國風雲
と没交渉

此れは如何にも、江戸を以て一世界視する氣分が見えて、上國の風雲などは、少しも影響してゐない如くである。當時上方と江戸との間に、如何に其の雰圍氣が相違してゐた乎。とても想像がつかぬ程だ。關東猶ほ然り、況んや東北をやだ。何は兎もあれ、東征の官軍が、どしどし押し掛けつゝある最中に、大舉西征などとの建白は、聊か吞氣過ぎる。

【一】 福地源一郎の懺悔談 (一)

更らに福地源一郎の所記によれば、

諸臣意見
申陳

前將軍(徳川慶喜)は、十二日(慶應四年正月)の夜、御東歸ありて、御濱御殿より御上陸にて、御歸城あらせ玉へり。翌十三日より文武の諸士、高下を問はず、出仕して、詰掛け、和戦の議論囂々たり。但し御前評議は固より余が如き身分の者が、推参し得べきに非らず。尤も諸閣老は交るゝ大廣間に出で、諸士の意見を聞るべしとの事なれば、余が知れる輩は、此時なりと先を争ひて罷出で、各々所存を申演べたれども、余は既に大阪にて手懲りしたれば、其無益なるを察して、役所のみ居て、所存申演には、一度も罷出ざりしなり。

此れは福地が外交局の一員として、大阪出張の際、種々獻策したるも、一向に採用せられざりし爲め、幕府上長官に見切りを附けてゐたからであらう。

水野のあ
きらめ

水野痴雲(筑後守)は、當時隱居の身分なれども、毎日登城して、戦論を主張したりけるが、十七日の黄昏に至り、外國方の役所に來りて、余を呼び出し、先づ天下は泰平と定つたれば、是より俱に退出して、今夜は祝杯を舉んと思ふは如何にと申たり。此の方正嚴格の人が、稀らしき事を申さるゝもの哉とは思ひたれども、其意に任せ、相伴ひて退出し、歸路神田佐久間町の中村屋と云へる割烹店に入

りて晚餐を命じ、其座にて水野は今日の御前評議に於て、愈々悔悟、謝罪あらせ玉ふべしと仰出されたれば、余は復出仕の要務なし。臺慮已にかく定らせ玉へる上は、徒らに戦論を主張し、或は私に兵を集めて戦はんなど云ふは不策なるべし。故に余は近日采邑多摩川に身を退くべし。但し御邊は戦なり、和なり、隨意に致されよと語り、打萎れて涙を流し別を告られたり（原註、痴雲は此後程もなく、多摩川邊に匿遁し、病に罹りて憤死したりき）。即ち幕議の非戦に決したる當日にてありき。

強硬小栗
罷免

水野は幕吏の錚々たるもの。彼と小栗上野介とは、其の性格相ひ反し、其の出處も亦た同じくなかつたが、其の熱烈なる主戦論者であつたことは同一であつた。而して小栗は正月十五日前將軍慶喜からお直の罷免を蒙つたと云ふことだ。お直の罷免とは、直接に將軍が口づから其職を罷免するものにて、此の如きは江戸幕府の創始より、殆んど絶無稀有の事と云ふ。如何に小栗が主戦論もて慶喜に肉薄し、慶喜の怒に觸れたか、思ひやらるゝ。續徳川實記に據れば、正月十五日付にて、

一 御役御免
勤仕並寄合

御勘奉行並兼帯

小栗 上野 助

右被仰付旨、於芙蓉間老中列座、雅樂頭申渡之。

但御前え被召出可被仰付處、御用多に付、本文之通。

との辭令が掲げてある。而して水野忠徳（痴雲）が彌よ匙を投げて退居を決したのは、その翌々日である。

主戦論者
の鼻息

當時江戸に於て、如何に主戦論者の鼻息の荒かつた乎は、到底想像の及ぶ所では無かつた。彼等は本來將軍慶喜の大政返上なるものに、頗る不服であつた。彼等は如何に世の中が變遷しても、政權は當然幕府に保留せらる可きものと信じてゐた。されば大政を返上しても、朝廷より改めて御委任あらせらる可きものと信じてゐた。

然るにそれが相違するばかりでなく、おまけに官位も、封土も返上せよと、朝廷より催告せられ、やがては上洛の道を遮りて、遂ひに鐵砲を打ち掛くるに至つては、朝廷の幕府に對する態度が、餘りにも不人情である。餘りにも忘恩である。餘りに

も惨酷である。二百餘年の太平は、誰の賜物ぞ。朝廷をして、垂拱せしめ、何等の煩累なからしめたのは誰の力ぞ。今更ら皇政復古などと稱して、徳川幕府を壊れたる土偶同様に取扱ひ、徳川氏を潰さんとするは、朝廷の思召にあらすして、必竟薩長其他の野心家の奸謀であるとは、主戦論者の概ね認めたるところであつた。

【二】 福地源一郎の懺悔談 (二)

分別なき
主戦論

福地源一郎は、更らに語りて曰く、

國家と云へる觀念も、國體と云へる分別も、實に余が胸中には無かりしなり。其頃は既に聊か洋書も讀みて、平生は萬國公法がどうで御座るの、外國交際が斯様で御座るの、國家は云々、獨立は斯々なりと讀嚙り、聽嚙りにて、随分生利なる説を吐て、人を驚かし、以て自から喜びたりしも、今や己れ自から身を其の境界に置に際しては、全く無學無識と成りて、後患が如何であらうが、將來が何と成らうが、更に貪著するに遑なく、只徳川氏をして、此幕府を失はしむるが殘念な

りと云ふの一點に心を奪れたり、

此れは福地の後日譚にして、其の懺悔の告白であるが、然も當時に於て斯る心理情態の者は、決して福地一人に限りたるものでなく、福地も亦た多くの仲間の一人に過ぎなかつたものであらう。

外力依頼
の策議

故に或は佛國に税關を抵當として、外債を起し、以て軍資に充て、援兵を乞ふべしと云へば直に同意し、米國より廻船の軍艦を、海上にて欺き受取るべしと云へば、異議なく左袒し、横濱の居留地を外國人に永代賣渡にして、軍用金を調達すべしと云へば、是以て名策なりと賛成したるが如き、今日より回顧すれば、何にして余は斯まで愚蒙にてありし乎と、自から怪しまるゝ程なりき。

福地衷心
よりの告白

福地が本文を草したるは、明治二十六年頃であつた。當時彼は心身共に自由の身にして、何等の懼るところなく、爲めにするところなき地に立つてゐたから、固より如上の懺悔談は、彼が中心よりの告白として受取る可きものだ。乃ち之を見ても當時の主戦論者が、如何なる倒行逆施をも、苟も戦争の爲めならば、之を敢てするを辭しなかつた氣分が判知る。

酒々皆然

然れども是は敢て余一人のみに非ず、當時幕府の爲に、主戦論を唱へたる輩は皆同様の考にて、到底日暮れ途遠く、倒行して逆施せざるを得ずと云へるが、當時の決心たりしこと、争ふ可からざる事實なり。否々然らず、我は云々の分別にてありしなどと云ふ輩ありとも、余は敢て之を信する能はざるなり。

如何にも此通りであつたらう。但だ他人は沈黙し、福地は正直に懺悔したるだけの相違あるのみであらう。自己の立場を、當面に支持する爲めには、後難も、後害も、敢て顧慮せず、又た顧慮するに遑あらざるは、世間概ね是れなりと申すも、差支なし。假りに官軍をして地を替へしむるも、亦た恐らくは此の如きものあらむ。

慶喜を怨む

現に謝罪降伏説に心服せざるを以て、前將軍の御事をも悪ざまに怨み奉りて、扱も一悔悟、謝罪、恭順、謹慎とは何事ぞ。餘りに氣概なき御振舞かな。徳川家の社稷に對して、實に不孝の汚名を取らせ玉ふ御方にては、御座しますぞと評し、參らせ、是に従事したる勝、大久保の人々をも、國賊の如くに罵り、彼奸物宜しく天誅を加ふべしと迄に揚言し、其謝罪狀を稿する筆を執たる人までも、同じく節義を失へる小人の如くに憎みたるは、皆主戦論者一體の説にして、余の如き

武士教育の自然歸結

も則ち妄言を吐きたるに相違なしと雖ども、是れ營に感情に動かされて、正義の道を踏外したるにはあらず。父祖以來世傳の武士教育が、即ち事に當りて、此心を起さしめたる者なれば、當時己れ自からは、我こそ正道を履むの士なりと、誰も彼も信じたりしに外ならざるなり。懷往事談

當時江戸に於ける新知識の徒尙且つ然り、況んや壯士輩をやだ。

【三】 福澤諭吉の觀察

城中亂雜

十人十色、當時在江戸の知識階級とも云はるゝ人々の時局觀は、一樣ならぬが、今ま、福翁自傳に於て、福澤諭吉の語る所を掲げんに、曰く、

扱慶喜さんが、京都から江戸に歸て來たと云ふ其時に、サア大變、朝野共に物論沸騰して、武家は勿論、長袖の學者も、醫者も、坊主も、皆政治論に忙しく、醉へるが如く、狂するが如く、人が人の顔を見れば、唯その話ばかりで、幕府の城内に、規律もなければ、禮儀もない。平生なれば、大廣間、溜の間、雁の間、柳の間なんて、大小名

の居る處で、中々喧しいのが、凡て無住のお寺を見たやうになつて、ゴロ／＼笑
坐を搔て、怒鳴る者もあれば、ソツト袂から小さいピンを出して、ブランドーを
飲んでる者もあると云ふやうな亂脈になり果てたけれども、私は時勢を見る
必要がある。城中の外國方に翻譯杯の用はないけれども。

此れは福澤其人が千代田城中に於て實見したるところを語りたるものなれば、
事實に間違のある可き筈はない。如何に亂雜、無秩序に、銘々が勝手次第の振舞を
做しつゝあつたかは、此れにて十分想像せらるゝ。

加藤の主
戦論

見物半分に毎日の様に、城中に出で居ましたが、其政論流行の一例を云て見る
と、或日加藤弘之(當時は加藤弘憲と、今一人誰であつたか、名を覚えませぬが、二人
が社祢を著して出て来て、外國方の役所に休息して居るから、私が其處へ行って、イ
ヤ加藤君、今日はお社祢で、何事に出て来たのかと云ふと、「何事だつてお逢ひ
を願ふ」と云ふのは、此の時に慶喜さんが歸て来て、城中に居るでせう。ソコで色
色な策士、論客、忠臣、義士が躍氣となつて、上方の賊軍が出發したから、何でも是
れは富士川で防がなければならぬとか、イヤ爾ではない、箱根の峻阻に據て二

子山の處で、賊を鏖殺しにするが宜い。東照神君三百年の洪業は、一朝にして捨
て可らず。吾々臣子の分として、義を知るの王臣となつて生けるは、恩を知るの
忠臣となつて死するに若かず。なんて種々様々の奇策、好案を獻じ、悲憤、慷慨の
氣焰を吐く者が多いから、云はずと知れた加藤等も、其連中で、慶喜さんにお逢
ひを願ふ者に違ひない。

如何にも當時の情況掌の上を指すが如く描いてゐる。

加藤福澤
問答

ソコで私が今度の一件はドウなるだらう。いよ／＼戦争になるかならないか、
君達には大抵分るだらうから、ドウぞ夫れを僕に知らして呉れ給へ。是非聞き
たいものだ。「それを聞いて何にするか。何にするつて分つてゐるではないか。是
がいよ／＼戦争に極まれば、僕は荷物を拵へて逃げなくてはならぬ。戦争にな
らぬと云へば、落付て居る。其和戰如何はなか／＼容易ならぬ大切な事である
から、ドウぞ知らして貰ひたい」と云ふと、加藤は眼を丸くして、「ソんな氣樂な
事を云て居る時勢ではないぞ。馬鹿々々しい。「イヤ／＼氣樂な所ではない。僕
は命掛けた。君達は戦ふとも和睦しやうとも、勝手にしなさい。僕は始まると即

人数調べ

刻逃げて行くのだから」と云たら、加藤がブツ／＼怒て居たことがあります。此の福澤が明治時代では、私學の統領となり、此の加藤が官學の先達となつた。夫れから又或日に、外國方の小役人が出て来て、「時に福澤さん、家來は何人お召連れになるかと問ふから、「家來とは何だ」と云ふと、「イヤ事急なれば皆此城中に詰める方々に、お賄を下さるので、人数を調べて居る處です」。「爾うか、ソレは誠に難有い、難有いが、私は勿論家來もなければ、主人もない。ドウぞ福澤のお賄だけはお止めにして下さい。彌々戦争が始まると云ふのに、此城の中に來て悠々と辨當など喰て居られるものか。始まらうと云ふ氣振りが見えれば、何處かへ直ちに逃出して行きます。先づ私のお賄は要らないものとして下さい」と笑て茶を吞で居た。全體を云ふと、眞實徳川の人に戦ふ氣があれば、私がそんな放語漫言したのを許す譯けはない。直ぐ一刀の下に、首が失くなる筈だけれども、是れが所謂幕末の形勢で、逆も本式に戦争などの出来る人氣でなかつた。如何にも透徹したる觀察だ。勝海舟の如きも、全く之を看破してゐた。故に海舟は容易に其の恃む可からざるを恃まなかつた。

一戰意なき

【二四】佛國公使の再起説

ロッシユの再起説

其の底力の有無如何に拘らず、口上だけは、江戸城中、殆んど主戦論たらざる無きは無し。の光景だ。而して更らに尤も有力なる主戦論者は、佛國公使レオン・ロッシユであつた。彼は英國公使パークス等と、一時大阪より兵庫に赴いたが、やがて慶喜の後を趨うて、關東に還り、慶喜に面接して、再起を慫慂した。彼は慶應四年正月十八日附を以て、左の如く慶喜に謁見を請うた。

ロッシユの面會請求書

千八百六十八年二月十一日(正月十八日)
日本之大君殿下に呈す

余今日兵庫より歸著せり。就ては至極緊要なる事件に付、殿下に報告することあり。余自ら江戸に來るを以て、急速殿下に拜謁を請ふことの切要なるを知るべし。願くは一瞬間をも失はず、直に余に拜謁を給らんことを望む。余執政方に面會を請ふにあらず。速に大君殿下に謁せんことを請ふなり。謹言。

日本在留佛國全權ミニストル

レオン・ロセス

此の書簡が如何なる事を意味する乎は、其の文面の自から語るところによつて分明だ。逃げた慶喜よりも、其後を追うたロツシユの方が、寧ろ沫を喰つてゐる程彼は急遽、倉皇の情態を暴露してゐる。彼の胸中多事想ふ可しだ。

右返翰

以書狀啓上いたし候。然ば明十九日第三字時西丸に御登城有之候様致し度、大君之命を以て、此段可得御意、如斯御坐候。以上。

正月十八日

小笠原壹岐守

レオン・ロセス様

慶喜ロツシユ會見

此の如く佛國公使は、江戸灣著港の翌日、直ちに慶喜に謁見した。而してそれが何事であつた乎は、慶喜自身の語る所によつて分明だ。

戊辰の春、鳥羽伏見の戦敗れて、予が東歸するや、程もなく佛國公使ロセス登城し（原註、未だ大慈院に謹慎せざる時なり）予に見えて、此儘拱手して、敵の制裁を受け給はんこと、如何にも残念なり。且は御祖先に對しても、御申譯あるまじ。我が佛

國は奮つて一臂の力を假しまゐらすべければ、是非に恢復を圖らせらるべし」と、いとも熱心に勸告したり。予は、好意は謝するに餘りあれども、日本の國體は他國に異なり、たとひ如何なる事情ありとも、天子に向ひて弓ひくことあるべからず。祖先に對して申譯なきに似たれども、予は死すとも天子には反抗せずと斷言せしに、ロセス大に感服したるさまにて後言ふ所なかりき。此時予は老中等をも退席せしめ、一人にて應接し、鹽田三郎をして、通譯せしめたるのみなれば、唯三人だけなりしなり。（昔夢會筆記）

又た曰く、

東歸の後、佛國公使ロセスが再舉を勧めたることは、嚮にも話したるが、其時初は小笠原壹岐守（老中長行）も陪席せしに、ロセスは言を盡して、再舉を圖るべき由を勸告するにより、予は壹岐守を退席せしめ、鹽田三郎のみを通譯として、ロセスと對座にて、懇々と日本の國體は、他國と異なる所以を説き聞かせ、されば予はたとひ首を斬らるゝとも、天子に向つて弓をひくこと能はずといへるに、ロセスも遂に感服して、然らば思召次第に遊ばさるべしといふに至れり。壹岐

慶喜日本國體強説

幕吏ロツ
シユに對
する信頼

守を遠けたるは、他に漏洩せんことを慮りてなりき。同上
と云うてゐる。當時ロツシユは、一面佛國公使でありつゝ、も他面幕府の至高顧問の姿にて、幕吏の面々は殆んど皆な彼に信頼してゐた。例せば正月二日付大阪城中發の佐久間近江守(歩兵奉行並)の江戸狀にも、「翁(ロツシユ)の盡力、此度こそ相顯れ、御上御一同にも感服相成候事に候。只可笑は英猫(パークス)公使に有之候。昨今は一言も暴論不發、殊に翁(ロツシユ)方に來り、昨今の形勢にて、各國公使滯阪いたし居らるゝは不宜と思ひ候間、歸港いたし候而は如何と相談いたし候處、翁から打拂申候とあるを見ても、其の一斑を察するに足るものがある。然るに徳川慶喜が、江戸に於て其の再起の愆愆を謝絶したのは、慶喜としては、流石に烈公の子たるに作ちざるものと云はねばならぬ。但だ返す／＼も慥らくは彼が此の勇氣を大阪城中に於て發揮せざりしことを。」

第三章 江戸の大勢達觀者

【一五】 大久保一翁の書簡(一)

江戸の大
勢達觀者

混沌たる江戸の眞中に於て、眞に天下の大勢を達觀し、全局の打算上より、善處の大策を胸中に描きたるもの、果して幾人かある。その極めて少數なる中に於て、特に擧ぐ可きは、恐らくは大久保忠寛(二翁)と、勝義邦(安屋)であらう。大久保は門地からすれば、固より勝の上である。勝は才能からすれば、固より大久保の上である。然るに此の兩人は互ひに相知り、相知られ、大體に於て、其の所見を一にして、互に相ひ戮協して、偕に俱に時艱を濟ふことを得た。

大久保の
觀察者

今ま大久保が、如何の觀察を做しつゝ、あつたかを知る可く、彼が正月十二日付、在京都の松平春嶽に與へたる書簡を掲げんに曰く、
十二日付之節は、還御御一條未心得内之事。還御は御良策には有之間敷候得共、却而皇居へ御忠意相舍居候よりの御事。

舊習一洗
の機

十二日付の前書には、未だ慶喜歸東以前のことを云うた。慶喜は正月十二日歸府。且右に付幕府一統自覺、既小栗等御退、舊習御一洗、大好機と奉存候。

國內鬭争
夷人の悦

小栗忠順の罷免は、正月十五日だ。今日より眞に□候はゞ、皇國之御爲にも、無此上奉存候。□之差向、錦旗下候は、御全國御失體、大亂之原に而、夷中奸悦候計之事に候間、幾重にも御工夫尾土兩侯等被仰合、御止御急務に候。是は徳川氏之爲、申私には毛頭無之候。夷中奸に、鼻下のばされぬ様にと奉祈候事に候。

此れは官軍の東下は、國內の鬭争を激甚ならしめ、外人をして其虛に乗せしむるに過ぎざれば、折角之を遮止せん様、越前主として、尾張、土佐等と申合せ、盡力ありたしとのことだ。夷中奸とあるは、恐らくはレオン・ロツシユ其者を斥すのであらう。

慶喜自身
大難に膺
るの要

將還御後、種々御歎息に而、御隠居之御内含も御口氣に被伺（原註、元道侯一橋玄同一へ御□にも被伺候）候間、今此大難に至、聊にても御動之思召にては、決して不相濟、徳川家之御不爲のみならず、全國之御不爲、其上偽に唱候朝敵く之言艸、却而

雪冤の機
遠からじ

實に可相聞、旁不宜、御手打に相成候迄は、御止可申と泣出し、死を決候心中は、身分にも不寄候間、明侯（春登）にも此段御察、御周旋御精力奉祈候。これは此際、徳川慶喜が、一身を潔くせん爲め、隠居などと申す口吻を漏らす、少くとも此の大難は慶喜自ら進んで之に膺る可きものにて、漫りに自ら退避す可きものにあらざるを云ふ。

今は何と申候共、朝敵之御趣意無之は、不久相顯れ可申候。苟も朝敵の實なくんば、其の汚名を雪ぐの期は、決して遠きにあらざる可しとの意味。

異説者夢
中

乍敵も長人は、近頃開候故、此位之事可分と奉存候。當今異説唱候者は、夢中歎と奉存候。歎息に不堪候。

異説とあるは、小栗等の主戰論者を斥すものであらう。

吳々も夷中奸に、鼻下のばされぬ御策、御工夫希候。且幕府より出候側奸御退と申も、御良策に無之に付、是又御取消御工夫希候。

此れが徳川慶喜の討薩上表を斥すものであらう。此れは固より慶喜側に取りて

も、良策でなかつた。大久保忠寛が、其の取消を希望するも當然だ。けれどもそれは今更ら取消すなど出来得可きものでは無かつた。驕も舌に及ばずだ。

外侮防禦
專一

幕府は關東丈之御備調、夷人之侮相防、彌皇朝へ御忠節之外、他事無之御見込に奉伺候。此度は實に皇國御一大事に候。御勉精奉祈候。九拜頓首。

正月十五日

忠

寛

大藏大輔様

此の一書によりて見ても、大久保は内相ひ閲いて、外其の侮を招くことを専ら慮りてゐたことが判知る。此れは決して徳川氏を救解せんが爲め、故らに製造したる口實でなく、彼は眞に之を慮つたものと信す可き理由がある。

【一六】大久保一翁の書簡(二)

小栗一味
や、銷沈

尙ほ大久保忠寛が、正月廿一日付松平春嶽の親臣酒井十之丞當に贈りたる書簡は、更らに前書以後の形勢を、左の如く語りてゐる。

去る十五日後も(参照 一五)多分日々登城候得共、諸士逆上強に而、眞之道理更に不相分、然るに小栗上(小栗上野介退役其一連、少々鎮辭等之説、少くは耳に入候者も出来、今日は關壹州(關老小笠原壹岐守長行)一人皆引に而都て靜に相成。

慶喜隱居
希望の非

小栗罷免以來、其の一味の氣焰はや、銷沈の姿となつたものと察せらるゝ。

御前へも緩々罷出、種々伺候處、彌以御恭順之外、更に御他念不被爲在、其處は安心仕候得共、是非御隱居可被遊との御沙汰、此儀實に困難極候。

隱居は慶喜其人に取りては、唯一の手段、無二の方策であつた。靜寛院宮などへの申譯けにも、此れが必須であつた。朝廷へ對しては猶更のことだ。

又一亂の
憂

皇國御爲に相成候はゞ、聊御留も不仕候得共考候處にては、又一亂之本にも可、到と心痛極候。

當時大久保等の立場としては、斯く考ふ可き理由、若しくは事情も存したものであつたらう。

血氣少々
鎮靜

漸々諸司血氣も少々鎮、今翁も爲差言分も無之、只々柔弱之誹受候計に候。其は更に不顧、萬一御恭順之御趣意、不通節迄之御預物と覺悟に候。

今翁とは大久保一翁自から斥したることであらう。此れは萬一恭順の旨趣貫徹せざるに於ては、只だ一死あるのみとの意味であらう。

夫は兎角扱置、此地に而は、御恭順被爲、盡候思召に而も、尊地(京都)にて御覽被遊候而は如何と御心付之廉々も候はゞ、一寸被仰下候様希申候。其外眞に心得に可相成事、思召付被爲、在候はゞ、雪江(中根)より一寸示吳候様被仰付伏希候。此地眞相談は、勝房(勝安房)之外、不過二三人其餘は強事計申居候。何分御教示可被下候。頓首。

正月廿一日

硬者必し
すも強なら

此れにて愈よ江戸城中の模様が分明だ。斯る場合に於て硬論を吐く者、未だ必らずも勇者ならず、軟説を唱ふる者、未だ必らずしも怯者ならず。否な衆議詳議に反して、主戦論者の眞中に、恭順説を唱ふるが如きは、尋常一様の心膽ある者にては、出来難き業である。此地眞相談は、勝房之外、不過二三人其餘は強事計申居候の一節は、如何にも當時の眞相を穿つてゐる。

下々氣勢
に困却

二白、南部彦助著委細一馬より承知、一安心仕候間、直に一馬同道、登城相談、關(堀

老も被逢、安心と申居候。松周(副老松平周防守等)には實に血氣計、あきされ候。乍去此邊は一度に申散候得共、下々氣勢紛々には困極候。猶御精忠奉祈候。□□出候由、遙に承知、同人一筆教示、懇願に候。謹言再拜。

□□は或は三岡八郎のことではあるまい乎と思ふ。

夜中退出、宅へは論人不絶、勢極候。早朝より紀人三人、正午迄論、漸々爲服返候。心中は可愛事に而候得共、道理不解人々多々、三拜。

一翁 寛

榮井 君

大久保の
人物

榮井君とは、酒井十之丞のことであらう。元來大久保忠寛は、資性公平にして、其の見識も恒に中正を失はず。然も亦た能く其の眼識は、水平以上に抽んで、斯る場合には、排難釋紛の雄材ではないが、衆心を安心せしめ、歸服せしむるには、容易に得可からざる人物であつた。彼の存在は、幕府最期の始末をつくるには、尤も缺く可からざる一人であつた。

【一七】海舟日記に現はれたる勝安房(一)

大久保と
勝との異

大久保一翁は長者の風があつた。勝安房守にはそれが無かつた。勝は自己の意見を率直に開陳すると同時に、他の反対意見を辯駁し、若しくは反対意見を排斥するに遲疑しなかつた。されば大久保、勝は互ひに同志者であつたが、前者は敵を緩和し、後者は敵を反撥せしむる傾向が無いでも無かつた。然も排難、解紛の立役としては勝であり、脇役としては大久保であり、銘々の立場に於て、其の長所を發揮するを得たるは、如何にも善き組み合せであつた。

參與へ一
書呈進

十七日(慶應四年正月十七日)に起用せられた。道之小侯議論紛々といへども、多くは驅役せられ、或は其城邑を焼かむと云説、日夜不堪。東府之諸士は、軍を率ひて、箱根、笛吹に待たむといふ者あり、或は軍艦を以て、大阪を衝かんと云、紛々擾々、其方向を辨せず。

官軍問罪
の擧の噂

十八日(慶應四年正月)越前へ介して、參與え一書を呈進す。勝は先づ官軍に對し、若しくは官軍の本據に對して、言論的交渉を開始した。而して彼の立場の根據は、國內の争鬭は國家の獨立を危殆ならしむる所以の一天張りであつた。

近く官軍問罪之御擧ありと、臣子之分只一死ある而已。何ぞ患とするに足らむ。其曲直是非に至りては、強て今分別を論せず、暫く空漠に附して、百歲公議之人を待而已。昨今米利堅之報告に云、官軍兵庫之居館を襲ふ故に墩を築き、兵士を分て、其地を固守し、軍艦を呼と、英佛も亦然り。

支那印度
の前例

此れは神戸に於ける備前藩老日置帶刀の率ゐたる兵士と外人との衝突一件の結果、斯る椿事を惹起したることを云ふ。參照 六七册六三—六六。長崎地方の如きは、未だ其確示を不得といへども、恐らくは同轍に過ぎるべし。臣愚聞之而、痛哭悲歎に不堪、遠くは印度之破れ、近くは支那之地、長毛官兵是非曲直を鳴らして、同屬相喰。

此れは支那長髮賊の反亂を云ふ。

皇國同轍
の難

西洋諸國其虛に乗ず。今哉皇國殆ど同轍に陥らんとす。口に勤王を唱へて、大私を挟み、皇國土崩、萬民塗炭に陥るを察せず、是を何とかいはん。是れ彼の論據、而して官軍に取りても、此れは確かに痛手だ。

臣上進して、微衷を愁訴せんとすれども、有罪の小臣我主と一死を待而已。然ども此千載之遺恨を如何せん。臣斬首前にあれども、黙止するを得、希くは此微志を以て參與閣下に代訴せられん事を、恐惶謹言。

辰正月。

徳川陪臣勝安房

勝の態度

勝は僕々爾として哀訴歎願せず、寧ろ進んで新政府の參與連中を曉諭するが如き態度を示してゐる。

此書付越前家えさして差立候ものは、三通なり。

勝の特使
命取消

此日(正月十八日)諸官輩建言して、御歎願之御書持参すべき者は小臣可然と云ふを以て、閣老此議を被命、即時上京すべき旨を以答へり。然るに或人云、若安房をして御使命せらるれば、其御旨を達せむ。然れども抑留せられ、甚不可なり。しかず餘人を以てせられんにはと、即夜御免被仰渡、後宮より女中某御使之事あり。

取消理由

惟ふに勝に京都特派を命じ、重ねて之を取消したる理由は、上記の通りであり、而して恐らくは又た勝は薩長人士と舊交あるから、或は抑留の餘、如何なる結果に立ち到る可き乎と、勝の身上に就ても不安心の件の爲めに、斯くは評議替となりて、京都特派を、取消されたるものと察せらるゝ。

【一八】海舟日記に現はれたる勝安房(二)

三道城主
への呈書

勝は正月十八日、越前家を介して、新政府の參與連中に一書を與へたが(参照一十)同日又た左の一書を、三道の城主に呈した。三道とは東海道、中山道、北陸道である。小臣又三道之城主え、一書を呈す。使を以て差立べきにあらず。公に達せむは僭なり。酒井左衛門尉之留守居え託して、同席え示されむ事を望む。以下は其の一書だ。

伏見の擧
の誤

其形を取て、其の情を盡さざるは、天下之公平にあらず。伏見之擧、小卒之誤に發す。既に先五六年、毛利家、閣下に不敬ありといへ共、其情實判然たる時は、亦今日

之如し。

此れは元治甲子禁門の變を斥して云ふのだ。前例昭々たり。禁門の變に比すれば、鳥羽伏見の役は、寧ろ小故と云はねばならぬ。

忠諫の要

天朝といへ共、一も誤なしといはんや。況我徳川氏に於てをや。其誤を誤とし、其情實を盡し、其條理を正し、初めて公私如何を決すべきなり。事倉卒に發し、大令倉卒に出づ。侯伯之職、其忠諫盡力、一死を以て、國に報すべき時歟。倉卒の二字が、禍根と云はずんば、禍因である。

忠諫なき

聞く三道之侯伯、其城邑を火せんとする風聞あり。或は首鼠兩端不決なりと、殊に痛恨に不堪所なり。既に舊歲協力同心、皇國を富強し、萬民を撫育する令あり。天朝亦舉賢一新之大令あり。然るを思はず、其情實を捨て、主家に敵せんとするか。忠諫の事なきは、尤以て怪むべし。皇國土崩を不愁歎。空議今日に及ぶは、小臣至愚といへ共、解せざる所なり。

附和東下の非

此れは概ね譜代大名等に對して、一撓を與へたるもの。

一朝譴謫之軍に列り、猛卒百萬を率ひて東下すとも、決して臣輩の恐るゝ所にあ

らず。軍門に推參して、是非曲直を問はむ。今先一書を以て呈進す。空しく擲捨するなかれ。謹言。

辰正月

勝 安 房

三道之城主

机下

此の如く勝は三道の城主に對して、徳川氏の立場を標示し、彼等が徒らに大勢に雷同し、官軍に附和し、東下するが如きことなからんことを要望してゐる。

勝陸軍總裁に任せらる

同廿三日、夜中陸軍總裁、若年寄被仰付。

小臣陸軍は敢て望む所にあらず。然るに陸軍の士官等申旨あり、固辭すれども不被免。また申旨あり。一時に官位高きは、尤恐るゝ處。況哉無能不才之身、其俸少からず。強て若年寄之儀、御免を希ふ。終に止らる。

何故に陸軍士官等が、勝の總裁たることを希望したる乎。勝は本來海軍出身なれば、彼が陸軍を望まなかつたのは、彼としては決して異とするに足らず。

同廿六日、拂郎西之公使、此度新に拜命之者え面謁せんと乞ふ。故を以て小臣ま

勝佛使と面談

一八 海舟日記に現はれたる勝安房(二)

た其列に並びて面談す。

佛蘭西公使レオン・ロツシユは何故に斯く登庸の新官等に面謁を要めたる乎。所謂る慶喜再起の希望は、慶喜其人から謝絶せられたるに拘らず、彼は尙ほ思ひ切る能はなかつた爲め乎。將た別に理由あつた乎。

此頃諸官員、君上え拜謁して、各其志を以て上言す。大抵拂曉よりして夜九つ時(午夜)或は徹夜、君上之御焦慮また思ふべし。又横議盛にして、其向ふ處定まらず。小臣輩に到つても、諸士猶其説を聞き、其議を聞論す。是が爲に夜も大抵鴉を聞て止む。

何となく元祿年間播州赤穂城解散以前の光景を、幾十倍擴大したるもの、如く想像せらる。

第四章 幕府の新組織と勝陸軍總裁の方針

【一九】勝安房と其の反對黨

勝親佛者に與せず

勝は本來佛蘭西の勢力に依頼して、幕府の衰勢を挽回せんとする親佛者流に與しなかつた。否な其等の仲間を目して、國を誤る小人視して、極力之を排斥した。されば此の瀬戸際に於て、彼が佛蘭西公使と面會(參照 一八)しても、それは單に公使の需めに應じて、面談したる迄にて、彼より求むるところは毫も無かつた。以下彼の所記は、彼の所見を、極めて痛切に開陳してゐる。

兵卒多數 費莫大

二月朔日、此頃伏見敗散之歩卒、陸續として紀州より船著す。氣先甚尖どし。此地此輩を容るべき屯所なし。是は御上京長きを以て、彼地に滞在する者、此地の屯所新に募りし兵卒之屯所と成り、且昨暮已來、上國不穩之聞えあるを以て、行先を熟考せず、兵を募りて上京せしめしかば、兵員多きに失し、生活並居所とも、其

養ふべき道を缺く、然るを思はず、町市には市兵を募り、近郊には農兵を募る。其實なくして其雜費莫大なり。官吏時之危きを思ひて、頻りに多人數を求む。小臣百方して、是を辯すれども、聞く者無し。陸軍附屬にあらずして、文官また兵を募る。自から瓦解之勢あり。

是れ盜を見て繩を縛ふばかりでなく、所謂臆病者の護符として然かしたるもの。烏合の衆何をか做さんやだ。

東歸兵士の不平

且東歸の兵卒食住便ならず、俸金充分ならざるを憤り、黨を結びて脱走す。凡千人に近し、錯亂紛擾甚敷して、是を御する道無し。日夜歎息奔走する而已。如何にも笑止千萬の事だ。

當路有司の雷同者

此時之閣老は、松平周防守、小笠原壹岐守、井上河内守上座たり。閣老兼帶海軍總裁、稻葉兵部大輔、陸軍總裁松平縫殿頭、參政淺野美作守、平山圖書頭、立花出雲守、京極周防守、堀右京亮、松平左衛門尉時之權威あるは、司農にて、小栗上野介、小野友五郎、此黨數人、皆是等に雷同。其因て來る所、其謂れ無きに非ず。以下は所謂親佛黨の計企に就て語る。

親佛黨

拂朗西公使、並教法師カシオンと云者、能く官吏之情態に熟せり。爰を以て、栗木安藝の徒、尊信して其説に醉ふ。甚敷は近く一兩年要路に當る者、皆拂朗西に倣せざれば、朝に立能はず。陰に黨あり、結て以て相固む。

親佛者の説

此れは親佛黨を云ふ。小栗、栗木の徒は、其の錚々たる者。其説に云、長州、薩州は、後幕府に害あり、必らず是を滅せずんば害あらむ。我拂朗西に頼らば、軍艦、武器及び金幣といへども、送り來たして差支ゆべからずと。是故を以て小吏其説を實とし、其毒に醉ふ。亦醒むる者なし。

所謂親佛黨の陶醉。

英人の對策

英吉利人は是を知て、竊に其黨を惡む。終に西國侯伯に遊説する者ある。賦此れは事實其通りだ。パークス、サトウの徒の活躍以て知る可し。

亦内にしては聚斂盛にして、市民日に離心す。用途空虛に乗じて、しきりに用金之命あり。或は旗下に令して、其祿の半を献せしむ。是を用ゆる。武備に非ず。常用日々に供して不足。

此れは重稅、誅求、人心離反の已む可からざる原因を云ふ。

其形勢を以て考れば、敵軍來らずといへども、都下之瓦解、久しかるべからず。斯る場合に於て、彼等は何事を做さんとするぞ。

主戦論者
無算大言

今不測の變に當て、人心恟々、官吏唯衆多を頼みて、新策なく、過激時之勢を察せずして、漫に干戈を動かさむとす。其説を成す者は、水野癡雲、小栗上野、糟屋筑後、大

小監察、陸軍の士官等、大言して算無く、空議因循、亦如何せむ哉。以上は勝が滿腔の憤懣を漏らしたるもの。若し水野、小栗をして、之を聞かしめば、彼等には又た彼等の立場として、相應の議論もあつたであらう。然も勝は、兵力是等を排斥してゐる。

【二〇】 群議と徳川慶喜の態度

幕府新内閣

勝は更らに其の日記、二月十一日の項に於て、左の如く記してゐる。

二月十一日 君上新に命せられし總裁を召て、東臺え御移居、御謹慎有之べき御旨を承る。當節新に被命しは、陸軍總裁某(勝安房)、副總裁藤澤志摩、海軍總裁矢

田堀讚岐、副督榎本和泉、司農總裁大久保一翁、副成島大隅、外國總裁山口信濃、副河津伊豆、皆若年寄格と並なり。亦國內之事務は、參政川勝備後、淺野美作、石河若狹、松平左衛門等なり。

當時の形勢

此れが當時の幕府新政局であつた。新組織であつた。

新規被仰付しは、正月廿三日夜中之事なり。當時之形勢、閣老板倉伊賀、酒井雅樂、小笠原壹岐、其他譜代之小侯は、京師より官位被召上るゝ者あり。或は事變に狼狽して、退隱を乞ふ者、亦上國え馳登て、其領國を保たむとする等、人心恟々、其方向を失す。錯亂甚敷を以て、皆英意に出づる所を以て、已後戮力同心、御家之再興を以て、死力を奮ふべき時歟。

十人十色、當時大官、小侯、銘々の倉皇狼狽の狀、想ふ可しだ。

三家三卿
私營を先
にす

嗚呼、人倫之大變に當て、上三家、三卿を初、井伊、榊原、酒井之輩、何之面目有てか、私營を先きんじ、主家に盡力するの薄きや、小臣頗る憤に不堪といへども、能く思惟すれば、其いはれ無きにあらず。百年にして公評定る。今將た何をか云はむ。如何にも悲憤の聲を聞くが如し。

軍議區々

此夜(正月廿三日)の夜諸官上言する所箱根之險に據て官兵を禁止し關内之諸侯に結びて鼎峙之勢を固くせんと云者あり或は使者を出だして入關を止めんと云説あり君上(徳川慶喜)單騎にして御上登あらば英士氣奮て軍機盛に到らむと云あり或は軍艦に督して攝海に航せんと云或は長薩之二國を討たむと云大抵其見る處大同小異なり。

以上は當夜の群議紛々に就て云ふ。

慶喜群臣
曉諭

君上仰に云我不肖多年禁闕に接近し奉り朝廷に奉對て御疎意なし伏見之一舉實に不肖の指令を失せしに因れり不計も朝敵之名を蒙るに到りて今また無辭ひとへに天裁を仰ぎて從來之落度を謝せむ。

此れは慶喜が群臣を曉諭したる言此に到りて徳川慶喜の態度も頗る見上げたものとなつて來た以上更らに一層を進む。

且爾等憤激其謂れ無きにあらずといへども一戦結で不解に到らば印度支那之覆轍に落入皇國瓦解し萬民塗炭に陥入らしむるに不忍其罪を重ねて益天怒に觸れんとす。

如何にも大局を達觀しての言流石に徳川慶喜も亦た能く大體に通ずる者と云はねばならぬ。

暴動禁止

爾等も我が此意に體認し敢て暴動するなかれ若聞かずして輕舉爲さむ者は我が臣にあらず既に伏見之一舉我が命を用ひず甚敷は不肖を廢して事を發せんと成すに到る。

此れも事實だ當時大阪城中に於ては若し慶喜が京都打入を拒むならば慶喜を廢しても——或は慶喜を血祭にしても——其の本意を遂げんと敦圉きたる壯士輩も少くなかつた程だ。

再び指令に戻りて我が意を傷ふなかれ。

此れが當夜慶喜の諸臣を戒飭したる言以下は勝の著語だ。

勝著語

尙御沙汰之趣至當にして愚輩の諫むべき處にあらず唯恐懼して報答其道を失す涕血して御前を退く。

隨分人を喰つた勝も慶喜の如上の言辭に對して全く涕血して御前を退くの外に施す可き手段は無かつものと察せらるゝ。

【二】 徳川慶喜と勝安房(一)

恭順決意
發表

今ま徳川慶喜が、自から語るところによれば、勝が彼に向つて語つたところは、左の通りだ。

予開陽丸に搭じて、江戸に歸る時、船中にて此上はひたすら恭順の外なき旨、始めて板倉以下に申し聞けたり。勿論此決心は既に大阪を發する前に定まり居たれども、當時は聊も之をば漏らさざりき。

此れは事實其通りであつたらう。

勝の戦略

されば歸府の後勝安房守(義邦)予に勸めて「公若し飽くまで戦ひ給はんとならば、宜しく先づ軍艦を清水港に集めて、東下の敵兵を扼し、又一方には薩州の櫻島を襲ひて、敵の本據を衝くの策に出づべし」といひたれども、予は「既に一意恭順に決したり」とて耳をも傾けざるより、勝も「然らばそれなりに盡力仕る可し」とて、遂に西郷吉之助(隆盛)と會見して、江戸討入を止むるに至りしなり。勝の此

恭順論の
本家

時の態度は、世に傳ふる所とは、聊異なるものあり。總べて勝の談話とて、世に傳ふるものには、多少の誇張あるを免れず。(昔夢會筆記)

と云ひ、暗に恭順の本家本元は、勝にあらずして、慶喜當人であることを力説してゐる。又た曰く、

勝の感激

東歸の後、予はひたすら恭順を主張せしも、城中の混雜は一方ならず。當時戦論を主張せしは、獨り會桑のみにあらず。老中以下諸有司に至るまで、殆ど主戦論者ならざるはなき有様なりしかば、勝安房守の如きも、飽くまで恭順の思召ならば、一死以て御趣意の貫徹に努むべく、若し又雪冤の戦をとの上意ならば、先づ一方には軍艦を派し、櫻島を襲ひて、薩州の本據を衝き、一方には艦隊を以て、清水港を扼して、官軍を防ぐなどの策もあり、進止いづれとも御意のまにまに遵行すべしといへる故、予は「斷然恭順謹慎して命を俟つべし」と答へしに、勝は大に感激し、然らば飽くまで恭順の御趣旨貫徹に向つて力を盡すべしといへり。大久保一翁(忠寛)にも、其旨を諭したるに、是亦勝同様の事なりき。(同上)

大久保勝

前文と殆んど其の内容は同一である。但だ若し之を解して、大久保忠寛や、勝義邦

亦始よりの恭順論

が、徳川慶喜に諭されて、始めて恭順論者となりたるものとせば、そは大なる誤解だ。何と云うても彼等は當初からの恭順論者だ。少くとも彼等は小栗等の主戦論とは、對蹠的の位置に立つ者であつた。

勝の思惑

勝が和戦何れなりとも慶喜其人の意向如何に遵行す可しと云うたのは、必らずしも勝に定見なく、只だ慶喜の意向に盲従して、それを盲奉す可しと云ふのではない。彼には彼の成見あつたが、此の場合に於て、先づ慶喜の思惑を確む可く、斯く云うたものであらう。而して更らに一步を進めて考察すれば、勝其人は業に已に慶喜の恭順論者であることを熟知し、慶喜の口よりその言を吐かしむ可く、故らに其の兩端を提出して、之を擇取せしめたものであらう。而して如何に勝自身が恭順論者であつたとしても、萬一の場合、それに替る可き他の方便をも豫じめ考慮し置く必要あつたことは、何人も否定は出来まい。果して然らば勝が徳川慶喜に向つて、和戦兩様の策を提出し、其一を擇ましめたのは、決して不思議とするに足らない。

恭順論發

當時官軍側にせよ、東軍側にせよ、互ひに蝸牛角上の内争に没頭して、日本の世界

足點の異同

的地位如何に就て、其の大計、大策を畫する者は無かつた。此際に於て内先づ一和して、外其の侮を禦がんとするは、格段の見識ある者にあらざれば克はず。均しく恭順論であるが、徳川慶喜の恭順論は、大義名分の上から來りたるもの。勝の恭順論は、國家大局の打算上から來たれるもの。其の歸趣は同一であるが、其の發足點には、自から若干の異同がある。

【三】 徳川慶喜と勝安房 (二)

勝の主戦方略

更らに海舟日記を閲すれば、左の一項がある。

臣此時上言云く、凡興廢存亡は氣數に關す。亦人力之能くすべき所にあらず。今若戦に決せば、上下唯一死を期す而已。臣軍艦を督して、駿州之海濱に出で、上岸二三百之兵を以て、官兵を拒ぎ候ば、我兵衆寡敵せず、一敗せん。其敗に乗じて敵兵清見ヶ關近傍に逼らば、軍艦を進めて横に是れを攻撃せむ歟。極めて敵を破ること必せり。即時我が兵を増して接戦し、艦より敵の中央を破らば、反掌之時

間、必勝せんこと疑なかるべし。此機に乗じ、關東之士氣彌奮はば、直に海道の味方を督責し、火を放ちて敵の來往を妨ぐべし。然らん後は、軍艦三艘を率ひて攝海に乗入り、西國、中國之海路を絶て、しばらく天下の變を伺はむ歟。總督兵敗走せば、他二道の官兵施す策を失はむ。また上國海路をたゞれて、運送自由を不得時は、如何ぞ他に策を行はるべき哉。此れが勝の主戰方略一斑だ。乃ち苟も戦はんとすれば、必らずしも勝算無きにあらずだ。

その結果

然れども是より天下瓦解し、九州之侯伯、英國に通じて、其志を逞くせんとするは、實に其行く處を知らず。

戰爭の結果は、官軍側は英國に頼り、東軍側は佛國に頼る。互ひに外國の干涉を招來することゝなる。

恭順また難し

然らずして天怒を恐れ、天裁を仰ぎて、順々として條理を踏まんと欲せば、至難重り到り、終にまた其終る處を知らず。唯臣等君上之御決心を拜承して、一死を以て奉すべきなりと。

此に至りて恭順も亦た容易の業にあらざるを説く。而して慶喜に向つて、此の和戦の兩者に就き、其一を擇べと勸説した。

凡關東之士氣、唯一朝之怒に其身を忘れ、從容として大道を踏む人に乏敷。況哉策を帷幕に廻らし、必勝を未前に察する者を不聞。

關東の士氣、頗るたよりが無い。彼等は一朝の憤激に乗じて、事を擧ぐるも、其の始中終を大觀して、全勝を博する所以を解しない。

上國の士の略

且戦を主張する者は、一時潔きに似て算なし。上國之士等、舊歲已來之所置を考れば、所謂逆にとりて順に守るの風あり。亦我を激して其策に陥らしむ策多くして、先勝後に戦ふ歟。伏見之一舉、薩士三百五十名に過ぎず。長人三百餘、其他は勝敗を見て進退を決するの徒なり。我兵壹萬五六千名、一敗塗地。死を以て國に報ずる時なし。關東之士官、何ぞ其略無き哉。

官軍を過少視し、幕軍を過多視するの嫌なきにあらざるも、何れにしても彼我の兵數は、非常に懸隔してゐたことだけは明白であつた。

絶對服從策

今般大勝に乗じて、猛勢不可當、天子を護して、群衆に號令す。尋常之策の如きは、

其敵する所にあらず。我今至柔を示して、報之に誠意を以てし、城可渡、土地可納、天下の公道に處して、其興廢を天に任せんには、彼また是を如何せむ哉。
勝の所見では、此れが當時として最上策だ。是れが官軍をして、振り上げた拳の措所を失はしむる所以だ。

君上決心の要

然りとはいへども、此事至難にして容易く行べからず。故に申て云ふ、君上之御決意、確乎不拔に出ざれば、臣等の方向定まるべからざるなり。

此れが慶喜の決心を促がす所以。

汚辱一新の策

萬にして此事成らば、下民心服すべく、天下響應すべく、我徳川氏之政、中興にして革命之業成るべし。而後上天朝に對し、下萬民に向て、其職を辱めざるべし。是此機に乗じて、従前之汚辱を一新すべきの時歟。崇論高議して、空敷時日を消すべきは、不可ならむ歟云々。

されば勝は和戦兩様の申立てをしたが、然も彼の本意は、和の一字にあつたことは、斷じて疑を容れない。それは本文を見れば、自からそれが分明である。

【三】 勝安房と佛國教師

主戦論者の背景

當時主戦論者の背景としては、佛國公使及び幕府備聘の佛國士官があつた。如何に佛國士官等が、幕府の爲めに其力を效したるか、慶應三年十二月廿五日、江戸に於ける薩摩屋敷の焼打が、佛國砲兵大尉ブリューネの作戦計畫に原きたるを見ても知ることが出来る。而して其の當日もブリューネ自から出張して、傳習隊を指揮したと云ふことであつた。されば彼等が幕府瓦解の刹那に於て、之を傍觀坐視するに忍びず、飽迄主戦論の肩を持ちたるは、彼等の立場としては、毫も異しむに足らない。

勝總裁任命の事情

予陸軍總裁と成る、實に戊辰正月廿三日、夜中俄に被命。從來總裁たる者、老中より兼之、參政其の全轄を占む。當此時是等或は位官を被褫、或は固辭して城に不出。其人々無し。因て已むなきに出るなり。

斯る事情の爲めに、勝は海軍出身者であるに拘らず、此の非常時に於ける陸軍總

裁とはなつた。

同廿六日佛蘭西陸軍教師シャノワン氏、同國教師士官と共に來りて云、我輩是迄傳習して、其業既に成る。君が士官兵隊數百名、此所謂熟練兵なる者なり。今や君是が總裁たり。實に戰へば必可勝。士官兵卒皆鼓勇、其勢大に盛なり。意を定めて戰に決せよ。我輩も亦指揮に入り、一分を盡さむ。亦必ず疑忌を生じて、時機を失する勿れ。

此れはシャノワン等が、勝に向つて、勸説したるところ。

且箱根に據て、敵を追撃可如斯。城を守る可如斯。昨君が陸軍總裁に被選たるを聞く、戰鬪手配、攻守の略、圖を以て製之、以て膝下に献す。我輩是迄之教授、今日に於て、其用を見る。誠に歡に不堪なりと。論談數刻、其決を聞いて歸らむと云。

此れも同様だ。佛國士官としては、正しく斯く申す可き理由がある。

予大に答に究迫す。終に明日を期して去らしむ。此夜同國ミニストル、ロセス氏を訪ひ、近日の形勢を述、且趣旨の有る所を密告し、教師の厚意を謝し、其雇を解くを談す。

佛士官解雇通告

不戰通告

勝としては此の手段に出づるの外は無かつたであらう。

廿七日教師館に到り、シャノワン氏に謁し、其不可戰の議を述、此議既に決せり。我斷じて不爲を以て答ふ。

勝としては苦しき返事であつた。

教師大に怪み且曰く、余之を君の旗下なる子弟に聞く、西國諸州は皆叛すといへども、東國諸州は悉く上國の命に不服、皆兵を擧、薩長二國を撃たむを議すと。君現に此大兵あり、國を半にして皆君の指令に應せむ。一旦大に戰勝て後、東國を固守し、雄を養ひ、時宜を謀り、大阪に出で、海陸を塞ぐ時は、敵如何ぞ策あらむ。如此せば、彼我に望むに和を以てせむ。臨其時充分なる趣意以て、寬嚴時に應じ、達志せよ。是至易の事にして、至難にあらず。

佛國教師等、飽くまで勝に主戰説を注入せんとす。

然るを捨て、不顧、至難の事を以て家國を保たむとする歟。且君教育十分なる兵を不用、彼等の怒を激し、君が名望地に落ち、敵の術中に陥入、後悔臍を嚼む、夫近きにあらむ。余尤君が爲に憂ひ、君が爲に歎す。

雇教師あ
くまで主
戰動説

勸説懇到を極む。

然共君大任を領して、他説に不迷、確乎たる誠量、余能く之を了知す。余輩又屢を解き去て歸途に就かむ。君が策の畫餅と成て、魚肉せらるゝに忍びざる也と、懇懇説訓す。

眞に惻々人を動かすの言だ。

勝遂に不背

余(勝)其厚意を謝し、今にして詳記すべからず。萬難重到り、諸憤一身に集り、身首所を異にするは、豫め期せし所なり。唯皇天の昭覽あるあらむ。且懇篤の教諭、心肝に録す。敢て忘る可らずと、言て別れ去る。

此の如く勝は遂ひに佛國教師等の説を聞かず、斷然無抵抗主義を取りて、以て官軍の東下を待たんとした。

【二四】勝安房と言論の利用(一)

また一書 勝は言論の力を飽まで利用した。彼が上國の參與に與へたる一書(參照 一七)及

魯の上國參與に贈る

び彼が三道の城主に與へたる一書(參照 一八)は、既記の通りだ。而して彼は更らに左の一書を、越前の家老本多修理に附して、上國參與に送つた。

魯の日本内政干渉説

小臣是を海外之一知己に聞く、

近日魯西亞首と成て、同盟諸國に報告する所あり、其大趣意に云、東洋日本之定約は、徳川氏幕府在職之時結ぶ所、今日に至つては、其政權朝廷に歸納せりといへども、其國之大身會議一定有りしを不聞。一二之侯伯倉卒に出るものは、尤以て可疑。其條理を究問し、其情實を盡し、其討べきは討、其助くべきは助くるものは、大國小國を保護し、其國之生靈塗炭を救ふ、各國定約之大信公義之到れる所なり。同志同約之諸國は、共に軍艦を整へ、東洋に向て、其是非を問はむと。

此れは魯西亞が、日本の内政に干渉せんとする風説を捕へ來りて、上國の參與等を聳動せしめんとしたものだ。

其實否に到ては、いまだ如何を不知といへども、必其事發せんや必せり。從古東洋諸國西洋各國之爲に、蹂躪内附せらるゝ者、皆其同屬邦内之小是非に相喰み終に其國家を失ふを不察、私を逞くして國を破るに出ざるなし。

魯の眞意

内争の極まる所概ね自國の獨立を失墜するの例は、東洋諸國に其例甚だ多し。今哉英吉利は兵庫にあり、佛朗西、米利堅は、横濱に居て、英之下風を不好、魯國豈此二國之下に附かむ、大信を唱へて、以て我皇國を内附せんとす。誠に其眞意のある所、これを掌上に視るがごとし。

勝は果して斯く自から信じて、斯言を爲したる乎。將た故らに斯る事實を架構して、國內の紛亂を熄めんとの方便に供したる乎。當時英國は斷然朝廷側に立ち、佛國は從來の行き掛りよりして、幕府の味方である。但だ魯國の態度は、未だ何れとも一定して居らなかつた。故に勝は魯國は英佛の兩國に超越して、日本を一口に呑みこまんとするものと猜定した。

支那印度の轍

然るを思はず、侯伯黙止して、唯其領國を固守せんとす。是を其任といはん歟、且勤王之眞意また何れに在るや。百歲にして公義定る。如斯なるを報國といふ歟、印度、支那之轍不遠、朝廷を汚辱し、皇國を内破す。其責何人に在る哉。況哉今百年を不待して、小臣其詳解を問はむとす。希くは私を去り、公平至當を以て、小臣が疑惑を解かん事を、恐惶謹言。

辰二月

勝 安 房

勝の露國利用

此一書越前侯、肥後侯へ呈達上言を乞ふ。

惟ふに當時の魯國は、恐らくは未だ上記の如き大野心を日本に向つて逞しくせんとする程では無かつたであらう。されど若し日本が内亂連續し、其の國力が疲弊したる曉に於ては、而して若し外國の干渉を招くが如き機會を暴露したる場合には、魯國が敢然として乗り出したらんも、未だ知る可からず。何れにしても勝は、内亂は必らず印度、支那の覆轍を來たす。故に苟も印度、支那を實物教訓とする者は、必らず先づ國內の一致を先務とせねばならぬの一天張りにて、之を以て此の難局を切り抜くるの主旨とした。而して此れが只だ一時的の口實に止らず、勝其人の信念であり、主張であつたことは、其の前後の始末に就て見れば、自から諒とす可きものがある。

内争永續の不可

一方朝廷方面に於ても、岩倉等の如きは、單に内争の永續を不可としたばかりでなく、内争其物をも不可としたことは、彼が官軍東下に先ち、豫じめ越前藩の君臣を懲息して、速に徳川慶喜をして、恭順の實を表せしむ可く努力せしめんとし

たるを見ても分明だ。然も岩倉は決して因循姑息者流では無かつた。彼は一たび大斧を下し、直ちに之を戢めんとするにあつた。而して鳥羽、伏見役には、最早其の時節の到来を豫知してゐた。

【三五】勝安房と言論の利用(二)

更に京都
書に上

勝は更らに左の一書を、越前家臣を以て、京師參與に上言した。

臣愚微志を雖欲達於于政機朝臣鄙身有罪之小臣成るを恐れて不能。仰天目、空敷黙止して、臣節に死するは其分也。雖然有罪と無罪を不論、爲國家鄙言を盡すものは、皇國之一民、今日在るを以ての故なり。

一言禁じ難き所以を云ふ。

國內紛争
の因

伏て惟、皇國外國之交通開けてより、尊王斥夷、開鎖異同之說興りしより、同屬情争、是が爲に死する者、連年比々として不絶、是其政機之轉すべきもの不轉、徒に鎖國一邦に可成るの舊則を守て移らざるの故歟。或は其政權之移る所遅々し

て、化育の速に成らざるの故歟。下言中に壅塞して不通之故歟。

國內情争の原因を尋釋す。

憤争皆憂
國に發す

其憤争之跡を考れば、頗る過激に失すといへ共、其情を察する時は、共に皇國を愁ふ一念深きに發せり。

其跡過激なるも、其志は憂國の一念より發す。

是が爲に死する者、其深怨の歸する所、又何人に在る哉。今日に到ては、我德川氏罪を得天朝、臣衆數千其冤を愁訴せんと欲して、其志不達、既に同胞相喰んとす。臣愚輩其忠誠盡力すべき所、其機を失す。既に數年前に在り。今日悔悟涕血すとも、及ぶ能はず。

關東情勢

德川氏獨り衆怨の府となり、罪を天朝に得たり、訴冤道なく、同胞喰まんとす。

今我主德川慶喜獨り其誤を悔て、仰天裁ものは、臣子之分、慚愧斷腸す共能はざる所、終に激怒して、同胞憤争之基固く、垂御道なく、是が爲に、百萬之生靈、其災害を遁れざるの勢あり。

是れ實に關東の情勢だ。今や實に百萬の生靈、生死の危機、一髪の間、に存す。

王者の政 關東如斯成るを聞て、上國是を笑ふ者は、戰略に妙なりといへ共、王者之政、生靈を愛護する道にあらず。

關東が此の如く鼎沸の情勢であることは、戰略の上から見れば、官軍に取りて、如何にも無上の好都合ではあらうが、天下の大局から見れば、決して一視同仁の皇徳を成す所以ではあるまい。勝は露骨に江戸の紛々、擾々たる實況を披露するばかりでなく、寧ろ之を敷張して、其の弱點を暴露して、而して後更らに一轉語を下して曰く、之を奇貨として、戰略に利用するは、蕩々たる皇徳の涵容無邊を濟すの道にあらずと。

強弱の轉化

舊歲毛利家二國に螫して、弱轉して強と成る。關東今日之弱者、豈後日之強者に轉するを思はざらん哉。

窮鼠猫を食むの實物教訓は、征長の役にあり。防長二州此の如くなれば、關東八州亦た固より然らざるを得ざる可し。

憤死の怨歸する所

且同胞相喰む。憤死之怨、亦何人に歸する哉。況哉譜代の主を捨て、官軍に加はらしむる者は、君臣父子相喰之道にして、羸弱之者、一時猛勢に恐るゝ所に出づる

歟。天朝之尊嚴を知て、如斯成る歟。知るべからずといへども、内心危懼、邦内人心離散之基と成るべきや必せり。小臣が輩、哀訴せんとする者數百人、然れ共、黨を結び、強訴するは、我が主の意に反す。ゆゑに小臣代て其微志を愁訴す。亦興敗と戰爭を恐るゝにあらず。一片之誠心、爲皇國開らき難き口を開き、明白に其情實を訴ふ。希くは高明至正の双眼を以て、了察高評を仰ぐに在る而已。恐惶謹言。

辰二月

勝 安 房

勝卑屈ならず

勝は情實を委曲開陳するも、決して自から卑屈、哀乞の文句を用ひない。彼は飽迄其の地歩を占めてゐる。一片之誠心、爲皇國開らき難き口を開き、明白に其情實を訴ふ。此れが彼の申分だ。誰が爲めでもない。只だ皇國の爲めに、同胞相喰むの不可を信じて、之を打開せんが爲めに、斯く陳情するのであるとは、彼の申分だ。

【二六】勝安房と言論の利用(三)

西郷海江 勝は連篇累牘、其の出来る限りに於て、言論を利用した。其の日記に曰く、征東之官

田への一軍、督府之參謀中、西郷吉之助、先鋒之參謀、海江田武次、木梨精一郎等、陪從之聞へあり。此頃薩藩花川某、上京を告ぐ。ゆへに此使に附して、西郷、海江田之兩氏へ一書を送る」と。惟ふに西郷、海江田は、何れも勝の舊知である。

恭順第一

無偏無黨、王道堂々矣。今官軍逼鄙府といへ共、君臣謹而恭順之禮を守るものは、我徳川氏の士民といへども、皇國之一民たるを以てのゆへなり。

皇國之一民たる分限に於て、薩長も、幕府も、相違は無い。恭順の第一意。

恭順第二

且皇國當今之形勢、昔時に異なり、兄弟牆にせめげども、外其侮を防ぐの時なるを知らばなり。

恭順の第二意。

鎮撫甲斐なし

雖然鄙府四方八達、士民數萬來往して、不教之民、我主之意を解せず。或は此變に乗じて、不羈を計るの徒、鎮撫盡力、餘力を残さずといへども、終に其甲斐無し。江戸の形勢、容易ならざるを云ふ。

今日無事といへども、明日之變誠に難計。小臣殊に鎮撫力殆ど盡き、手を下だすの道無く、空敷飛丸の下に憤死を決する而已。

和宮安全に對する配慮

人心拂亂、到底鎮撫して、恒久の秩序を維持する能はざるの現状だ。

雖然後宮之尊位、一朝此不測之變に到らば、頑民無頼の徒、何等之大變、牆内に可發哉。日夜焦慮す。恭順之道、從是破るといへども、如何せん。其統御道無き事を、唯軍門參謀諸君、能く其情實を詳にし、其條理を正されんことを。

此處に「後宮之尊位」とあるは、申すまでもなく、靜寛院宮のことだ。勝は何故に此處に此事を特筆したかと云へば、朝廷でも、靜寛院宮に就ては、頗る心配あらせられ、勝に向て、左の御書が内降した。

戊辰正月御所より御書内降

和宮に關する御内書

勝 安房 守

和宮御事、往年天下の爲を以、御東下の處、其御旨趣、總而畫餅になり、已に先帝御遺憾の御沙汰も被爲、在の次第、方今にいたり、實以、不容易形勢、萬一不慮の時變、難測於今上も、不可言の御苦慮被爲、在、其方誠忠の義、兼而被聞食人候間、緩急御守衛、海陸便宜に従ひ、御歸京の所置、深頼被思、食候旨被仰下候事。近日の模様穩ならぬ次第に付ては、深く御苦慮あらせられ候へども、御警衛の

事かねて夫々仰渡され候様のはこびにもいたらせられがたく、旁別紙の通り
仰出され候間、萬一非常の節は、急度叡慮の御旨、仰傳られ、ひとへにたのみあそ
ばされ候様との御沙汰にあらせられ候事。

なを、御女儀の事、また治亂の間もはかりがたく、かた、御一封にて、か
ねて御渡し置あそばされ候様との御事にあらせられ候事。

此御一封宮の御附屬官中山攝津守持參、我唯御受而已を差上、別に異存を以て
言上の事なし。

斯る次第であれば、勝が此の場合に靜寛院宮に就て特筆したるも、決して偶然で
はなかつた。

只皇室あ
るのみ

且百年之公評を以て、泉下に期するに在る而已。嗚呼痛かな、上下道隔る、皇國之
存亡を以て心とする者少なく、小臣悲嘆して訴ざるを得處なり、其御處置之
如きは、敢て陳述する所にあらず。正ならば皇國之大幸、一點不正の御舉あらば
皇國瓦解、亂民賊子之名、千載之下、消する所なからん歟。

眼中官軍無く、眼中幕府無し、只だ皇國あるのみ、其の措置の正、不正、只だ皇國を目

標とするのみ、豈に他あらん哉だ。

小臣推參して、其情實を哀訴せんとすれ共、士民沸騰、半日も去る能はず、唯愁苦
して鎮撫す、果たして勞すも、其功なきを知る。然れども、其志達せざるは天也。到
于於此際、何ぞ疑を存せむ哉、恐惶謹言。

辰二月

勝 安 房

立言體を
得

彼は飽迄自己の立場を守りて、決して其の立言の大體を失はず、彼は今更ら曲直
を論せず、苦情を訴へず、辯疏せず、只だ大處高處より、皇國の大經、大綸に就て、其の
所見を開陳し、その見解より當面の問題を解決せんことを期した。

第五章 徳川慶喜恭順屏居

【二七】越前君臣、徳川慶喜の恭順の實無きを

指摘す(一)

慶喜救解
周旋者

當時京都に於て、専ら徳川慶喜の爲めに救解——必らずしも雪冤と云はず——の周旋をなしたるものは、尾越兩藩にして、特に越前の君臣が、専ら其事に當つた。乃ち江戸からは大久保忠寛、勝義邦等の恭順派の棟梁は勿論、徳川慶喜彼自身も、専ら越前君臣に向つて、其の衷情を訴へたる次第は既記の通りだ。(參照 五及び一五、一六及び二四—二六)

慶喜の反
省要求

されど越前側では、慶喜恭順の誠意未だ徹底的ならず、動もすれば雪冤に急にして、過を文り非を飾りて、一切を先供の偶然事故に推諉し去らんとするを見て、到底斯る生温るきことにては周旋の甲斐なしとて、京都に在る越前の君臣は、評議の上、更らに慶喜其人の反省を要求することゝなつた。乃ち二月朔日付にて、中根

大久保一
翁返書

雪江が其主春嶽に代りて、大久保一翁正月廿一日認の來簡に付き、その返書として、認めたる長文の中より、其の數節を摘録せんに曰く、

上京之運びにさへ相成候へば、兼て申談候趣は、萬々請合ふとの事に付。

此れは中根が岩倉を訪問したところ、岩倉は慶喜さへ神妙に上京すれば、爾後の事は、此の胸中にとありと、中根雪江に請合ふたことを云ふ。

中根大阪
に赴く

夫より歸邸之上、猶又差當り、伏見表鎮撫之儀、尾州申合せ等を申談、爾後發程。此れは正月三日、中根雪江が、大阪に赴き、親しく慶喜に面して、上京を促さんとするを云ふ。

途中状況

四ツ塚關門迄罷越候處、薩兵處々屯集、英氣を蓄へ、敵を相待候勢ひ、夫より鳥羽村へ入候處、阪地之第一大隊勢揃へ、最中に御座候。是は大抵未の半刻比(午後三時)に可有之、此景況にては、無事に鎮定は無覺束に付、一驚を吃し、殆落膽仕候得共、強而精神を勵し、南下仕候處。

森計落入

此れは中根雪江が、當時の所見と所想とを語りたるもの。

伏見并鳥羽之方へ繰出候阪兵陸續として、蟻行之如くに御座候故、胸中不穩候

二七 越前君臣、徳川慶喜の恭順の實無きを指摘す(一)

得共道を急ぎ罷越橋本之關門を過て、數町ならず薄暮前八幡山を打越し、伏見
之方に當り、火光天を焦し候故、大事了と大息仕候得共、今朝岩倉殿口上にて考
候ても、朝廷より容易に御指圖は無之模様と申。大藏大輔(松平春嶽)も參内、精々
抑留之含み候故、たとひ兵端開らけ候而も、朝廷よりの御指圖さへ無之候へば、
薩と阪兵との私闘候得ば、又取直し方も可有之、何分一應華城之御安否も相伺
度と、枚方より船に乗り、四日曉七時比(午後四時比)中之島の弊邸(越前藩邸)へ著
船仕候處、留守居之者より、先刻御達之由、彼除姦之御發令を一見候處、軍隊に可
馳加との御文段を拜見、是迄度々申上候事を御用ひなく、御私に兇器を動かさ
れ候ては、正敷姦計之陥穽に御落入、朝敵之御名義御免れ難被遊相成たりと、長
息虹霓を吐き、悶絶辟地仕候事に御座候。

上記の一段は、越前の君臣が、調停の功を遂げんとするに際し、京都打入の兵を陸
續發遣し、遂ひに大事を誤つた次第を云ふ。

扱二日已來の模様承候處、三日夕伏水、鳥羽にて一砲相發候哉否、錦旗翻翻、將軍
宮を被命、宮中より直様御進發と相成、朝敵之名義を十分に掲げ顯はし候事に

門譯の道
なし

候。戰爭手始め前後之論も、已に發砲と相成候ては、其前後は更に論せず、晦日已
來之儀を初、會桑戎裝等を以、愬而反狀に歸候故、如何とも申譯之道無之。
と云ひ、且つ曰く、

遁辭冷笑
さる

華城御明け退きも、御誠意を被表候思召之由候へ共、是以餘り成御不體哉……
彼是申内、出火に相成、誠以埒もなき御事共故、御誠意も何も相立候事には無之、
華城之御退去は、天下之笑ひ物に御座候。有體に申候へば、……中々御先供之御行
違ひ杯を、被仰立候而も、其已前に戰爭之御趣向有之候事を致承知居候故、實に
御先供に而も、決而左様には請取り不申、ホンの御遁辭之様に冷笑致居候勢ひ
にて候。

如何にも痛快なる文字だ。此れが薩長側からの文字ならば、怪しむに足らぬが、幕
府と切つても切れぬ越前藩の、然も調停役の重なる一人中根雪江の手に作りた
る文字としては、徳川慶喜側にとりては、到底申譯の出来ない彈劾として受取ら
れねばならぬ。

【二八】越前君臣、徳川慶喜の恭順の實無きを指摘す(二)

悔悟の様
子なし

中根は更らに左の如く記してゐる。

先月(正月)廿六日著之飛脚に、内府公(慶喜)御直書御到來之處、一向に御悔悟之御様子不被爲在、又廿七日著一翁老(大久保忠寛)呈書、同人より雪江へ之投書等之趣にても、内府公御始御恭順と計にて、御謝罪等之儀は、更に御心附無之御模様にて、雪江より之返書に、此表之實況、委敷申越可然との御沙汰に付、二十八日一書相認。

とある通りに、故らに無名氏と署し、堂々慶喜等の遁辭を詰責したる文書を草し、之を東行の一士人に托したが、同人延引に付き、更らに同書を前書(参照 二七)と共に、日附其儘一括して江戸に送つたと云ふ。今ま其の文書中の別紙を掲げんに曰く、

申開困難

抑此度之御一舉に至つては、御不臣之御形迹、不一方に付、唯御先供之行違よりの御申開らき而已に而は、中々以貫徹可仕様も無之、不顧忌諱、其條件を數へ候へば、

以上は逐條先供之行違の一句にて、此の朝敵問題を拂拭し去らんとするの不可能なる所以を説明し、辯析し來る。

反逆の名
中譯難第

第一には朝廷に而、殊更御嫌惡被成候會桑、已に御暇にて海路歸國を被命候と迄被仰上候處、夫を御上京之御沙汰已前、追々伏見、淀邊迄御指出に相成、且歩兵も伏見、淀、橋本、枚方等へ御繰出に相成候は、何等之御趣意、敷更に難相辨事故、事敗に歸候後は、廷議反逆之企と名付而も、申開らくべき道無之。

會桑は歸國を命せられ、慶喜も海路歸國せしむと朝廷へは申上げ置きたるに拘らず、自己上京の命を奉ずる以前に、既に會桑の兵を伏見、淀邊に、更らに幕府の歩兵を伏見、淀、橋本、枚方等に繰り出したるは、京都打入の手段、即ち反跡分明との廷議に對して申譯はあるまいとのこと。

譯難第

第二には、晦日には追々兵事御手配り有之候は、除姦之御下た構へは可有之候

得共、除姦之御奏可無之程之事候へば、是以叛逆之御企と名付候ても、更に申釋べき道無之。

徳川側では十二月晦日に、既に出兵の支度を始めた。此れは討薩の準備であつたらうが、討薩の上表は出して、未だそれに就て勅許を得てゐない。勅許を俟たずして、私かに兵を動かすは、不臣の沙汰であると弾劾せらるゝも、申譯はあるまいとのこと。

同 第三

第三には、朔日(正月元旦)已來、會桑甲冑にて北上致し、兵隊も追々御繰出に相成候爲體、御上京之御先供とは相見へ不申故、是亦叛逆之御企と申而も申解くべき様無之候。

如何にも慶喜上京の先供としては仰山である。何人が之を觀察しても、之を平和的行動として、釋明し去ることは出来ない。

同 第四

第四御奏聞は勿論、御奏聞に相成候哉否も御貪著なく、於阪地は除姦之號令を被發、可馳集との御布告は、御不都合之尤甚敷ものにて、事を除姦に托し、關下に迫らんとする叛形顯然と指斥されても、更に申解くべき様無之候。

叛形顯然

所謂る事を除姦に托して、關下に迫らんとする叛形顯然とあるは、如何にも、其通りにて、如何に其の心中は朝廷に對して弓を彎くものにあらずと云ふも、其の形跡に於ては、頗る穩當を缺くものあるは、今更ら之を指摘するを要せず。元治甲子の變には、徳川慶喜は、禁裡防禦總督として、長兵の禁門に迫るを撃退したる経験がある。然るに今更ら咎めて其咎に倣ふが如きは、彼が如き聰明なる漢の敢てす可きところではない筈だ。然も此の如き失體を生じたるは、何故であつた乎。その詮議は姑らく措き、偶發の出來事としては、餘りに其事が組み入つてゐる。餘りに、其事が順序立つてゐる。

【二九】 越前君臣、徳川慶喜の恭順の實無きを指摘す (三)

申譯難第五

越前君臣の所謂る「京地之輿論」として、指摘したる個條は以下に續く、
第五、除姦之實不被遂上は、皆托言にして、關下に逼つて、別に姦謀ありといふと

二九 越前君臣、徳川慶喜の恭順の實無きを指摘す(三)

も、申釋すべき様無之。

除森とは討薩を云ふ。薩藩退治の目的を達し得なかつた現在に於ては、その成敗の跡に就て、別に姦謀ありと誣ひられても、申譯は無いとのこと。

同第六

第六、鳥羽、伏水之戦闘は、御先供之行違と申にもいたせ、淀わたり之戦争は、何事候哉。除森之舉候は、進戦勇闘、御立派に其實を被遂候へば、朝廷へ被對、御異心無之義も現然可致候へ共、會桑死戦之阪兵も、頼りに被進候得共、悉く及敗走候得ば、除森は口實にて、謀反敗れたりと稱するも、更に申解くべき様無之。

所謂る勝てば官軍、負くれば賊、斯く敗軍となりては、除森などと今更ら申すも、誰も相手とする者はない。只だ謀反敗れたる上は、朝敵の惡名を、頭から打ち被せらるゝの他はあるまい。

第七、四ツ塚、鳥羽、吸之一戦、御先供行違候は、一戦之後は、速に兵隊御引揚にて、早々御悔謝被仰譯も可有之處、其儀無之而已ならず、將軍宮御進發後も猶兵隊を被進候は、叛形にあらずして何事なる可き。

此れも理窟から云へば、其通りだ。固より既に砲火を交へたる以上、之を中止する

事は、其の大勢の上に於て、殆んど不可能に幾きも、然も理窟から推し詰むれば、斯く申すの他はあるまい。

朝廷赫怒至當

如此形状と名付べき形迹現然候上は、無形之口舌を以、申譯すべき様は無之、頼に御恭順御鎮撫を、朝廷へ申上候。拙生迄も、奉對朝廷、恐入、申譯も無之次第にて、年來之御誠忠は、心を以心を知り候上之儀に而、知らざる者に至つては、形迹を認めて、其心を察候外は無之、朝廷之御赫怒、御至當之御儀にて、今日と相成候ては、御誠忠も、御恭順も、王莽之謙恭同様、御姿に相成候而、愁訴之道も絶果候。

拙生とは固より春嶽のこと。春嶽自身も、今更ら慶喜の爲めに、朝廷に向つて、辯疏、釋明の言葉が無いとのこと。

征討大兵然差向け當

如斯反狀明白之上は、不日に征討之大兵を被爲發候半而は、朝憲も相立不申候は、當然之事に候。左様に相運び候へば、祖宗二百餘年之御威業も水泡に相成、朝敵之汚名、千歳之青史を穢され、且は生民之塗炭、生靈戦闘之慘毒を受け、剩へ外夷其虚に乗るに至候は、其罪惡は、實に天地間不可容事と相成可申と、不堪、恐悚、悲嘆之至候。

天下は只だ形迹を見、その形迹に據りて判断す。而して今や其の叛形分明、將之を如何せん。

恭順證據
實現の要

今之時に當つて、御誠忠も御恭順も、朝廷は元より、天下萬人見て信すべき證據を、形迹之上に顯はされ候而、御謝罪有之、干戈を憩め、天下を穩にし、宸襟を被爲、安罪戻之萬一、を御償ひ被成候はゞ、御祖宗之御遺業も今後に及び、徳川氏之社稷も、御後昆に御傳へ可被遊御條理も相立可申候。即今天下之治亂も、宸襟之御安不も、悉く御一身之御方寸に相迫り候事と相成候。此處御深考御熟思之程、皇國之爲、御宗家之爲、御身上之爲、千祈萬禱、泣血頓首。

正月廿八日

本書は前記の如く〔參照 二八〕之を二月二日付の書簡と一括して、江府に送附した。此の如く越前君臣の痛絶なる忠告は、徳川慶喜及び其の周邊に、多大の刺戟を與へ、單に口頭にて柔順を唱ふるに止らず、彌よ之を實行の上に示すこと、なつた。惟ふに慶喜によつて、従來の幕吏を免黜したるも、而して慶喜自身が、千代田城を立ち退いて、上野の寺院に閉居したるも、畢竟此の如くせざれば、恭順の實を表

すること不可能であるを、自覺するに至つたからであらう。

【三〇】 東歸後の徳川慶喜(一)

慶喜尾張
越前等宛
狀

流石に口實のみの恭順にては、時局を了するに困難なるを覺りたる徳川慶喜は、時日と共に恭順の程度を加へ來つた。

正月二十一日、公(慶喜)は書を尾張大納言、松平大藏大輔、淺野紀伊守(長勳)、細川右京大夫(喜延、護久)と改む、山内容堂に贈りて救解を請ふ(原註、此書は平山圖書「敬忠」の書けるなり)。曰く、鳥羽、伏見の事、豫ての素意にも背きたれば、斷然大阪城を、尾越兩家に託し置き、兵を引揚げさせたり。全く一時先供の争鬭なるを、或は傳會して、朝敵の惡名を負はしむるやにも承り、實に意外恐歎の至につき、畢竟金城を棄て、赤心を表したれども、何分近來事々志と背き、遂に病魔に侵されて、事務も取扱ひかぬれば、跡式を選びて、退隱せんとす。何とぞ是までの厚誼により、相變らず力を盡され、朝廷を始め奉り、列藩へも御説諭ありて、汚名を雪ぐやう、千

万拜囑する所なり」と

此の如く彼は宣言したが、其の恭順の辭としては、尙ほ生温き程度のものであつた。

繼嗣問題

さて徳川家繼ぐべき人については、公は三家三卿の中にて、朝廷の思召により定めらるべし。此方より指名せんは憚あり」と仰せられしに、老中等進りて言上せしかば、さらば紀伊中納言然るべからんとて、二十五日大藏大輔(松平春嶽)に書通して奏上を託せらる。大藏大輔思へらく、相續人の指定は却て恭順謝罪の障となるべし」とて、老臣本多修理(敬善)を江戸に遣して忠告し、紀伊中納言も自ら書を朝廷に上りて、繼嗣を辭せり。二月五日公は嘆願の爲に、黒川嘉兵衛(雅敬)を東海道より、大目付堀錠之助、目付平岡庄七(温熙)を中山道より上京せしむ。嘉兵衛は二十四日を以て、京に入り、書を薩長尾越の諸家に投じて周旋を託せり。

(原註、歸府の途上、藤堂家に拘留せらる。堀錠之助、平岡庄七は中途より歸府す)

志業より
尊皇にあり

當時徳川慶喜の心底では、恐らくは退隱さへすれば、大體の問題は解決がつくものと思つてゐたのであらう。されど彼の心事の、當初から尊皇に存したるは疑を

便敵の名
を思ひ

容れない。

公は斯く赤誠を表して、諸方に救援を求められしが、内に在りては、常に昵近の者に申さるゝやう、余は烈公の遺訓を守り、殊に肺肝を勤王に碎きしも、統御の道足らずして、今日の窮厄に陥りたるは、全く不徳の致す所なり。天をも人も怨み咎むべき筋ならざれども、朝敵の汚名を蒙りたるは、口惜しき極みなり。天の昭鑒ましまさば、いつかは冤罪の霽るゝ日もあらんと宣ひ、龜歌袋抄、又或時は、余不肖ながら多年禁闕に近侍し、朝廷に對して、素より疎意あるべきにあらざるに、伏見の一舉、不肖の指令を誤れるにより、計らずも朝敵の汚名を蒙るに至りては、今更申すべきやうもなし。偏に天裁を仰ぎて、從來の落度を謝せんのみ、臣僕の憤激は、謂れなきにあらざれども、若し戦結びて解けざらば、支那、印度の覆轍を踏みて、皇國は瓦解し、万民は塗炭に陥らん。これ實に忍びざる所なり」と仰せられし事もあり。(海舟日記)、又黒川嘉兵衛に語りて、恭順謹慎の外、覺悟なき故にこそ、東歸したるなれ」と申されし事もありき。(徳川慶喜公傳)

心事明瞭

傳記としては、當人に花を持たすが自然の傾向であるが、然も慶喜其人の形迹

は姑らく措き、其の心事に到りては、前掲の通りにて、一點の疑を容るゝの餘地は無い。要するに慶喜には百の缺點あるも、尊皇の一事に於ては、何人にも後れを取らぬ一人であつた。

【三】 東歸後の徳川慶喜(二)

旗本への諭告

徳川慶喜公傳は、彼の歸東後恭順の措置として、左の如く語りてゐる。
斯かれば其旗本に諭告し給へる詞にも、祖宗以來今日に至るまで、各忠勤を抽でたるは、感謝の至りなるが、余が薄徳且不行届より、料らず今日の形勢に至りたれば、近畿、關西知行の面々は、以後朝廷より御沙汰の品もあるべきにより、銘銘存寄次第、采地へ罷り越し、朝命を遵奉し、士民安堵の計あるべし。斯くてこそ朝廷に對して、恭順の旨意も立ち、尊王の素志にも叶ふべけれといひ、又、當今の形勢、知行所より米穂の運送成り難き向もあるべし。追々舊例古格を廢するは勿論なれば、家來向を始め、非常の改革をなし、後來生活の道を立つるやう、今よ

容保定敬等の登城禁止

り覺悟すべし。くれぐれも余の不肖より、此次第に至りしこと、深く恥入り、氣の毒に存する所なり」と諭さる。尋で又萬石以下旗本御家人は、家族を意のまゝに知行所に土著せしめ、恭順中は、都下の旗本御家人の鳴物を停止し、月代を刺るを禁ず。松平肥後、松平越中以下朝譴を蒙りたる二十四名の登城を禁じ、後又旨を諭して、遠く府外に退き、謹慎せしめければ、肥後は會津に、越中は越後柏崎に去れり。

小笠原長行罷免

此の如く慶喜は、自から幕府解體の手續きを示し、一切を中央の統制系より切り離して、銘々の自治に一任する方針を取つた。
尙ほ彼が會桑二藩及び自餘の官吏二十四名の登城を禁じたるは、實に二月十日のことだ。

壹 岐 守

内願之趣も有之候に付、御役御免被仰付之。
右被仰付旨、於御白書院縁頼平岡丹波守申渡之。
此の如く閣老の一人、小笠原長行は、其職を罷められた。

右之者共、於朝廷官位被召上候趣、御達は無之候得共、御布告相成候由に付、登城不相成旨、被仰出候間、右之面々え可被達候事

京都壓力の増大

登城を止むるの前提として、彼等の中、幕府の役目を帯びたるものは、その以前に言な解職せられた。抑も以上の面々は、何れも是迄慶喜と利害休戚を一にし、云はば櫛ね彼の腹心でなきまでも、股肱の臣であつた。然るに彼等を一網に蕩掃し去りたるを見れば、如何に京都の壓力が江戸に緊しく感せられ來りつゝ、あつたかが能く判知る。

會桑不本意

特に會桑二藩主としては、文久以來、其の藩力を傾けて、一は守護職とし、一は所司代として、奉仕し、遂ひに鳥羽伏見の役に及びたるものにして、今更ら慶喜其人から、斯る待遇を受けたることは、彼等としては、定めて不本意千萬の事であつたらう。乃ち彼等の立場から云はしむれば、會桑慶喜に負かず、慶喜會桑に負くと云ふ可きであらう。然も慶喜其人の立場から云はしむれば、背に腹は代へられぬ次第にて、今は只だ一意専心恭順に是れ急なるの際、固より餘事を顧みるに違なかつたのであらう。但だ惜しむらくは、其の恭順を二條城に於て實行せず、又大阪城

に於て實行せず、漸く江戸城に於て實行したることだ。

【三】 東歸後の徳川慶喜 (三)

職員制度の改め

尙ほ徳川慶喜公傳は、左の如く語りてゐる。

公は政權奉還の後、今は一の大名に過ぎざればとて、正月二十三日舊幕府の職員を家職の組織に改め給ひ、老中、若年寄等が分擔の諸職(原註、會計總裁、國內事務總裁、外國事務總裁の類をいふ)を免じて、一齊に國內御用取扱となし、又若年寄並淺野美作守(兵衛)、川勝備後守(廣運)、平山圖書の三人を陞せて若年寄となし、矢田堀讚岐守(逸)を海軍總裁に、勝安房守を陸軍總裁に、山口駿河守(直登)を外國事務總裁に、大久保一翁を會計總裁に、榎本和泉守を海軍副總裁に、藤澤志摩守(次謙)を陸軍副總裁に、河津伊豆守(祐丞)を外國事務副總裁に、成島大隅守(弘)を會計副總裁に任ずるなど、多く旗本の人材を拔擢せり。然るに永井玄蕃、平山圖書、竹中丹後(重因)等朝議を蒙りたるによりて、其職を免じ、登城を禁じたる者二十餘人に及

老中廢絶

び(參照 三二)、又二月の初めには、老中及び老中格七人辭免し、遣れるは稻葉美濃守、小笠原壹岐守の兩人のみなりしに、長行は十日に辭し、(參照 三二)正邦は二十一日に辭免して、老中の職自から廢絶せしかば、此後の家職には、若年寄平岡丹波守重弘、石川若狹守龜登、川勝備後守、淺野美作守、陸軍總裁勝安房守、海軍副總裁榎本和泉守、會計總裁大久保一翁、同副總裁成島大隅守、外國總裁山口駿河守、同副總裁河津伊豆守等を、其重なる者とす。

人物の缺

此の如く其の官吏の更迭を爲したるも、眞に當今の大勢を見て、其の危局收拾の任に膺らんとする者としては、恐らくは當時に於ては、勝、大久保等の數人に過ぎなかつたことは、事實が雄辯に之を語りてゐる。

公議所設

是より先に、非常の際、廣く公議、輿論を聽くべしと建議する者ありしかば、正月廿五日公議所を設け、布衣以上、以下の中より選舉して、家政を議せしめ、目見以上、以下、次三男、厄介、並に諸藩士、百姓、町人にても、有志の輩は、書面又は口頭を以て、意見を陳述せしめらる。

人氣鎮定

此れは要するに舟中大學を講ずるの類にて、斯る場合に、彼是と議論を聞はせた

りとして、到底善き分別や、知慧の出で來る可きではない。三人寄れば文珠の知慧と云ふ諺もあるが、戰場同様の急機に際して、公議所などを開くも、聊か時務に迂濶なるに似てゐる。然も是亦た一種の安全瓣として、人氣を鎮定するの方便としては、全く無用ではなかつたかも知れない。此れは正月廿七日付の發令だ。

右發令

一 皇國御制度之基本は、全國之公議を以定むべきは、至當之儀に付、政權を奉歸朝廷、諸藩公議を被爲、盡候様、奏聞致し候儀に有之。然るに是迄の家政向を熟考すれば、士民之心に稱はざる事少からず、實以恥入候。就ては此度公議所を設け、廣く衆人之公議を採り、上下の情相通じ候様致し度候間、銘々見込之趣、不憚忌諱申聞候様、上意に候。

一 此度會議御開相成候に付、布衣以上之御役人、並寄合有志之面々、來る廿九日四つ時(午前十時)より大廣間に可被罷出候事。

右之通可被達候事。

一 此度公議所御取建相成候に付、布衣以下小役人に至迄、頭支配に而壹人づつ撰舉致し、可被差出候事。

但壹役五人に不滿向は、差出に不及候、多人數之向は、五拾人にて一人之割合を以、可被差出候事。

右之通、向々に可被達候事。

一 大 目 付
御 目 付

別紙之通、上意有之候に付ては、御目見以上以下、次三男、厄介、且諸藩士並百姓町人に至迄、有志之輩は、見込之次第、書面を以、公議所に可被申立候。尤事柄に寄、口上にて申立候ても不苦候事。

但公議所御取建相成候迄は、評定所に可被申立候。尤日限之儀は、追而相達にて可有之候事。

右之趣、向々に不洩様、可被相觸候。

二階から
目薬
以上は如何にも言路洞開の善政に相違なきも、今や官軍は三道より銳を擧げて來り迫らんとする際に於ては、江戸に於ける公議所の設置も、所謂る二階から目薬の類に過ぎなかつた。

【三三】 徳川慶喜東叡山に退去 (一)

屏居理由

抑も徳川慶喜が、千代田城を立退き、東叡山の寺院に屏居するに至りたるは、すしも當人の自發的でなく、周圍の事情、殊に京都の形勢に顧みて、其の必須をえたるが爲めであらう。今ま靜寛院宮御日記によれば、二月十一日の項に曰く、

外間よりの刺戟

十一日 慶喜謹慎よろしからず候ては、取成も致兼候趣、諸藩より申來り候に付、慶喜上野山内え退去致し、家政向は田安中納言、津山確堂へ頼候趣、慶喜より天御方(天璋院)へ申入られ、天御方より承る。戊刻(午後八時)頃、尾越へ奏聞頼み、謝罪の書、並に家臣へ布告の書付、表より入野村持參。

とあれば、外間よりの刺戟によることは、此にて明白だ。乃ち越前の君臣等が、慶喜の恭順を口にして、恭順の實を表せざる事に就き、忠告(参照 二七一・二九)を試みたるも、此に到り、其の甲斐あつたと云はねばならぬ。

家中布達

扱も徳川慶喜は、上野へ屏居に就て、左の上意書を、家中へ布達した。

此度御追討使御差向可被遊段被仰出候や之趣遙に奉承誠に以驚入奉恐入候次第に候。右は全く予が一身之不束より生じ候事にて天怒に觸候段一言之申上様無之儀に付何様之御沙汰有之候共無遺憾奉命致し候心得にて別紙之通奏聞狀差出候。依之東叡山に退き謹慎罷在罪を一身に引請只管朝廷え御詫申上億萬之生靈塗炭之苦を免れ候様致度と至願此事候就而は何れも予が意を體認し心得違無之恭順の道取失はざる様可致候。

旗本御家人等に演

而して尙ほ老中より旗本御家人等に向つて左の如く演達した。

此度上意之趣御恭順とは乍申御不束之御罪を御一身に被爲引受御謹慎可被爲在段臣子之分にては實以奉恐入候御儀に付御趣意柄厚相辦心得違無之様可被致候事。

所謂る奏聞狀

而して慶喜が所謂る別紙之通奏聞狀とは即ち左の一書だ。

此度御追討使御差向可被爲在哉之趣遙に奉承知誠に以驚入奉恐入候次第御座候。右は全臣慶喜一身之不束より生じ候儀にて天怒に觸候段一言之申上様も無御座次第に付此上何様の御沙汰御座候共聊無遺憾奉畏候所存にて東叡

山に謹慎罷在其段下々にも厚申諭し例令官軍御差向御座候共不敬之儀等毫末も不爲仕心得に御座候得共敵國之儀は四方之士民輻湊之土地にも御座候得ば多人數中には萬一心得違之者無之とも難申右邊より恭順之意を取失ひ不慮之儀等有之候節は猶更奉恐入候而已ならず億萬之生靈塗炭之苦を蒙候様にては實以不忍次第に付何卒官軍御差向之儀は暫時御猶豫被成下臣慶喜之一身を被罰無罪之生民塗炭を免れ候様仕度臣慶喜今日之懇願此事に御座候。右之起厚御諒察被成下前文之次第御聞届被爲在候様涕泣奉歎願候。此段御奏聞被成下候様奉願候以上。

二

月

慶

喜

而して更らに本文に添ふるに左の一紙を以てした。

別紙

別紙

本紙奉申上候京攝事件之節詰合居候松平肥後並要路之役々同様奉恐入候に付御處置奉伺候心得にて爲慎置候間夫々御沙汰被成下候様奉願候以上。

二

月

徳

川

慶

喜

右の京達 右の二通は、徳川慶喜より朝廷に上りしものにて、一面十二日江戸城二の丸に越前留守居を呼出し、目付妻木多宮より渡し、十八日京都に達し、十九日松平慶永(春)懸より之を朝廷に上つた。又た前老中稲葉美濃守正邦も、之を携へて上京したが、途中官軍に支へられて、果さなかつた。又た松平大和守直克も之を携へて上京し、尙諸道總督府へも差出したと云ふ。何れにしても慶喜の陳情書が、其期を失せず、朝廷へ達し得たることは、疑を容るゝ餘地がない。

【三四】 徳川慶喜東叡山に退去 (二)

上野に退去準備

徳川慶喜は、いよゝ千代田城を去りて、東叡山に赴くことゝなつた。

- 一 明十二日(慶應四年二月)東叡山に被爲入。
- 御供揃曉西洋第四字(時)
- 一 御供之面々、平服着用之事。
- 一 御道筋之屋敷、窓蓋致し候に不及候。

右之通、向々に可被達候事。

御小性 十二人
奥詰 八人

奥醫師

石川 香雲院

戸塚 文海

茂木 玄隆

石坂 宗哲

御膳所御臺所組頭

木村 庄兵衛

同 助

古川 忠助

加藤 富五郎

湯原 英之進

同 陸尺

甫 作

卯 八

右明十二日、東叡山に被爲入候に付、御供被仰付。尤日々代り合同所の相詰候様申渡候間、可被得其意候事。以上は前日の達しである。

上野御成

十二日上野御成

一 此度上様御奏聞之趣も有之、被遊御謹慎候に付、今曉第四字時之御供揃にて、東叡山に御成有之。

一 六ツ時、貳寸前、大廣間御駕籠臺より被爲成。

御先立 若年寄平岡丹波守

御側 服部筑前守

御刀 御小姓

御供 若年寄淺野美作守

御側赤松左衛門尉

江戸城留守委廻

而して其留守居は、左の通りに委廻した。

一 東叡山に御謹慎中、西城之儀、田安中納言殿、松平確堂に御頼被成候旨、被仰出之。

右者御委任に付登城、御用相濟て退散。

途中警護の變更

尙ほ慶喜の後日譚に曰く、

東歸の後、上野大慈院に立退く時、有司の議は、もはや人拂などすべきにあらずと決せしかば、近藤勇は、さありては途中萬一の變も計り難しとて、新選組の面々と申し合はせ、城より上野までの間、處々に部下を配置し、密に護衛せんと苦心せしに、評議一變して、常の如く人拂ひせしめしかば、近藤は大に憤怒せりといふ。此事後に大慈院にて聞けり。(昔夢會筆記)

當時倉皇の狀、想ひ見る可し。海舟日記に曰く、

俗史青色 二月十一日 君上新に命せられし總裁を召て、東臺に御移居、御謹慎有之べき御旨を承る。

十二日 拂曉終に東叡山塔中大慈院へ御移轉、御謹み、小臣御供に立たず、陸軍士官等へ思召を説諭す。皆勇氣と憤激と、凜然として涕血す。俗吏は其方向を失して青色而已。

とある。

大慈院に入る

公は西城の事、静寛院宮、天璋院の事、總べて田安中納言慶頼、松平確堂、齊民、前美作津山藩主に託し置き給ひ、十二日朝六つ時前、午前五時頃、大城を出駕ありて、上野に入らせらる。先供には平岡丹波守等、御供には浅野美作守之に従ひ、寺社奉行内藤志摩守(正徳部下の與力、同心を率ゐて警衛し、近藤勇は其手兵を以て沿道に潛み、見え隠れに之れを警戒せり。公は寛永寺に詣り、先づ輪王寺宮に謁し給ひて、京都へ謝罪の周旋を御依頼あり、やがて大慈院内の一室(西疊半)に屏居し給ふ。山岡鐵太郎(高歩)、關口良輔(隆吉)等の精銳隊七十餘人、及見廻組の強壯者五十人づゝ、専ら東叡山を警衛せり。〔徳川慶喜公傳〕

此の如くして徳川慶喜は、口に於ても、行に於ても、恭順の實を表し、謹慎の誠を現はした。

第六章 静寛院宮の嘆願運動

【三五】 静寛院宮御日記より見たる嘆願運動 (一)

静寛院宮の覺悟

若し京都側の東征軍をして、最も心配せしめたるものありとせば、そは箱根の險でもなければ、傳習隊の精銳でもなく、實に静寛院宮の御身上であつた。而して宮は飽迄御降嫁あらせられたる徳川家と、其の運命を與に偕にせんと、思召であつた。若し徳川家を兎にも角にも御立てになれば止む。左なくて御取潰しになるに於ては、御自分は固より徳川家と其の最期を與にせんと、御覺悟であつた。静寛院宮が、其の生母觀行院の里方、橋本父子(實業、實業)に當て玉うたる御陳情書は、既掲の通りだ。(參照六七)而して宮には慶喜の東叡山退居に付、更らに輪王寺宮公現親王(後に北白川宮能久親王)に向け、左の一書を贈り玉うた。

十二日(慶應四年二月)

卯刻(午前六時) 過慶喜退去相濟候事、巳刻(午前十時) 京都へ傳奏頼の歎願書、天御

宮公現法親王に贈書

三五 静寛院宮御日記より見たる嘆願運動(一)

方矣。璋院より請取、猶慎の始終見届の上、差出す可旨、錦を以、天御方表方へも申聞置、右に付輪王寺宮様へ直書出す。天御方よりも同様に付、出来にて天御方へ廻し置、明日一緒に出かけ候由承る。右文言。

此れからが輪王寺宮様への御文通だ。

親王宛状
本文

此度は誠に存よらぬ大事出来致し、朝廷に對し恐入參らせ候。當家の浮沈此時と日夜苦心致し居候。慶喜にも深く恐入られ、謹慎之爲に、御山内へ退去、少くは恭順のかど相立候やと存參らせ候。定めて謹慎之事とは存候へ共、此上心得違不行跡等にては、實に心配の事に候ま、右様の事等も候はゞ、よくよく御説得遊ばし候様、願置參らせ候。付添參り候家來共、殘らず詰切の様子乍、もし、慶喜初内々他行など候てはよろしからず候ま、御門々出入にも御心付遊ばし、嚴しく御守衛有らせられ候様、願參らせ候。御對顔も有らせられ候はゞ、よくよく慎れ候様、御説得の様、くれぐれも願參らせ候。私よりも此程使上京致させ(王御門藤子)、家名相立候様、願候へども、京都の御様子も分兼、いか様の御さた有らせられ候やと心配致し參らせ候。何卒當家相立候様、其御所様よりも、御取成の

事願參らせ候。以上。

靜 寛 院

輪王寺宮様へ

申刻(午後四時)過土山宿(東海道江州)より出し候藤文著。去月二十九日、桑名にて少將(橋本實梁)へ面會之事、當地男子向は入京留られ候事申來る。

宮の心中

土御門藤子は、桑名にて正月二十九日官軍東征總督橋本實梁に面會し、更らに入京の途次にあることは、此れにて判知る。而して宮が輪王寺宮へ慶喜の一身の監視を托せられ、旁た又た輪王寺宮によりて、朝廷への取成を願はれたることは、此れにて判知る。宮の御心中は、只だ此際如何様にもして、徳川家を取り續かしめんとの一途であつた。

十七日 此程慶喜歎願書、尾越へも頼には相成候へ共、猶又京都へ差出し吳候様、天御方を以、田安(中納言慶頼)より頼に付、差出す可旨、輪門様より御返書來る。二十一日御發駕よし。

此れは輪王寺宮より、徳川慶喜の嘆願書を取次ぎて、朝廷へ差出し給ふとのこと

だ。

橋本少將
返事

二十五日 橋本少將より當月十日認の文、名古屋より來著、藤上京之節、送り候
文の返事、大略左の通。

舊冬慶喜大政返上に付、天下に付候知行高返上られの様御沙汰の處、家臣共并
に會桑不服にて、既に兵端をも開可申様子に付、尾越舎の取計にて、阪城へ退、鎮
撫も届候哉、十二月晦日御請申上候處、又々當正月三日、伏見邊へ先手くり出し
候に付、戦争に及候事故、御憐愍と申事は、六ヶ敷由、何れ追伐に相成候よし、しか
し、予歎願の趣意は、少將より萬里小路へ申され、同卿より三條へ申入れ候趣
申越され候事。

御嘆願効
果

此の如く宮の思召は、橋本より萬里小路(博野)を経て、三條實美に通達したと云へ
ば、宮の嘆願の御主旨は、自から達す可きところは達し得たる事が判知る。され
ば宮の御嘆願は、決して等閑に附せられなかつたのだ。

【三六】 靜寛院宮御日記より見たる嘆願運動 (二)

出迎歎願
決定

二月二十五日の項は以下尙ほつゞく。(參照三五)

追討官軍二月十五日京地御進發のよし、尾藩より内々告來る。右に付三家、三卿
之うち中途へ出迎、御わび申入候事治定に付、人體田安より天御方(天璋院)に相
談に付、予へも天御方より相談、水戸の方可然哉と答置。其後田安より一橋に治
定の趣承る。右に付ては、上野猶又嚴重に警衛可有之様、田安へ申聞、承知のよし
返答の事。

慶喜の行
動配慮

此れにて見れば、嘆願運動には、官軍を途中まで、一橋玄同が出迎すること、評議
一決したことが判知る。上野とあるは、慶喜退去の場所。此際慶喜の一舉一動が、徳
川家の安危、存亡に取りて、最も重要な關係を有する楔子であるから、靜寛院宮に
は、特に此事を心配せられたることが判知る。

宮橋本宛
御趣意書

二十六日(慶應四年二月) 少將(橋本實梁)への返事、午刻過中山に渡す。慶喜より奏

聞の書寫予趣意書出す。

右趣意書寫。

去る三日(正月)慶喜上洛之處戰爭に相成候事、恐入參らせ候。慶喜より承り候趣にては、無據次第乍どふか會桑先鋒にて、其者共より砲發致し候やにも承り候。さ様にては朝敵の名は逃難やと存參らせ候。右に付追討使向られ候御事承り、慶喜故に家名斷絶致し候やと、實に心配歎居參らせ候。慶喜より頼れ候次第も有之、私よりは嘆願致度と存、此度藤(王御門藤子)差登せ候へ共、つく／＼考候へば、慶喜重々不行届の上、此度之一件、此方より初候事に候はゞ、罪逃がたく、朝廷にも罪有物者をば咎あらせられず候ては、御政道も立せられず候故、私などの願は御取上に成不申、官軍向る候はゞ、其時に臨、私進退いかゞ致し候半、後代迄潔名を残し度、よく／＼と勘考致し候へ共、淺知の私、決斷致し兼、ケ條にて御相だん申入參らせ候。

右要領

以上は前に慶喜の依頼を兼、御自分の嘆願の筋もあり、徳川氏家名保全の爲め、土御門藤子を西上せしめたが、然も慶喜の罪免れがたく、朝廷にては愈々官軍東下

とならば、如何に一身を措置す可き乎と、其の生母橋本經子——觀行院の姪即ち宮に於ては從兄に當らせらる、橋本少將に當て贈り給ひし嘆願書の冒頭である。

官一身の
覚悟

一 官軍向はれ候とも、慶喜一身の御征伐にあらせられ候や、當家も是限斷絶の思しめしに有らせられ候哉、其節はいかゞ遊ばし戴候や、もし／＼上京の様御沙汰に候共、當家一度は斷絶致し候とも、私上京の上、歎願致し、聞召され候御事、寄手の將、御請合下され候はゞ、天璋院初へも其由申聞、御沙汰に従上京も致候半、再興出來申さぬ事に候はゞ、家は亡び、親族危窮を見捨存命候て、末代迄も不義者と申され候ては、矢はり御父皇様へ不孝思存候まま、左様の場合に至り候はゞ、死を潔致し候心得に候。

右要領

如何にも凜然たる御決心だ、慶喜は罪を蒙りても、嘆願の旨聞届けあらせられ、徳川氏は斷絶せずとの保障を、官軍の將帥が與うるならば、命に應じて、上京して嘆願するであらう、但だ一身の安寧を貪らんが爲めには、如何に上京の御沙汰ありとて、決して其命を奉ずることは出來ぬ、斯くては不義の汚名を末代までも残す

ことになる。斯くては御父帝様——仁孝天皇——に不孝となる。不義にして不孝なるは、宮の決して自から屑とし玉はざるところだ。されば斯る場合には、只だ一死を以て降嫁あらせられたる徳川家の爲めに、殉じ玉う覺悟である。此れが前文の主旨だ。

【三七】 靜寛院宮御日記より見たる嘆願運動 (三)

一人安全
を欲せず

靜寛院宮の御嘆願書は、以下につづく。

一 彌官軍向られ候へ共、當今様(今上天皇、即ち明治天皇)もしく私へ御義理合にて、以前に上京御させ遊ばし、其跡へ官軍向れ、當家滅亡、天璋院初危窮の場合に至り、萬一不慮等の事も候はゞ、私一人安泰に致し居候ては、兼々京都へ申合せ、其場合を逃候様に、當地の人々に思はれ、憶病不義の名を請、存命候ても銚(銚)無事に候。

存亡徳川

明治天皇には、靜寛院宮御方は、正しく叔母に當らせ玉ふ。如何様にもして、御一身

と共にす
る覺悟

の安全を圖らせ玉ふは當然のこと。但だ宮の一身のみを御安全ならしめ、徳川家を滅亡させんとおの思召に候はゞ、何の面目ありて、一命を存す可き。

たとへ京都に居候ても、萬一左様の場合に至り候はゞ、覺悟致し候心得に御座候。

京都に在りても、徳川氏滅亡の際には、共に滅亡の覺悟である。況んや徳川家の滅亡を跡にして、身を以て京都に通るゝに於てをやだ。

同じ事京都にては、私義心も分り兼候まゝ、もしく左様の思しめしに有らせられ候はゞ、私上京は御斷申入參らせ候。

如何にも凜然たる御決心の表白である。

一身貞操
を守る

くれぐれも慶喜は身より出候事に候へ共、天璋院(近衛篤子)は、昭徳院(徳川家茂)殿在世中孝道を盡され候まゝ、私にも不及乍昭徳院殿孝心を相守候心得故、天璋院初萬一不慮等も候て、私一人安泰に致し居候ては、亡夫への貞操も立難候まゝ、私一身は、當家存亡に従候心得に候。

千載に響
く文句

天璋院は、將軍家定(温恭院)の後室にして、昭徳院即ち將軍家茂には、義母である。従

て又た靜寛院宮にも同様である。亡夫への貞操も立難候ま、私一身は當家存亡に從候心得に候の一節は、實に千載に響く文句だ。

潔名を殘
考したき御

信義の爲、一命も惜不申候へ共、全體私下向の事、先帝(孝明天皇)様叡慮を惱され候へ共、無據次第に付、段々御勸有らせられ、下向致し候事故、當今様(明治天皇)御代にて、無據事とは申乍、私兎も角も成候はゞ、當今様御不義と申上候様にては、先帝様へ私不悌の事、且は此度の一件、昭徳院殿に候はゞ、私いか様に成候ても、當然の事に候へ共、慶喜故に朝敵と共に身命を捨候ては、御父帝様玉體を御汚し申上候様の事にて、不孝の段、恐入殘念の事に候、孝を立んと致せば、不義に當り、義を致せば、不悌に成、誠に進退いかゞ致しよろしくやと、當惑已致し居候、何れ共、後世迄潔名を殘し度候間、御差圖頼入候以上。

氣象活現

本文は果して靜寛院宮の御自作であつた乎、將た祐筆の手に成りたる乎、其邊の詮議は姑らく措き、全文を通じて、一氣貫流、如何にも貞烈氷雪よりも潔き靜寛院宮の御氣象が、其のまゝ、文字の上に活現してゐる。此れを御直書と申すも、決して一點の疑は無い程、宮御自身の御胸中が鮮明に描き出されてゐる。

右同様の文、二月朔日出にて、橋本大納言へも出置。

橋本大納言は橋本實麗にて、御生母觀行院の兄、宮には伯父に當らせらる。

藤子歸著
報告

晦日 午刻藤歸著、二月六日著、十日倉橋家にて、中院、長谷の兩卿へ面會、予口上の趣申述る。猶太政官にて、衆評の上、返答可致旨申され、兩卿歸られ、夕方中院、再倉橋家へ來られ、予口上の趣書取に致し候様、藤へ誂られ候へ共、藤斷に及候事、翌十一日兩卿來られ、書取の事誂れ、猶又斷に及候事、戌刻(午後八時)頃、藤橋本へ參る。十二日兩卿より誂の書附、長谷へ出す。十六日長谷より返答書付渡され候事、子刻(午後)橋本へ參る。議定返答に付、藤より願之書付、長谷へ出す。十七日返事來る。此度は參内止られ候に付、十八日出立之事、右之次第、藤より承る。橋本大納言より此程の返事、家名の處は御憐愍も有らせられ候やの事、河越の事相談可、然由申越され、正親町三條文の寫見せられ、右寫此度の事は、實に容易ならざる義に御座候へ共、條理明白、謝罪の道も相立候上は、徳川家血食の事は、厚思召も有らせられ候やにも、伺候間、右の所は、宮様よりも厚御含有らせられ候様存候事、夕刻予儀定返答書、天御方へ終始申聞、錦を以田安初、表方一同へも見せ置。

家名は憐
愍

此の如くして土御門藤子は、其の使命を達して、二月晦日に歸著した。乃ち宮の雪
冤及び嘆願運動は、決して徒爾ではなかつた。

【三八】 土御門藤子使命を果たす

藤子橋本
實梁に面
會

靜寛院宮の雪冤運動(參照六七)と、嘆願運動(參照三五—三七)は、既記の通りだ。而して宮
の使者として西上せしめられたる土御門藤子は、能く其の使命を果たすを得た。
彼女は既記の如く、正月二十一日江戸を發し、二月晦日桑名驛に抵り、橋本實梁に
光徳寺に於て面會した。彼女が江戸を發する際は、未だ橋本實梁が東海道鎮撫總
督として、東下しつゝあるを知らなかつた。

藤子上京

實梁は藤子が携へたる靜寛院宮の直書を拜讀し、更らに萬里小路博房に贈るの
書を裁し、靜寛院宮の直書、慶喜の哀訴狀とを併せて、之を藤子に託し、京都に赴か
しめた。而して藤子は六日京都に著し、十日倉橋泰聰の邸に於て、議定長谷信篤、參
與中院通富に面し、靜寛院宮哀願の衷情を詳かに陳べ、且つ其の橋本實梁より託

正親町三
條口演書

せられたる諸文書を、萬里小路博房に致した。博房は之を岩倉具視に轉示した。斯
くて二月十六日長谷信篤は、靜寛院宮の御哀願に就ては、朝議を盡さる可き旨を、
藤子に傳へ、而して正親町三條實愛は、口演書を橋本實麗に傳へ、之を靜寛院宮に
致さしめた。

此度の事は、實に容易ならざる義に御座候へ共、條理明白、謝罪の道も相立候上
は、徳川家血食の事は、厚思召も有らせられ候やにも、伺候間、右の所は、宮様はじ
め、厚く御合あらせられ候やう存候事。

藤子の歸
還

斯くて橋本實麗は、此の口演書に書簡を副へ、藤子をして之を齎らし、江戸に歸ら
しめた。此れは岩倉具視か、三條實美、中山忠能等と相談の上になりたるものにて、
藤子は十八日京都を發し、二月三十日江戸に還りて、復命したるは、既記の通りだ。

〔參照 三七〕

宮の哀願
成功

以上の通りなれば、土御門藤子は、正しく其の使命を果たした。乃ち靜寛院宮の雪
冤、若しくは哀願運動は、或る程度までは成功した。即ち慶喜其人に取りては、兎も
角も、苟も恭順の道を盡すに於ては、徳川家は、何等かの形式に於て、保存せらるゝ、

ことだけは明白となつた。固より内親王としての貴き御身分にはよることながら、徳川側に取りては、頼みの綱としては、只だ靜寛院宮御一人であつた。そは何人の力よりも、何人の手よりも、京都の朝廷を動かすものは、只だ宮の御哀願であつたからだ。

宮御降嫁の事情

元來宮の御降嫁は、宮御自身の御望には反した。宮には既に有栖川宮熾仁親王との御婚約があつた。御兄君たる孝明天皇にも、固より之を好み玉はなかつた。只だ公武合體の爲めと云ふ切なる希望が、幕府側に存し、同時に朝廷側にも岩倉具視が、率先して此事に周旋し、加ふるに所司代酒井忠義が、其間に奔走し、遂ひに孝明天皇をして餘儀なくも之を認可あらせ玉うことゝなつた。然るに宮は絶對的に之を辭退し玉ひ、その爲めに一時は孝明天皇をして、御讓位の宸慮をも、御漏らし玉うに至つた。此に於て流石の宮も殆んど一死を分として、叡慮を奉承せらるゝことゝなり、御降嫁は實現した。斯くて千代田城に御入興遊ばされた。此れは文久元年十二月十二日御齡十六歳であつた。

將軍薨去

斯くて文久二年二月十一日には、將軍家茂と御婚儀の典を擧げさせられ、伉儷尤

も睦じくあらせられたるに拘らず、文久三年には將軍は上洛し、元治元年には再度の上洛となり、慶應元年五月には征長の爲めに大阪に赴き、翌年七月大阪に薨じた。

人生の運命

宮は才かに足掛け六年の御結婚生涯の中にも、半ば孤獨の中に暮らし玉うた。今更ら御同情と申す言葉も愚ろかである。然るに公武合體の目的は、全然失敗し、宮は却て徳川家の教主として、其の一身を盡瘁し玉うに至りたるは、如何にも思ひ掛けなき人生の定運と申さねばならぬ。而して當時公武合體の主唱者、宮御降嫁の發頭人の一人とも云ふ可き岩倉具視としては、いかで之を傍觀坐視することが出來得可き。土御門藤子上京の使命を達し得たるも、決して徒爾ではなかつた。

【三九】 錦旗東下中止の運動

宮に中止運動依頼

官軍東下は、日一日と切迫し來つた。されば江戸側では何とか之を中止せしむべく、其の運動を靜寛院宮に御依頼することゝなつた。

朔日三日追討官軍追々御進に付ては、御止の様、大總督へ願之文出し吳候様錦を以田安より頼に付、春來の始末承知無内は、願候へ共、最早段々の次第承知之上は、御止り願は致兼候。

如何にも御尤のことだ、慶喜の罪狀を御承知なき際は、兎も角も、既にそれが明白となりたる今日、御追討も止むを得ぬ次第だ。

諸願大總督府經由命令

乍去慶喜にも此上に一かど相立候事に候はゞ、願も可致候間、猶勘考の様答置、酉刻(午後六時)頃越前より此間奏聞頼の事、大總督を置れ候間、其手をへすしては御取上に不相成趣申來る。

若し慶喜にして改悔謝罪の實を擧ぐるに於ては、御願をも致す可きかとのこと、後段は諸願大總督府を經由す可しと越前より申來りたること。

一橋哀願に發足

明日一橋發足に付、藤口上書並に議定返答之書披見致し度旨、田安より頼ミ付、二通共表へ出す、明日登城の上披見、直に返上の由返答、戌刻(午後八時)頃天御方入來、錦旗御止の様、願之文、大總督へ出し、吳候様、田安初表方一同より頼ミよし申述べられ、猶勘考の上、返答と答置。

「一橋發足」とあるは、一橋玄同が官軍東下に就て、哀願の爲め、途中まで出張のこと、而して如何に天璋院を假りて宮を動かし、宮を假りて大總督府を動かさんとする江戸側の魂膽を見よ。

天璋院御打合

二日 昨日の文の事、承知の趣旨、右に付田安頼に付てと少將(橋本實梁を斥す)へ申聞可候間、田安書付認の様、天御方へ詔置、未刻(午後二時)天御方田安へ申聞られ、承知之由承る。此度は一橋、田安兩卿より歎願書、一橋大總督御軍門へ持參の由、右案文披見候事、少將への文下書、錦を以、天御方へ見せ置、少將への文寫。

和宮橋本宛狀

此程は藤東歸致し、此度の次第つぶさに承り、何共申様も無、恐入候次第故、最早追討使御止の事等、願出候ては相すみ申さぬ事故、只々恐入候處、此度茂榮二橋玄同、慶頼(可空)歎願之書、茂榮大總督宮様御軍門へ持參致し候に付、私よりも暫時官軍御進の處は、御猶豫の事、願の文、大總督宮様へ差出候様、田安より別紙之通願出候へ共、もはや私より願出候ては相濟申さぬ次第故、たつて理申度は存候得共、此場合にて斷申候ては、當家(徳川)の事をかまひ申さぬ様に、田安初存

是迄種々心配致し候事共消行候ては、残念の事に候ま、何卒兩人歎願書大總督宮様御一らん有らせれ候迄之處、錦旗御止りの様、願度存參らせ候。大總督御軍門へ、右歎願書茂榮持參出來候様御取成の事、ふしてふして、御頼申參らせ候事、くれぐれも前文之通御征伐御止之事を願候にては、決して〳〵無、只々茂榮大總督御軍門へ持參出來候様、其處を御頼申入候事に候ま、何もよろしく御取計の様、頼入參らせ候。以上。

靜 寛 院

は し 本

少 將 殿

如何にも情理を盡したる文だ。

酉刻(午後)比田安書取受取、右書付寫。

此度慶喜不束より不容易之事件に至り、御追討使御差向に相成候に付、私共より大總督宮へ、歎願仕度存候に付、而、錦旗暫時止られ候様、偏に御取成之程奉願候。

慶 頼

一橋出立、四日に相成候事。中山道々は、高家使に出候に付、途中名目借用錦より仲村を以、願の事。

中止願の理由

何れにしても江戸城の重立ちたる人々達は、錦旗の江戸城に來り迫るを、姑らく中止し、其間に於て大總督へ陳情し、哀訴し、歎願し、兵火の難を免れんことを汲々として是れ勗めてゐた。

第七章 西郷大久保の強硬論

【四〇】 關東討伐に關する西郷の意見

京都の内
外多事

眼を轉じて京都側を見れば、益と正月とが、一度に到來したるが如く、眞に内外多事であつた。一方には新政府の組織及び制度に就て、如何にす可き乎。新政府の會計用度は如何にす可き乎。浪華遷都の議は如何にす可き乎。外國公使入京謁見の件は如何にす可き乎。それよりも神戸に突發したる備前家老日置帶刀の兵と外國兵との衝突の善後策は如何。而してやがては更らに堺に於ける土佐兵と佛兵との交闘事件が出來した。是等は皆焦眉の問題にして、其中には既に片付きたるもあり、未だ片付かざるもあり、未だ全く手を著けざるものもあり、眞に新政府は多事であり、同時に多難であつた。

官軍東下
の重大問
題

更らに如上の諸問題以外に、否なより以上に、重要なるは、對徳川氏問題だ。云ひ換ふれば、官軍東下の問題だ。既記の如く朝廷には越前——松平春嶽——が専ら主

西郷の強
硬論

として、徳川慶喜の哀願を取次ぎ、彼是と周旋しつゝ、ある。靜寛院宮には慶喜等の懇請を容れ、又た御自發にて、頼りに雪冤、哀願の運動を爲されつゝ、ある。斯る場合に處して、新政府は之を如何せんとする。今ま二月二日（慶應四年）付の西郷吉之助より大久保一藏に與へたる書簡を掲げんに、曰く、

只今別紙相達申候處、慶喜退隱の歎願、甚以不届千万、是非切腹迄には、參不申候ては、不相濟、必越土抔よりも寛論起候半か。然れば靜寛院と申ても、矢張賊の一昧と成りて、退隱位にて、相濟候事と被思食候は、無致方候付、斷然追討被爲在度事と奉存候。かく迄押詰候處を、寛に流候ては、再ほぞをかむとも無益譯に到り候半、例之長評議に因循を積重候ては、千歳の遺恨と奉存候間、何卒御持合の御英斷を以、御責付置被下度、三拜九拜奉願候。以上。

二月二日

西郷吉之助

大久保一藏様

本文別紙とあるは、既記徳川慶喜及び靜寛院宮の嘆願書である。西郷は慶喜退隱などの糊塗手段にて始末を付くるを以て、不測の禍根を残すものと認め、此際は

四〇 關東討伐に關する西郷の意見

飽迄徹底的にやりつけねば、英斷の目的をば、果たす能はざるものとして、大久保の英斷を促がしたるものと察せらるゝ。

大久保全然同意

西郷の此の意見には大久保も固より異存のある可き筈は無かつた。今又大久保日記を案するに、

- 一 廿八日(正月)太政官代参仕、昨日關東追伐見込言上候様、就御達今日各見込言上相成る。
- 一 二月朔日岩倉公より御紙面到來參殿、追討一條、策略書取差上候様御沙汰にて、西郷談合相認、御所に罷出差上る。
- 一 四日 今朝岩倉卿の出、慶喜、靜寛院様に謝罪に付、御局(土御門藤子)上京之故を以云々言上。

とある。片言零語ながら、やゝ其間の消息が窺はるゝ。

新政府頭痛の種子

固より新政府としては、靜寛院宮の存在を、無視することは不可能だ。否、な正直のところ、靜寛院宮の存在が、頭痛の種子であつた。宮が徳川家に見切をつけ玉うて、西歸あらせらるれば、新政府に取りては、上上吉であつたが、宮は固く婦道を御

東征の急務

守りあらせられて、其の降嫁あらせられたる徳川家と、休戚、存亡を共にせんとの御決心である。此處が則ち痛し痒しのところだ。

されど若し此儘追討の官軍を東下せしめざるに於ては、關東の形勢は如何に變轉す可き乎、容易に測り知る可からざるものがある。而して若し關東が新政府の政權範圍の外に特立するが如き場合あらば、東北の形勢も亦た更らに憂慮す可きだ。されば此際の急務は、速かに官軍を東下せしめ、江戸城を收め、江戸の眞中に錦旗を推し立つるを以て、天下の形勢を定むる、第一の方策とせねばならぬ。西郷の意、蓋し此處に存したるものと察せらるゝ。

【四一】新政府の近狀と大久保の書簡(一)

養田宛狀

今又大久保一藏の二月十六日付にて養田傳兵衛に與へたる書簡を見るに、此れは事實京都の近狀を、在鹿兒島の島津久光に報告したるものにして、頗る新政府の消息を知るに足るものがある。

中將様(久光)益御機嫌克被爲遊御坐、恐悦奉存候、於御當地太守様(忠義)御同前被爲遊御座、御同慶奉存候、去る朔日(三月)伊地知壯之丞等出立候付、主上太政官代(三條城)へ親臨下參與迄も玉座之下に被爲召、朝敵親征之儀、斷然被仰出候次第は、御聞取可有之と奉存候。

「朝敵親征」が眼目だ。

到處風靡

其後日々官軍へ歸順之藩不少、關以西鎮定は無申迄、東海、東山、北陸、山陰之諸道、鎮撫使到處悉く降伏せざるは無之、實に愉快之至に御坐候。

此れは一般の形勢を云ふ、山河草木悉く皆な官軍に靡くを云ふ。

既に征東之先鋒、追々繰出され、總裁有栖川帥宮(熾仁親王)大總督之被爲蒙命、昨十五日御出馬、錦旗飄々として、嚴威三軍に振ひ、如何なる大逆無道といえども、豈是に伏誅を免れ可申哉。

巢窟彌恭

此れは二月十五日、有栖川宮熾仁親王が、征東大總督として、御發向のことを云ふ。巢窟之舉動も彌恭順止、戈候筋に決定はいたしたる向に御座候。小栗上野介免役、大久保一翁會計總督、勝安房陸軍總督、矢田堀敬藏海軍總督等に命じたる由

に被聞申候。

此れは江戸の情報だ。

慶喜謝罪の趣意

最靜寛院宮様御局(王御門藤子)を以て謝罪狀を差出、越公(春嶽)へも同斷直書を以、嘆願、是非官軍を被差向候儀、御止相成候様、盡力を頼と之事候由、謝罪之趣意は、退隱いたし、可然者相撰、相續可申付に付、祭祀を存在被下候様、云々之趣に御座候。

此れは慶喜の意中を云ふ。

慶喜對紀州交渉

於江戸表、紀州重役召出し、自ら退隱、紀侯へ相譲ると之儀相達候旨、國元へ申來、甚心外に存じ、早速相斷、十分謝罪之道可相立と申遣置候と之紀侯より御届相成候。

此れは慶喜對紀州の交渉を云ふ。

愚弄甚し

誠あほらしき、沙汰之限に御座候。反狀顯然、朝敵たるを以、親征と迄被相決候を、退隱位を以、謝罪など、益愚弄奉る之甚鋪に御座候。天地不可容之大罪なれば、天地の間を退隱して後、初て被解兵可然、左もなくば、寸毫御猶豫被爲在候ては、

例之誦詐權謀に陥り給ふは、案中に御座候。

西郷大久保の眞意

此れは前掲「參照四〇」西郷の所謂「慶喜退隱の歎願甚以不屈千万是非切腹迄には參り不申候ては不相成」との一句と對照して、如何に兩雄の意見が此の徳川氏處分問題に於て一致しつゝあるかゞ判知る。尙ほ大久保の「天地不可容之大罪なれば、天地の間を退隱して後、初て被解兵可然」との一句は、如何にも痛快だ。「天地の間を退隱するには、死するの他はない。乃ち西郷の「切腹まで行くの他はない。惟ふに當時の廟議は、動もすれば、越前春嶽等の周旋に動かされ、加之靜寛院宮の御哀願によりて、寛典措置の傾向無いでは無かつた。されば此際西郷、大久保等が斷々乎として、徹底までやりつくるの議を主張したるは、未だ必らずしも徳川氏に對する報復的、若しくは怨讎的動機の爲めでなく、寧ろ天下の大局から打算して維新回天の事業が中途にして沮廢せんことを顧慮するの餘、此に出でたるものであらう。而して彼等が尙ほ別に一の奥の手を利ましたることは、他の機會に於て之を語るであらう。

【四二】新政府の近狀と大久保の書簡(二)

外使謁見
仰付

一 朝廷之所も、先當分通にては御緩み相付候儀は無御座、英佛以下十六ヶ國公使入京參内、天顏拜迄も被仰付候筋、朝議確斷、十八日方浪華發足之都合に御座候。

此れは外國公使入京、主上より謁見仰せ付けらるゝを云ふ。

謁見式典

最紫宸殿におひて御對顔被仰付、奏樂の御設も被爲在候筋に御座候。白馬御節會之御式之御椅子に被爲召、御立禮、御沓にて、自ら固有之大禮を以、御接遇之場に相當り、旁御便利なるを以、御治定に被爲成、誠に斯迄斷然の御處置を以、御待遇被爲在候得ば、彼等におひても奉感伏事は、相違無御座候。是さえシツカリ御結付相成候得ば、皇國之事不足憂、万歳を唱へて可なるべしと奉存候。

此れは外國公使等謁見の際に於ける、典禮、儀式等に關する消息、當時に於ては斯る事柄が、随分重要と云はんよりは、重大の問題となつたものと察せらるゝ。

佛の調和風説

佛軍艦四艘參調和を謀り候と之説にて、大に懸念も御座候得共、格別に申立候向にも無之由、是はたとひ申立るにせよ、佛一國にて賊に荷擔する筋合無御座候故、左まで可憂譯とも相考不申候。

佛國が武力干涉を試みんとする説あるも、信するに足らず、假令此事あるも憂るに足らざるを云ふ、然も此れによりて、如何に當時斯る風説が流行しつゝあつたか、判知る。

浪華巡狩御決定

扱各國使引取相成候得ば、浪華巡狩、暫時行在太政官代御引移の御運相成賦に御座候。

所謂る大久保浪華遷都論の全部的實行たらざるも、其の主旨だけは實行せらるることゝなる譯合だ。

此機會今一層朝廷因循之腐臭、一掃無之候而は、眞に大礎相居候儀は無思東遷都之論、色々六ヶ舗、先行在を以、巢穴舉り候上、斷然御施行の御内定に御座候。此事相運候得ば、十分御體裁も立可申候。當月中には彌被行可申候。

之を初歩として、遷都の實を擧げんとの廟議だ。然も關東平定の後、やがて江戸が

島津忠義近狀

東京と改稱せられ、帝都となりたるは、畢竟其の淵源を此に發すること勿論だ。
一 太守様（島津忠義）海陸軍總督御斷被仰上候後、未何たる御沙汰無御座候、無御據御節而已御參仕被爲在候。

此れは島津忠義の現狀。

毛利元徳現狀

長若侯（毛利元徳）も上京候得共、未何たる御沙汰無御座、是も段々内願も有之哉に被聞申候。議定職被仰付、御内評之由、類に御暇大膳公（毛利敬親）へ御交代之御願切に御申立相成、左様ならば行幸供奉迄と申處で、御引留被成候由、何れ巢穴鎮定迄は、御引留不相成候而は、濟申まじく相考申候。

此れは毛利元徳の現狀。巢穴鎮定とは、江戸城引渡相濟、江戸平定までとの意味。

薩長對立憂慮

以上によりて考察しても、當時朝廷の上にて、薩と長とが動もすれば對立とならんとするの傾向あるを憂慮あらせられ、それを未然に防止せんとの心配があつた如くに想はるゝ、而して大久保其人なども、恒に其意を此の一點に集め、兩藩の平衡を維持するに於て、遺漏なからんことを勗めた如くに想はるゝ、乃ち島津忠義が陸海軍總督を辭したるも、毛利世子（元徳）を強ひて京都に引き留めたるも

薩長間の折合を善くする所以であつたと想はる、薩長が建武中興に於ける足利、新田たらなかつたことは、如何に兩藩の先達、西郷、大久保、木戸、廣澤等の苦心を要したるかは、恐らく想像に餘りあることであつたらう。何は兎もあれ、兩藩の妥協は、容易でなかつたが、之を維持するは更らに困難であつた。

【四三】新政府の近状と大久保の書簡(三)

各藩徐々
出京

一 越公(松平春嶽)は當分にては、至極御はまり、一任して御鞅掌被爲在候付、木戸、廣澤等申談、大幸之事候間、押立盡力之筋決居候。容堂公は亦々御病發此節は御胸痛にて、ヨホド御難儀之由、英醫など御頼入相成申候。後藤は面目を改め、至極之盡力に御座候。肥前も當公(鍋島直正)上京、國論一變、是迄退斥せられ候もの共、段々黜陟も有之、近々閑叟公も上京と申事に御座候。筑前も千人位、人數差出候由、加賀も先鋒など願出、をかしき次第に御座候。

可笑しき

此れは各大名、各大藩の形勢を説きたるもの。越前老侯春嶽が、専ら國事鞅掌につ

形勢觀望
者の態度

き、薩長合體して彼を推し立て、彌よ盡力せしむるつもりとのこと。機會者である後藤も、最早色目を慶喜に使う可き時節は過ぎ去りたれば、一圖に朝廷の爲めに骨を折る可きは勿論のこと。筑前、肥前、加賀など、何れも形勢を觀望したる連中が、そろ／＼首を出し來りたる有様を説き、をかしき次第に御座候との一句もて之を截斷したるは、如何にも大久保其人の聲を聞くが如き心地する。尙ほ鍋島閑叟及び肥前が、維新回天の鴻業に、如何なる貢獻をなしたるかに就ては、他の機會に於て、之を語るであらう。

薩藩十萬
石獻納

一 今般親兵御組立爲御用途、十萬石御返獻被遊度、思食を以、朝廷へ御願立相成申候。朝廷上は不及申、列藩且外夷迄も御兩殿様(久光、忠義)勤王無二の御誠心擴充被爲在候御美事にて、實に難有此事に奉存候。

貢獻の利
益

此れは朝廷親兵組織の經費として、薩藩主より十萬石獻納を云ふ。朝議は中々六かしかるべしと奉存候得共、親兵貢獻之議起り候には無相違、左すれば自ら御投出し不被成、而は相濟不申事候間、機に投じて、御願出候事、利害の上にてても、如何計之御得に御座候。就ては自ら御國元におひても、朝廷御一新

に基き、大御變革之御論は可被爲在、固より行在被爲居候得ば、易簡輕便を以、御大革被爲遊、御内定に候得ば、猶以藩屏は輕易之御國體、相居不申ては不被爲濟、譯御座候間、何卒此機會を以、所謂三職之體に倣らはせ給ひ、冗官を省かせられ、軍國之政を擧げ、御政度此に御確立被爲遊候様、伏以奉懇禱候。

親兵設置となれば、遂ひには朝廷より諸藩へそれ〴〵、献金の御沙汰が来る可きは必然だ、されば事前に於て、此方より十萬石献納を申出でたるは、機を見て成す所以にして、利害の點から計較するも、得策である。又た朝廷既に易簡、輕便の大革新を行はるゝに於ては、藩屏としても亦た此事に倣ふ可きは當然である。

忠義の歸藩困難

太守公(鳥津忠義)にも、巢窺擧る迄は、逆も御暇は六ヶ鋪、左候得ば、夫迄之御入費莫大之御事故、益先見を用ひ不申ては、不相濟事に御座候。社稷を顧み給はざる思食を熟味仕候得ば、御入費は抑末なる事ながら、今日に成行候ては、亦一概に論すべからざる譯に御座候。御進退は兎角臨機に御決斷奉願候外無御座候。此れは鳥津忠義の滯京に付て云ふ。

西郷東征

右今日飛脚被差立候付、大略之形行申上候。西郷にも大總督參謀として出立、征

出資留守の困難

東一大事とは乍申、跡之處甚込入申候。小大夫(小松帶刀)も外國掛にて下阪にて候。昨今外國公使參朝之儀に付、諸御手當掛被仰付、兩日は夜半に退出仕候次第にて、詳細申上候儀も調不申候。宜く御含を以御申上被下候様奉願候。頓首々々。

二月十六日

大久保一藏

養田傳兵衛様

再白 日州代官支配地取調之事、九州鎮撫總督へ御届相成候様更に御達可有之候。何卒嚴重明白の御處置有之候様、出張之役方へ御達被下候様所願に御座候。

下阪奉還

當時西郷は關東に向ひ、小松は大阪に下り、大久保一人京都に在りて、新政府の樞軸に參じてゐた。其の勞苦想ふ可しだ、而して鳥津忠義の十萬石返納は、實に二月十一日付にて、大久保が西郷、小松等と胥ひ議して、之を忠義に進言し、其の願書も大久保が自から起艸したるものだ。其の願書中には、「全體封建之制にては、其力離解分裂、各國比敵難相成候付、復古之實義に従ひ、鎌倉以前之如く奉還候て、至當之議と奉存候得共、未時勢其宜を不得次第も可有御座」と奉存候との文句ありて、

其の文意を察すれば、此れが封土返上、版籍奉還の下地たる可きは、断じて疑を容れず。されば當時大久保等の脳中には、業に既に其の成竹が出来てゐたか、若しくは出来つゝあつたものと察せらるゝ。尙ほ右願書は三月に至りて却下となつた。

第八章 官軍東征

【四四】官軍東征の部署

親征詔書 此れより官軍東征の事を語る。抑も二月三日には、天皇親しく太政官代に臨ませ給ひ、左の如き親征の詔書を發せられた。

今度慶喜以下、賊徒等江戸城へ遁れ、益暴逆を恣にし、四海鼎沸、万民塗炭に墮むとするに忍び給はず。叡斷を以、御親征被仰出候。就ては御人撰を以、被置大總督候間、其旨相心得、畿内七道、大小藩、各軍旅用意可有之候。不日軍議御決定可被仰出御旨趣可有之候間、御沙汰次第奉命馳集べく候。諸軍戮力一同勉勵可盡忠戰旨、被仰出候事。

二月三日

親征部署 而して其の部署は左の如し。

親征大總督府

【四四】官軍東征の部署